

**PART 760**  
**Restrictive Trade Practices or Boycotts**  
制限的取引慣行又はボイコット

Sec.		Page
760. 1	<a href="#">定義</a> -----	1
760. 2	<a href="#">禁止事項</a> -----	11
760. 3	<a href="#">禁止事項に対する除外条項</a> -----	27
760. 4	<a href="#">回避</a> -----	47
760. 5	<a href="#">報告要求事項</a> -----	50
付則 1	<a href="#">解釈</a>	
付則 2	<a href="#">解釈</a>	
付則 3	<a href="#">解釈</a>	
付則 4	<a href="#">解釈</a>	
付則 5	<a href="#">解釈</a>	
付則 6	<a href="#">解釈</a>	
付則 7	<a href="#">解釈</a>	
付則 8	<a href="#">解釈</a>	
付則 9	<a href="#">解釈</a>	
付則 10	<a href="#">解釈</a>	
付則 11	<a href="#">解釈</a>	
付則 12	<a href="#">解釈</a>	
付則 13	<a href="#">解釈</a>	
付則 14	<a href="#">解釈</a>	
付則 15	<a href="#">解釈</a>	
付則 16	<a href="#">解釈</a>	

**PART 760 (第760章) 一制限的取引慣行又はボイコット****§ 760.1 定義**

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII, subchapter C をいう。

**(a) “人”の定義**

本章でいうところの用語“人”は、個人、又は公的若しくは私的な事業者若しくは組織体であって、米国又は外国において組織され、永続的に設立され、居住し、或いは事業を行うことを登録されたものをいう。この“人”の定義には、単数及び複数の双方を含み、更に、次のものを含む：

- (1) 組合、法人、会社、支店又はその他の形態の事業者若しくは組織体（営利団体であるか、非営利的団体であるかにはかかわらない）；
- (2) 政府、又は政府の省庁、機関若しくは委員会；
- (3) 同業組合、商工会議所又は労働組合；
- (4) 慈善団体又は共済組織；並びに
- (5) 本節の(a) (1) 項から(4)項に具体的に掲載されていないその他の事業者若しくは組織体。

**(b) “米国人”の定義**

- (1) 本章は米国人に適用される。

本章でいうところの用語“米国人”は、米国の居住者又は米国民（個人、国内企業、及び国内企業の事実上支配下にある“外国の子会社、系列会社又は国内企業の常設の外国の事業所を含む）をいう。この“米国人”の定義には、単数及び複数の双方を含み、更に、次のものを含む：

- (i) 米国政府又は米国政府の省庁、機関若しくは委員会；
  - (ii) 米国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ米国自治連邦区、米国の準州若しくは属領の政府、又はこれらの政府の下位組織、省庁、機関若しくは委員会；
  - (iii) 本節の(b) (1) (i) 項又は(ii) 項の法律のもとに組織された組合、法人、会社、組織体又はその他の事業者；
  - (iv) 米国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ米国自治連邦区、米国の準州若しくは属領に所在する外国企業の子会社、組合、系列会社、支店、事務所又はその他の常設の事業所；並びに
  - (v) 国内企業の外国の子会社、組合、系列会社、支店、事務所又はその他の常設の外国の事業所であって、これらの国内企業の実事実上支配下にあるもの。（“事実上支配下にある”の定義については、本節の(c) 項を参照してください。）
- (2) 用語“国内企業”は、本節の(b) (1) (i) 項又は(ii) 項に挙げる行政管轄区に所在する、或いは当該行政管轄区の法律のもとに組織された組合、法人、会社、組織体若しくはその他の事業者、又は外国企業の常設の国内の事業所をいう。
  - (3) 用語“外国企業”は、本節の(b) (1) (i) 項又は(ii) 項に挙げる以外の行政管轄区に所在する、或いは当該行政管轄区の法律のもとに組織された組合、法人、会社、組織体又はその他の事業者をいう。
  - (4) 用語“米国人”には、個々の米国籍を有する個人であっても、米国外に居住する者、並びに米国人以外の者により永続的若しくは一時的に雇用されている者、若しくは米国人以外の者の被雇用者として、その指揮及び支配下で働くことを命ぜられた者は含まない。

**“米国人”の例示**

次の例示は、ある者が“米国人”であるかどうかを判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の銀行 A は外国 P に支店を持っている。この支店は、国内企業の常設の外国の事業所であるから、米国人である。
- (ii) 10 人の外国籍の者が米国内に製造工場 A に設立し、ニューヨーク州法のもとで法人組織にしている。A は、米国の一つの州の法律のもとに組織された法人であるから、米国人である。
- (iii) 外国法人である A が、米国のオーダーを取る目的で米国に事務所を開設している。この事務所は別法人にはしていない。A の米国事務所は、外国企の米国内の常設の事業所であるから、米国人である。
- (iv) 米国の個人である A は、外国法人である B に在庫を所有している。A は米国人である。しかし、

用語“国内企業”には個人を含まないから、Aは“国内企業”ではない。

- (v) 米国内に居住する外国籍の者 A は、外国法人 B に雇用されている。A は、米国内に居住するから、米国人である。
- (vi) 外国籍の者であって、外国に居住し、外国法人に雇用されている者 A が、事業の機会を調査する目的で時折米国内を訪れている。A は、米国の居住者又は米国の国籍を有する者ではないから、米国人ではない。
- (vii) A は、取引の拡張の目的で、ペンシルバニア州の法律のもとに組織された米国企業の組織体である。A は、米国の一つの州の法律のもとに組織された組織体であるから、米国人である。
- (viii) 米国企業 B に雇用された個人 A が、Y 国の要請により被雇用者として企業 C に配属された。C は Y 国により所有及び支配されている外国の会社である。米国の国籍を有し、Y 国に居住することになる A は、彼の保険、年金及びその他の手当を彼が持ち続ける条件で、配属に同意した。それに応じて、B 社は A の従業員手当を保護するために A を被雇用者として雇用することに同意し、C 社は A の給料を支払うことに同意した。彼が C 社のために働いている間はいつでも、A は C 社の指揮及び支配下にある。A は、米国外に居住することになり、かつ、米国人でない者の被雇用者として配属されることになるから、A は C 社の指揮及び支配下にある限り、米国人ではない。A の保険、年金及びその他の手当を保護することを意図する取決めがあっても、A が C 社の指揮及び支配下にある限り、C 社の被雇用者としての彼の立場を無効にすることはない。
- (ix) 米国市民 A は、3 年間ヨーロッパに居住し、そこで彼は通信産業分野において米国及び外国の企業のための自営コンサルタントをしている。A は、米国籍を有する者であること、及び A は米国人以外の者に雇用された米国外に居住する者ではないから、米国人である。

(c) “事実上支配下にある”の定義

- (1) 本章は、国内企業の“事実上支配下にある”当該国内企業の外国の子会社、組合、系列会社、支店、事務所又はその他の常設の外国の事業所に適用される。“事実上支配下にある”は、国内企業の外国の子会社、組合、系列会社、支店、事務所又はその他の常設の外国の事業所の基本方針の制定し、かつ、日々の運営を管理する権限及び能力からなる。
- (2) 国内企業の外国の子会社又は系列会社は、次に該当する場合、十分な証拠による反証がない限り、当該国内企業の事実上支配下にあるものと推定される：
  - (i) 国内企業が、外国の子会社若しくは系列会社の発行済の議決権のある有価証券の 50%超を、直接若しくは間接に収益目的で所有若しくは支配している；
  - (ii) 国内企業が、外国の子会社若しくは系列会社の発行済の議決権のある有価証券の 25%以上を、直接若しくは間接に収益目的で所有若しくは支配している（ただし、他の者が同等以上の割合を、直接若しくは間接に所有若しくは支配していない場合に限る）；
  - (iii) 外国の子会社若しくは系列会社が、独占的経営契約の条項に従って国内企業により運営されている；
  - (iv) 外国の子会社若しくは系列会社の取締役会の役員の過半数が、国内企業の同等の理事会の役員でもある；
  - (v) 国内企業が、外国の子会社若しくは系列会社の取締役会の役員の過半数を指名する権限を有している；又は
  - (vi) 国内企業が、外国の子会社若しくは系列会社の最高業務執行責任者を指名する権限を有している。
- (3) クライアントの便宜のために有価証券の単なる名義上の所有権を保有する証券会社又はその他の者は、当該有価証券を支配しているとはみなされない。
- (4) 国内企業であって、保有者又は所有者が随意に直ちに議決権のある有価証券に転換することができる有価証券を、直接若しくは間接に所有する企業は、それらの議決権のある有価証券を所有又は支配しているものとみなされる。
- (5) 国内企業の外国支店の事務所又はその他の法人化されていない常設の外国の事業所は、いかなる状況においても、その国内企業の実事実上支配下にあるとみなされる。

“事実上支配下にある”の例示

以下の例示は、国内企業の外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所が“事実上支配下にある”状況を判断する際のガイダンスを与えることを意図している。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) A社は、外国で法人化されている。A社の議決権のある株式の51パーセントが、米国企業Bにより所有されている。A社は、B社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にBに存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (ii) A社は、外国で法人化されている。A社の議決権のある株式の10パーセントが、米国企業Bにより所有されている。A社は、A社がB社により経営されるとする独占的経営契約をB社と結んでいる。その契約が有効である限り、A社はB社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (iii) A社は、外国で法人化されている。A社の議決権のある株式の10パーセントが、米国企業Bにより所有されている。A社の取締役会には10名の役員がいる。この役員のうち6名は、米国企業Bの取締役会の役員でもある。A社はB社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (iv) A社は、外国で法人化されている。A社の議決権のある有価証券の30パーセントは、米国企業Bにより所有されており、他の者は同等以上の証券を所有又は支配していない。A社はB社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (v) A社は、外国で法人化されている。A社の定款において、米国企業B社には、A社の取締役を任命する権限が与えられている。A社はB社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (vi) A社は、米国企業B社と外国企業C社が同じ出資比率で経営参加する外国で設立されたジョイントベンチャーである。米国企業B社は、A社の最高業務執行責任者を任命する権限を持っている。A社はB社の事実上支配下にあると推定される。この推定は、支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (vii) (vi)と同様であるが、B社がA社の最高業務執行責任者を任命する権限を持っていない場合。支配しているとの推定を生じさせるその他の事実が生じていなければ、B社はA社を支配しているとは推定されない。
- (viii) 企業Aは、外国で法人化されている。米国企業B、C及びD社は、A社の議決権のある有価証券を各々20%所有し、定期的に彼らの議決票を協調して投じている。A社はB、C及びD社は協調してA社を支配するように行動しているので、これらの企業の実事実上支配下にあると推定される。
- (ix) 米国に所在する米国銀行Bは、外国に支店Aを所有している。支店Aは、別法人になっていない。支店Aは、国内企業の支店であるので、B銀行の実事実上支配下にあると推定される。
- (x) A社は、外国で法人化されている。A社の議決権のある株式の51パーセントは、他の外国で法人化されているB社により所有されている。B社の議決権のある株式の51パーセントは、米国企業C社により所有されている。A社とB社はともに、C社の事実上支配下にあると推定される。B社に対するC社の支配の推定は、B社に対する支配が実際にC社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。A社に対するB社の支配（それと共にA社に対するC社の支配）の推定は、A社に対する支配が実際にB社に存在しないことを示す十分な証拠により反証される場合がある。
- (xi) 米国の個人Bは、外国で法人化され、外国に所在している製造企業Aの議決権のある有価証券を51パーセント所有している。A社は、“国内企業”により支配されていないため、本章における“事実上支配下”にあるものではない。

(d) “米国の州際通商又は外国貿易における行為”の定義

**米国に在住する米国人が関係する行為**

(1) 本章でいうところの米国に在住する米国人の行為は、それらが次の(i)から(iv)のいずれかの当事者間で行われる貨物又は役務（情報を含む）の販売、購入又は移転に係わる場合、米国の州際通商又は外国貿易の範疇にある：

- (i) 2以上の別々の州（コロンビア特別区を含む）；

- (ii) 米国の州（コロンビア特別区を含む）と準州若しくは属領；
  - (iii) 2以上の米国の準州若しくは属領；又は
  - (iv) 米国の州（コロンビア特別区を含む）、準州若しくは属領と外国。
- (2) 本章でいうところの米国からの貨物又は役務の輸出及び米国への貨物又は役務の輸入は、米国通商の範疇における行為である。さらに、国内企業の事実上支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所の活動に対して具体的に指示する際に国内企業がとる行為も、米国商取引の範疇における行為である。
- (3) 米国に在住する米国人の行為は、たとえ、それらの行為が米国通商の範疇外の行為の一部であるか、副次的なものであっても、米国通商の範疇に入る場合がある。しかし、副次的な行為が米国通商の範疇にあるという事実それ自体では、その根源にある行為若しくは関連する行為にまで米国通商の範疇にあることを意味しない。
- (4) それゆえに、米国に所在する米国銀行が、米国通商の範疇外の対外商取引のために米国から融資を提供する行為自体は、それでもなお米国通商の範疇にある。しかし、その融資が米国通商の範疇にあるという事実それ自体では、たとえその根源にある商取引が本章でいうところの“米国人”である外国企業に係わるものであっても、その根源にある対外商取引を米国通商の範疇にある行為とするものではない。
- (5) 同様に、対外商取引に関連して当該米国人の事実上支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所への融資、会計、法律、輸送又はその他の副次的な役務の提供における米国に所在する米国人の行為は、米国商取引の範疇にある。しかし、このような副次的な役務の提供自体は、当該子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所の対外商取引を、米国商取引の範疇に引き入れるものではない。

#### 事実上支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所の行為

- (6) 国内企業の事実上支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所と米国に所在する者との間の取引は、米国商取引の範疇にある行為である。
- (7) このような外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所と米国外に所在する者との間の取引が米国商取引の範疇での行為であるか否かは、次に掲げるルールにより決定される。

#### 米国商取引の範疇における行為

- (8) 国内企業の事実上支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所と米国外に所在する者との間の商取引であって、米国に所在する者から取得された貨物又は役務（情報を含むが、副次的な役務は含まない）に係わるものは、以下に掲げるいずれかの状況において、米国通商の範疇にある：
- (i) 貨物若しくは役務が、米国外に所在する者からの注文に応じる目的で取得された場合；
  - (ii) 貨物若しくは役務が、米国外に所在する者からの注文に応じる目的で、異なる製品に組み込むか、精製するか、再加工するか、製造するために取得された場合；
  - (iii) 貨物若しくは役務が、米国外に所在する者との異なる取引を履行するか、従事するために取得された場合；又は
  - (iv) 貨物が、米国外に所在する者の注文に応じる中で、或いは異なる取引を履行するか若しくは従事する中で取得され、実質的な改変又は改造なしに、最終的に使用される場合（その貨物が元々その目的で入手されたか否かを問わない）。当該貨物が貯蔵又は在庫の中で類似の対外商取引貨物と混ぜ合わせられ、原産地の区別がつかない場合、当該貨物に係わるそれ以降の取引は、米国通商の範疇にあると推定される（ただし、注文に応じる時点で手元に持ち合わせの外国原産品の在庫が注文に応じるのに十分でなかった場合に限る）。
- (9) 本節でいうところの貨物又は役務は、次の(i)から(iii)のいずれかに該当する場合、米国外に所在する者からの注文に応ずるため、或いは米国外に所在する者との異なる取引に従事する目的で取得されたものとみなされる：
- (i) 貨物若しくは役務が顧客に届けられることを目的として、顧客から注文を受け取り次第、或いは顧客に代わって注文を受け取り次第、外国の子会社、系列会社若しくはその他の外国の常設の事業所により購入される場合；

- (ii) たとえ直送でないとしても、特定の顧客の了解をもとに、その顧客のニーズを満たすため、外国の子会社、系列会社若しくはその他の外国の常設の事業所により購入される場合；又は
  - (iii) 特定の顧客の予想されるニーズに基づき、外国の子会社、系列会社若しくはその他の外国の常設の事業所により購入される場合。
- (10) 国内企業の支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所と米国外に所在する者との副次的ではない部分の商取引が米国商取引の範疇にある場合、取引全体が米国通商の範疇に入る。例えば、そのような外国の子会社が、米国から取得した貨物と米国以外より取得した貨物の双方で、米国外に所在する顧客からの注文に応ずることに従事している場合、その顧客との取引全体は米国通商の範疇に入る。

### 米国通商の範囲外の行為

- (11) 国内企業の支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所と米国外に所在する者との商取引であって、米国に所在する者への或いは米国に所在する者からの貨物又は役務（情報を含む）の購入、販売又は移転に係わらないものは、米国通商の範疇における行為ではない。
- (12) 国内企業の支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所の米国に所在する者から取得した貨物に関する行為は、次の(i)及び(ii)に該当する場合、米国通商の範疇に入らない：
- (i) それらの貨物が、米国外に所在する者からの明確な注文或いは米国外に所在する者との取引に関係なく取得されたものであること；かつ
  - (ii) それらの貨物が、さらに異なる製品に製造、組込み、精製若しくは再加工されたものであること。
- (13) 国内企業の支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所の米国に所在する者から取得した役務に関する行為は、次の(i)又は(ii)に該当する場合、米国通商の範疇には入らない：
- (i) それらの役務が、米国外に所在する者からの明確な注文若しくは米国外に所在する者との取引に関係なく取得されたものであること；又は
  - (ii) それらの役務が、米国外に所在する者との取引に対して副次的なものであること。
- (14) 本節でいうところの役務は、支配下にある外国の子会社、系列会社又はその他の常設の外国の事業所に対し、主として第三者の使用よりもむしろそれ自身の使用のために、それらの役務が提供される場合、“副次的な役務”である。これらの役務には、国内企業により提供されようと、関連のない事業者により提供されようと、一般的に融資、会計、法務、輸送及びその他の役務を含む。
- (15) このように、米国内に所在する米国の銀行による、支配下にある外国の子会社への、その銀行とは無関係の融資プロジェクトの提供は、その根源にある取引を米国通商の範疇にもたらずことのない副次的な役務である。対照的に、国内企業がその支配下にある外国の子会社に代わって外国の顧客に履行の保証を与える場合にあっては、それは顧客に提供された役務であって、それ自体、子会社の当該顧客との取引を米国通商の範疇にもたらずものである。同様に、国内企業の支配下にある外国の子会社の第三国での建設プロジェクトに関連して国内企業により提供される建設又は工事の役務は、子会社の顧客に渡された役務であって、それ自体、子会社の外国の取引を米国通商の範疇にもたらずものである。

### 通則

- (16) 米国から輸出された貨物又は役務の以降の処分が米国通商の範疇にあるか否かに関わらず、米国に所在する者からの貨物又は役務の最初の取得は、本章の対象となる米国通商の範疇における行為である。従って、国内企業の支配下にある外国の子会社が、米国から輸出された貨物でその在庫を補充する際に、禁止された取引拒絶に携わる場合、その行為は、それ以降における販売がその在庫から行われるか否かに関係なく、本章の規制を受ける。
- (17) 上記のすべての場合において、貨物又は役務を取得しようとする者が注文を出した時点で、それらが米国から納入されることを承知しているか予想している場合、貨物及び役務が第三者から直接的に取得されたか間接的に取得されたかに関係なく、その貨物又は役務は、米国に所在する者から取得されたものとみなされる。

## 信用状

- (18) 米国に所在する米国人（外国企業の米国に常設の事業所を含む）による米国内での信用状の履行は、米国通商の範疇での行為である。
- (19) 米国外に所在する米国人による米国外での信用状の履行は、信用状が以下のいずれかに該当する場合、米国通商の範疇にある：
- (a) 受取人の米国の住所が明記されている場合、
  - (b) 米国からの出荷であることを示す証拠書類の提出を求めている場合、又は
  - (c) 貨物が米国原産品であることを示す証拠書類の提出を求めている場合。
- (20) 信用状の支払い、引き受け、確認又はその他の方法での履行が、本章で対象とする状況であるかを判断するために、本章の § 760.2(f) “信用状” を参照してください。

## 米国の州際通商又は外国貿易における行為の例示

次の例示は、ある行為が米国の州際通商又は外国貿易の範疇に入る状況を判断する際のガイダンスを与えることを意図している。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

### 米国内に所在する米国人

- (i) 米国企業 A は、米国から外国に貨物を輸出している。A 社は米国から貨物を輸出しているため、A 社の行為は米国商取引の範疇にある。
- (ii) 米国企業 A は、外国から米国に貨物を輸入している。A 社は米国に貨物を輸入しているため、A 社の行為は米国商取引の範疇にある。
- (iii) 米国の工事会社 A は、支配下にある外国の子会社 B にコンサルティングサービスを提供している。A 社は米国から役務を輸出しているため、A 社の行為は米国商取引の範疇にある。
- (iv) 米国企業 A は、外国企業 B にコンサルティングサービスを提供している。B 社は A 社又は他のどの米国人とも無関係である。A 社は米国から役務を輸出しているため、たとえ B 社（米国外に所在する外国が所有する企業）が本章の対象でなくても、A 社の行為は米国商取引の範疇にある。
- (v) (iv) と同様であるが、A 社が米国に所在する銀行であって、B 社に建設ローンを提供している場合。A 社は米国から融資の役務を輸出しているため、たとえ B 社が本章の対象でなくても、A 社の行為は米国商取引の範疇にある。
- (vi) 米国企業 A は、A 社の支配下にある外国の子会社 B に、ボイコット国に対する B 社の活動方法を決定する方針の指示を、時々出している。A 社の外国の子会社 B の活動を指示する際の A 社の行為は、米国商取引の範疇にある行為である。

### 国内企業の外国の子会社、系列会社及びその他の常設の外国の事業所

- (i) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、米国から貨物を購入している。A 社の米国からの貨物の購入は、A 社が米国から貨物を輸入しているため、米国通商の範疇にある。A 社のこれらの貨物の以降の処分が米国通商の範疇にあるか否かは、無関係である。同様に、A 社が米国から貨物を購入したという事実自体は、これらの貨物の以降の処分を米国通商の範疇における行為とさせるものではない。
- (ii) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、ボイコット国 Y から建設資材のオーダーを受けている。A 社は、米国企業 B にその資材の発注を行っている。A 社の Y 国との取引は、この資材が Y 国からのオーダーに応ずる目的で米国から購入されているため、米国通商の範疇にある。
- (iii) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、ボイコット国 Y から建設資材のオーダーを受けている。A 社は、その資材の一部について米国企業 B に注文を出し、残りの資材を米国企業 C（関連のない企業）に注文を出している。A 社の Y 国との取引は、この資材が Y 国からのオーダーに応ずる目的で米国から購入されているため、米国通商の範疇にある。資材が B 社又は C 社のいずれに注文されていようと相違はない。
- (iv) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、電気器具の卸及び小売販売事業に従事している。A 社は、在庫の補充のため米国から時々エアコンの完成品を購入している。A 社の在庫は、米国外で購入されたエアコンでも補充されている。A 社は、ボイコット国 Y からエアコンのオーダーを受けている。そのオーダーは、A 社の在庫のうち米国原産の装置で応じている。A 社の Y 国との取

- 引は、その米国原産の貨物が実質的な変更なしで再販されているので、米国通商の範疇にある。
- (v) (iv)と同様であるが、A社が化学製品の流通事業に従事している場合。その米国原産の貨物は、在庫中に外国原産の貨物と混ぜられている。A社が販売時点で手元に持ち合わせている外国原産の在庫がY国への出荷をカバーするのに十分だったことを示せない限り、A社がその全体の在庫から変更を加えていない貨物をY国に販売することは、米国通商の範疇にあると推定される。
- (vi) 米国企業Bの外国の子会社Aは、ボイコット国Yからコンピュータのオーダーを受けている。A社は、部分品の一部を米国企業Bに、他の部分品については米国企業C（関連のない企業）に、残りの部分品については外国企業Dに注文を出している。A社は、その後コンピュータを組立て、Y国に輸出している。A社のY国との取引は、Y国からのオーダーに応じるため、部分品の一部を米国から取得しているので、米国通商の範疇にある。
- (vii) (vi)と同様であるが、A社がすべての部分品を米国以外の原産地から仕入れている場合。A社のY国との取引は、米国からの貨物の輸出が含まれていないので、米国通商の範疇にある行為ではない。A社がコンピュータを製造するために用いる技術が、元々A社の米国の親会社から取得したものであろうとなかろうと、何の相違も生じない。
- (viii) 米国企業Bの支配下にある外国の子会社Aは、コンピュータを製造している。A社は、その汎用の部分品及び部品の在庫を時々米国から、また時々外国の供給元からの仕入れにより補充している。A社は、ボイコット国Yからコンピュータのオーダーを受けている。A社は、その汎用品の在庫からの資材を用いてコンピュータを製造することによりオーダーに応じている。米国原産の部分品はY国における指定された顧客の予想される需要に応ずるために取得されたものでないため、A社のY国との取引は、米国通商の範疇にない。A社の生産工程が米国原産の技術に基づく可能性があっても、無関係である。
- (ix) (viii)と同様であるが、Y国からのオーダーを見越して、A社が米国から必要な資材を注文し、入手している場合。A社のY国との取引は、米国原産の貨物がY国からの予想されるオーダーに応じるために取得されているので、米国通商の範疇にある。
- (x) 米国企業Bの支配下にある外国の子会社Aは、タイプライターを製造している。A社は、タイプライターの部分品を米国及び外国の供給元より仕入れている。A社は、その生産品をボイコット国Yを含む世界中の様々な所で販売している。Y国へのその販売は、年々変化しているが、過去5年間では平均でおよそ20%に達している。手元にY国からの契約書又は注文書はないが、Y国へのその販売が、この先何年もの間そのレベルをほぼ維持するとA社は予想している。A社のタイプライターのY国への販売は、米国の部分品がY国からのオーダーに応ずるために取得されていないので、米国通商の範疇にはない。一般的な将来の販売の見込みは、本節でいうところの“オーダー”には当たらない。
- (xi) 米国企業Aの企業顧問弁護士は、A社の支配下にある外国の子会社Bに、B社の取引に対する本章の適用の可能性について法律上の助言を与えている。この法律上の助言の提供そのものは米国通商の範疇における行為であるが、それ自体は、B社の行為を米国通商の範疇にもたらしものではない。
- (xii) 米国企業Bの支配下にある外国の子会社Aは、総合建設事業に従事している。A社は、ボイコット国YとY国に発電所を建設する契約を結んでいる。工事図面及び仕様書を作成する際に、A社はB社のアドバイスと援助を受けている。B社の役務はY国との契約を履行するために用いられているので、A社のY国との取引は米国通商の範疇にある。発電所の建設に関連する技術支援は、最終的にA社によりY国に提供される役務の一部であるので、B社の役務は副次的な役務ではない。
- (xiii) (xii)と同様であるが、A社がB社から技術的な助言又は援助を受けていない場合。しかし、B社の企業顧問弁護士は、A社に取引構造に関する法律上の助言を与えている。更に、B社の企業顧問弁護士は、契約書を作成している。A社のY国との取引は、米国通商の範疇にはない。A社に提供される法律業務は、Y国とのその契約の履行において、A社によりY国に提供される役務の一部ではないので、副次的な役務である。
- (xiv) 米国企業Bの支配下にある外国の子会社Aは、ボイコット国Yで団地を建設する契約を結んでいる。A社は、すべて米国外からの貨物及び役務を使ってその契約を履行しようとしている。契約条項に従って、B社はA社の契約書の履行を保証している。A社のY国との取引は、A社の履行



に対する B 社の保証には、Y 国との取引を履行する目的で米国から役務を取得することを含んでおり、かつ、これらの役務が最終的に Y 国に提供される役務の一部であるので、米国通商の範疇にある。

- (xv) (xiv)と同様であるが、A 社の履行の保証が、C(米国外に所在する米国人以外の者)により与えられる場合。しかし、個々の取引に関係なく、B 社は A 社に一般的な融資、法務及び技術サービスを時々提供している。A 社の Y 国との取引は、米国から取得された役務が Y 国との契約を履行するために取得されていないので、米国通商の範疇にはない。
- (xvi) 米国企業 B の外国の子会社 A は、ボイコット国 Y と Y 国内で石油採掘事業を行うための契約を結んでいる。これらの事業を行う際に、A 社は掘削装置の運転に関して時々 B 社から特定の技術アドバイスを要求している。A 社の Y 国との契約は、B 社の役務が Y 国との契約を履行するために要求されており、かつ、最終的に Y 国に提供される役務の一部であるので、米国通商の範疇にある。
- (xvii) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、ボイコット国 Y にタイプライターを販売する契約を結んでいる。A 社は、非ボイコット国 P に所在している。どの部分品も米国から取得されていない。A 社は、P 国から Y 国にタイプライターを輸送するため、米国の輸送会社 C を雇っている。A 社の Y 国への販売は、A 社の貨物の輸送において、C 社は A 社に副次的な役務を提供しており、かつ、Y 国への役務ではないので、米国通商の範疇にはない。
- (xviii) (xvii)と同様であるが、A 社の Y 国との契約で、P 国内で所有権を Y 国に移転することを要求している場合。さらに、契約では、Y 国に配送するために輸送会社を雇うことを A 社に要求している。A 社の Y 国への販売は、Y 国の貨物の輸送に際し、輸送会社 C は最終的に Y 国に提供される役務を A 社に提供しているので、米国通商の範疇にある。
- (xix) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、米国企業 C の総合製造物責任保険に入っている。A 社によりボイコット国 Y に時々販売される外国製貨物は、その保険証券によって補償されている。A 社の Y 国への販売は、C 社により提供される保険が最終的に Y 国に提供されない A 社への副次的な役務であるため、米国通商の範疇にはない。
- (xx) 米国企業 B の支配下にある外国の子会社 A は、B 社とのライセンス契約の下で米国外で自動車を製造している。A 社はその貨物を、ボイコット国 Y で時々販売している。A 社の Y 国への販売は、ライセンスで譲渡される権利が Y 国との取引に従事する特定の目的で取得されたものではないので、米国通商の範疇にはない。

(e) “意図”

- (1) 本章は、米国人が受容できない外国のボイコットに応じたり、助長したり支持する意図をもって、特定の指定された行為をとること、又は知っていながらその行為をとることに合意することを禁じている。
- (2) 受容できない外国のボイコットが、米国人が特定の禁止された行為をとるか否かを決定するための少なくとも 1 つの理由である場合、その者は、そのボイコットに応じたり、助長したり、支持する意図を持っている。是認されていない外国のボイコットが、その者の行為の少なくとも 1 つの理由である限り、禁止された行為がボイコット以外の理由でとられたか否かに関係なく、違反が発生している。違った言い方をすれば、受容できない外国のボイコットに応ずることが当該行為の理由でもある場合、当該行為が正当な事業上の理由でとられたという事実が、当該行為を本章の適用範囲から除外することはない。
- (3) 意図は、§ 760.2 におけるいずれかの禁止事項の違反の必須の要素である。ある者が、本章で特別に禁止している行為をとっただけでは十分ではない。ある者が、受容できない外国のボイコットに応じたり、助長したり、支持をする意図を持って、そのような行為を行うことが必須の要素である。従って、ボイコットの意図なしに不注意で禁止された行為をとった者は、本章の違反を犯したことになる。
- (4) この文脈において、意図は、ある者の行為の根拠又は目的を意味する。それは、ある者が問題のボイコットに同意したことを意味しない、或いは、それが成功すること若しくはそれが助長されたり支持されることを願っていることを意味しない。そうではなくて、特定の禁止された行為がとられた根拠が立証されなければならないことを意味している。
- (5) 根拠又は目的は、状況証拠によって立証することができる。例えば、ある者が特定のボイコット情

報を提供（本章で禁止されているものの提供）するよう要請を受け、その要請に応じて当該情報を故意に提供した場合、その者は、明らかにそのボイコット要求に応じる意図を有している。その者が、ボイコット自体に賛同しない或いは反対である可能性があることは、ここでは無関係である。情報を提供しようとする者が、それがボイコット目的のために要求されたということを知っている場合、必須要件である意図を持って情報が提供されたとみなされる。これに反して、ある者が、たまたまブラックリストに掲載されている者と事業を行うことを拒否したが、その根拠が、その者がより劣っている製品を製造しているためである場合、必須要件である意図は存在しない。

- (6) そのような行為をとっている者が、当該行為がボイコット理由で要求又は要請されたことを知っている場合、その行為は受容できない外国のボイコットに応じる意図をもって行われたものとみなされる。これに反して、ブラックリストに掲載された者との事業関係又は被ボイコット国との事業関係若しくはその国における事業関係がないだけでは、必須要件である意図の存在を示すものではない。
- (7) 必須要件である意図が存在するか否かを判断しようとする際に、すべての利用可能な証拠が調査される。

### “意図”の例示

次の例示は、必須要件である意図が存在するか否かを判断する際に考慮される要素を例示することを意図している。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国人 A は、ボイコット国 Y で事業を行っている。Y 国への輸出のために貨物を供給する企業を選択する際に、A は、供給者 B の製品が供給者 C の競合製品よりも低価格で高品質である理由で、B を選択した。A は、C がブラックリストに掲載されていることを知っているが、そのことは A が B を選択した理由ではない。C がブラックリストに掲載されていることが A の行為の理由ではないので、A が C ではなくて B を選択した行為は、Y 国のボイコットに応ずる意図を持ったものではない。
- (ii) (i) と同様であるが、C が Y 国によりブラックリストに掲載されていることを理由の一部として、A が C ではなくて B を選択した場合、C がブラックリストに掲載されていることが A の選択理由であるので、A の行為は Y 国のボイコットに応ずる意図でとられているものと認められる。
- (iii) 米国人 A は、ボイコット国 Y により出された入札に参加した。A は、不注意により入札書類に記載された禁じられている保証条項に気付かなかった。A の入札が受け容れられた。ボイコットが A の行為の根拠ではないので、A の入札における行為は、Y 国のボイコットに応ずる意図によりとられたものではない。
- (iv) 米国銀行 A は、米国の受益者のために、ボイコット国 Y への米国貨物の輸出に係わる信用状取引に従事している。A が知っているように、当該信用状には、通常、禁じられている保証を要求する条件が含まれている。A は、当該信用状の履行を避けるための妥当な処置をとることを怠った。A は、禁じられている条件を実際に含む信用状を履行のために受取ったが、信用状にそのような条件が含まれるか否かを判断するために信用状を調べていない。Y 国のボイコットは禁じられている条件のついた信用状を履行する際にとられた A の行為の明確な根拠でないかもしれないが、その処置が結果としてボイコットに応じることになることを A は知っているか知るべきであったので、すべての利用できる証拠は、A の行為は、ボイコットに応ずる意図でとられたことを示している。
- (v) 米国銀行 A は、米国の受益者のために、ボイコット国 Y への米国貨物の輸出に係わる信用状取引に従事している。A が知っているように、当該信用状の添付書類には、時々、禁じられている保証が含まれている。A に適用される標準的な銀行業務の慣例に従って、その添付書類を調べていない。A は、米国の受益者のために 1 通の信用状を受取っている。信用状自体には禁じられている条件は含まれていない。しかし、A が調べていない添付書類にはそのような条件を含んでいる。A は、信用状の履行において適用される標準的な銀行業務の慣例を超えるような積極的な義務はないので、すべての利用できる証拠は、信用状の履行における A の行為は、ボイコットに応じる意図でとられていないことを示している。
- (vi) 米国企業 A は、被ボイコット国 X に生産施設を開設することを検討している。A 社は、すでにボイコット国 Y にそのような施設を持っている。X 国における可能性を調査した後、A 社は市場がその移転を正当化しないと結論を下している。A 社は、X 国にプラントを開設した場合、Y 国の

X 国に対するボイコットの理由で、Y 国が反対する可能性があったことを知っている。しかし、Y 国の可能性のある反対は、A 社が X 国にプラントを開設しないことを決定した理由ではない。Y 国の X 国に対するボイコットは、A 社の決定の理由ではないので、A 社が X 国にプラントを進めなかった決定は、Y 国のボイコットに応ずる意図でとられた行為ではない。

- (vii) (vi)と同様であるが、X 国での事業の可能性を調査した後、市場が X 国への移転を正当化すると A 社が結論を下している場合。ただし、A 社は、Y 国の X 国に対するボイコットに基づく Y 国の可能性のある反対を理由に、プラントを開設していない。Y 国のボイコットは、A 社の決定の理由であるので、A 社が X 国にプラントを進めなかった決定は、Y 国のボイコットに応ずる意図でとられた行為である。
- (viii) 米国の化学薬品製造会社 A は、ボイコット国 Y から、A 社が被ボイコット国 X に所在するプラントを有しているか否かを特に尋ねる“ボイコットアンケート”を受け取っている。今だかつて X 国に対する Y 国のボイコットを支持していなかった A 社は、Y 国のアンケートに対して、X 国にプラントを持ち、かつ、X 国でプラントを持ち続けるつもりであることを肯定して示す返答を行っている。A 社は、そのアンケートがボイコットに関連していることを知っているので、Y 国のアンケートに対する A 社の返答は、Y 国のボイコットに応ずる意図での行為であるとみなされる。それは、A 社が Y 国のボイコットを支持することを望んでいないこととは無関係である。
- (ix) 米企業 A は、被ボイコット国 X で製造施設を持っている。A 社は、ボイコット国 Y での建設プロジェクトの入札案内状を受け取っている。案内状には、すべての入札者はボイコットアンケートに記入して、入札書類とともに送付しなければならないことが書かれている。アンケートには、A 社の X 国との事業関係に関する情報を尋ねている。A 社の入札が成功するか否かにかかわらず、A 社は X 国での事業を低下せずに継続する意向であり、Y 国のボイコットにかかわらず X 国でのその活動を拡大する調査を実際に行っており、かつ、その調査を続けるつもりである。X 国でのその事業運営に関する A の意図にかかわらず、Y 国のアンケート記入要求がボイコットの目的であり、それに返答することにより A 社の行為が Y 国のボイコットに応ずる意図でとられたことになるので、A 社はそのアンケートに答えることができない。

## § 760.2 禁止事項

### (a) ビジネス遂行の拒絶

#### ビジネス遂行の拒絶に対する禁止事項

##### (1) 米国人は何人も次の行為を行ってはならない：

被ボイコット国との又はその国でのビジネス遂行、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社とのビジネス遂行、被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス遂行、又はその他の者とのビジネス遂行を、拒絶すること、拒絶することに知りつつ同意すること、拒絶することを他の者に要求すること、又は拒絶することを他の者に要求することに知りつつ同意することであって、そのような拒絶がボイコット国との取決め、又はボイコット国の要求、又はボイコット国からの直接の要請若しくはボイコット国に代わっての要請に基づいている場合。

(2) 本節におけるビジネス遂行の拒絶は、通常、ボイコットを理由に取引から人又は国を排除する行為から成る。これには、米国人がボイコットに基づいて他の者に優先して一人の者を選択したり選抜を行なう状況、又は他の者の選択がボイコットに基づいていることを米国人が知っているか、知り得る根拠を有している場合において、他の者のボイコットに基づく選択を遂行するための行為をとる状況を含む。

(3) 本節により禁止されるビジネス遂行の拒絶には、特定の拒絶のみでなく、行動過程又は行動様式により暗示される拒絶も含む。ビジネス遂行の拒絶を構成するのに、明確な申し出や拒絶は必要ではない；米国人が財政上若しくは商売上の機会を持ち、それを考慮したり受入れることをボイコットを理由に拒否する場合に、拒絶が起こる可能性がある。

(4) 米国人が取引をできない者のボイコットに基づくリスト（いわゆる“ブラックリスト”）又は取引ができる者のボイコットに基づくリスト（いわゆる“ホワイトリスト”）のいずれかを米国人が用いることは、ビジネス遂行の拒絶になる。

(5) 米国人がビジネスを遂行している先のボイコット国の法律に全般的に従うことの米国人による同意、又はボイコット国の現地の法律が適用され若しくは準拠するものとする同意自体は、ビジネス遂行の

拒絶とはならない。また、ある者の製品が配送されない損失リスクを引き受けることをその者に明確に要求する契約条項を用いること自体は、その条項に応じない又は応じることができない者とのビジネス遂行の拒絶とはならない。（しかし、“回避”については本章の § 760.4 を参照してください。）

- (6) ボイコット理由により、米国のゼネラルマネージャーが別の者に優先して一人のサプライヤーを選択した場合、又は別の者に優先して一人のサプライヤーと契約を締結した場合、又はそのように行なうことを依頼人に助言した場合、ゼネラルマネージャーの当該行為は本節におけるビジネス遂行の拒絶になる。しかし、米国人として、他の者のためにマネジメント、調達又はその他の採択前の役務を提供することは、そのような採択前の役務の提供が、それらが実行される国のボイコット若しくは被ボイコットの特性に関わらず、その企業（又はその企業が一員である産業界）として通例のものであって、そのような役務を提供する際に、米国人が、ボイコットを理由に当該取引からある者若しくは国を排除する行為をしないか、ないしは他の方法でボイコットに基づく行為をとらない限り、本節におけるビジネス遂行の拒絶とはならない。例えば、ボイコット国において建設プロジェクト関連の一般的なマネジメントサービスを提供する契約をしている米国人は、その役務が通例のものである場合、及び資格のある者がブラックリストに掲載されている理由で入札資格者リストから拒絶されていない場合、依頼人のためにその入札資格者リストを編集することができる。
- (7) 採択後の役務に関して、依頼人がボイコットに基づく選択を行なった場合、依頼人の選択を遂行するためにとられた米国のゼネラルマネージャー又は契約者による行為は、その米国の契約者が依頼人の選択がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある場合、それ自体がビジネス遂行の拒絶になる。（米国の契約者が採択前の役務についても提供していたか否かは、無関係である。）そのような行為には、選ばれたサプライヤーと契約書を結ぶこと、依頼人の選択をサプライヤーに通知すること、依頼人のために契約を実行すること、サプライヤーの貨物の検査及び出荷の手配を行うこと、又は依頼人の選択を実施するためのその他の行為をとることを含む。（ただし、採択後の役務に適用される場合がある“一方的な選択への応諾”については、§ 760.3(d) を参照してください。）
- (8) 禁止事項は、同意のみならず、ボイコット国の要求及びボイコット国からの直接の要請若しくはボイコット国に代わっての要請に従ってとられた行為に及ぶので、同意は本節の違反に対する必須要件ではない。
- (9) 本節における同意は、行動過程又は行動様式によって明示されるか、暗示される場合がある。これらは、ボイコット国との同意又はボイコット国の要求に基づいて米国人によってとられた行為に関して、ボイコット国からの直接的な要請である必要はない。
- (10) この禁止事項は、その他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図で、そのような行為が企てられた場合にのみ適用される。被ボイコット国とのビジネス関係又は被ボイコット国におけるビジネス関係、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社、被ボイコット国の国民若しくは居住者、又はその他の者とのビジネス関係が単に存在していないだけでは、必須要件である意図の存在を示すことはない。

### ビジネス遂行の拒絶の例示及び拒絶同意の例示

次の例示は、ボイコットの事態において、ビジネス遂行の拒絶又はビジネス遂行の拒絶同意が禁じられている状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

#### ビジネス遂行の拒絶

- (i) 米国の製造業者 A は、ボイコット国 Y からその製品のオーダーを受けている。このオーダーに応ずるため、A 社は、A 社の製品に用いられる部分品の製造業者である米国企業 B 及び C に入札を求めた。しかし、A 社は同じ部分品の製造業者である米国企業 D 又は E には、D 及び E が Y 国でのビジネスの遂行を制限されており、それゆえに彼らの製品がその国に輸入できないことを知っているため、入札を求めなかった。ボイコットを理由に D 及び E に入札を求めることを拒絶することは、これらの人々とビジネスを遂行することの拒絶になるので、企業 A は拒絶してはならない。
- (ii) 米国の輸出業者 A は、そのすべての海外の顧客へのその製品の出荷に保険を掛けるため、企業

- B（米国の保険会社）を使用している。A社は、初めてボイコット国Yからその製品のオーダーを受けた。B社がY国のブラックリストに掲載されていることを知って、A社は、企業C（ブラックリストに掲載されていない米国の保険会社）と、Y国へのその商品の出荷に保険を掛ける取り決めをしている。A社の行為は、B社とのビジネス遂行の拒絶になる。
- (iii) 米国の輸出業者Aは、企業B（被ボイコット国Xでビジネスを行っている米国企業）から、そのすべての責任保険を購入している。A社は、Y国（ボイコット国）に自社の事業を発展させることを願っている。これを行なう前に、A社は、A社がY国でビジネスを遂行する条件としてB社との関係を絶つことをY国から要請されることを予期して、保険会社Bから保険会社Cに変えることを決定した。そうすることはB社とのビジネス遂行の拒絶になるので、A社は、この理由で保険会社を変えてはならない。
- (iv) 米国企業Aは、ボイコット国Yに商品を輸出している。Y国に商品を輸送する船舶を選択する際に、A社はY国の港に停船する運送会社の中からのみ選んでいる。A社の行為は、Y国の港に停船しない運送会社とのビジネス遂行の拒絶には当たらない。
- (v) ボイコット国Yに支店のある米国銀行Aは、被ボイコット国Xに支店を開設する計画について協議するためX国に代表者を派遣している。これらの協議を聞き知って、Y国にあるボイコット地方局の当局者が、A社の支店のマネージャーに、A社がX国に支店を開設する場合、今後はY国でビジネスを遂行することが許可されなくなるとのアドバイスを行なった。この通知の結果、A社はX国に支店を開設する計画を断念することに決定した。そうすることは被ボイコット国Xでのビジネス遂行の拒絶になるので、銀行Aは、Y国の通知の結果としてX国に支店を開設する計画を断念することはできない。
- (vi) オフィス機器を製造している米国企業Aは、そのビジネスが被ボイコット国Xと取引している理由で、ボイコット国Yでビジネスを行なうことが制限されてきた。Y国のブラックリストから自社を解除させる活動の中で、A社はX国におけるビジネスを取りやめている。A社の行為は、被ボイコット国Xでビジネスを遂行することの拒絶になる。
- (vii) 米国のコンピュータ企業Aは、ボイコット国Yでビジネスを行なっている。A社は、被ボイコット国Xで事業の機会を調査することを決めている。X国で可能なビジネス機会の慎重な分析の後、A社は、もっぱらビジネス上の理由で、X国では自社の製品を市場で販売しないことに決めている。A社の進めないことの決定は、ボイコットの配慮に基づいていないため、ビジネス遂行の拒絶にはならない。A社は、X国でビジネスを遂行すべき積極的な義務はない。
- (viii) ボイコット国Yで操業している米国の石油会社Aは、米国の石油装置のサプライヤーB、C及びD（いずれもY国のブラックリストに掲載されていない）から定期的に装置を購入している。A社のB、C及びDとの良好な関係のために、A社は他のサプライヤー（Y国によりブラックリストに掲載されているサプライヤーEを含む）と取引をしていない。A社がブラックリストに掲載されているサプライヤーEとのビジネスを積極的に求めたり、確保することの不履行は、E社とのビジネス遂行の拒絶にはならない。
- (ix) (viii)と同様であるが、米国の石油装置のサプライヤーE（ボイコット国Yのブラックリストに掲載されている企業）が、米国の石油会社Aに、米国のサプライヤーB、C、及びDにより提供されるものに匹敵する商品を供給することを申し出た場合、A社は、サプライヤーB、C及びDとの満足な、確立された関係があるので、Eの申し出を受けていない。E社の申し出に対するA社の拒絶は、それがボイコット以外の考慮だけに基づいているため、ビジネス遂行の拒絶にはならない。A社は、積極的にE社とのビジネスを遂行する義務はない。
- (x) 米国の建設会社Aは、ボイコット国Yに複合オフィスを建築する契約を結んでいる。A社は、BとC（プロジェクトのための電気ケーブルの同程度のキャリアのあるサプライヤーである米国企業）から入札を受けている。A社は、B社がY国によりブラックリストに掲載されており、C社はそうではないことを知っている。A社は、一つにはC社がその他のサプライヤー候補と同じくらいキャリアがあるため、また一つにはC社がブラックリストに掲載されていないため、C社の入札を受け入れた。ブラックリストに掲載されたサプライヤーBの代わりにサプライヤーCを選んだA社の決定は、ボイコットがA社の決定の一つの理由であるため、ビジネス遂行の拒絶になる。
- (xi) 米国の総合建設業者Aは、ボイコット国Yでハイウェイの建設を続けている。A社は、米国の道路建設装置の製造業者に入札の案内状を配布している。入札案内状にリストされた条件の1つ

は、A社が迅速なサービスを得るために、サプライヤーはY国にスペアパーツの供給とサービス施設を維持することを要求するものである。A社は、ボイコットに無関係な商売上の理由だけでこの条件を含めている。しかし、この条件の理由で、Y国のブラックリストに掲載されたこれらのサプライヤーは、部品と役務の要求を満たせないため、入札を行っていない。この契約条件は、もっぱら合法的なビジネス上の理由で含まれており、かつ、ボイコットに基づいていないため、A社の行為はビジネス遂行の拒絶にならない。

- (xii) 企業A(米国の石油会社)は、ボイコット国Yへの輸出のために米国のサプライヤーからドリルビットを仕入れている。その購入指示書の中に、A社は、サプライヤーがY国にあるA社の施設に配送することを要求する条項、及びその商品の所有権は配送が行なわれるまで譲渡されないことを規定する条項を含めている。譲渡されるまで、火災、窃盗、海難及び通関不能による損害を含むすべての損失リスクを所有権が負うのは、そのような取り決めにおいて、通例のことである。そのような取り決めにおける主張は、その要求が、ブラックリストに掲載されているか否かに関係なく、すべてのサプライヤーに課せられるので、ビジネス遂行の拒絶にはならない。(ただし、“回避”に関しては、§ 760.4を参照してください。)
- (xiii) 米国の工事・建設会社Aは、ボイコット国Yの政府機関と、Y国にある大規模産業施設の建設に関連する多様な役務を行なう契約をしている。この契約に従って、A社は、見込みのあるサプライヤーの市場を分析し、申し出のあった入札者リストを集め、受け取った入札を分析し、依頼人に対して提案を行なっている。依頼人は自主的に選択し、ボイコットを理由にサプライヤーCに契約を与えた。A社の役務のすべては、Y国のブラックリスト又はその他のボイコットの配慮に関係なく行なわれており、ボイコット国及び非ボイコット国の双方の依頼人にA社が提供している種類の役務である。採択前の役務の提供において、A社は他の入札者を排除していないため、並びにA社は自社の依頼人にそのような役務を通例的に提供しているため、A社の行為はビジネス遂行の拒絶にはならない。
- (xiv) (xiii)と同様であるが、見込みのあるサプライヤーリストを編集する際に、A社はサプライヤーがブラックリストに掲載されている理由でA社の依頼人が選択を拒絶するであろうことを知っているサプライヤーを削除した場合、A社は、ブラックリストに掲載されたサプライヤーの名前を含むことは、これらのサプライヤーが選択される機会を増やすこともなく、A社の依頼者に、自社が保有している役割である有用な役務を提供することもないことを知っている。A社の行為(それは帰するところいわゆる“ホワイトリスト”を提供することになる)は、A社の採択前の役務がボイコットの配慮とは無関係に提供されていないので、ビジネス遂行の拒絶になる。
- (xv) 米国の建設会社Aは、ボイコット国の依頼人に見込みのあるサプライヤーB、C、D及びEの差し支えないリストを提供している。依頼人は自主的に選択し、ボイコットを理由にCに契約を与え、それからA社に対し彼の選択したC社への助言、C社との契約交渉、出荷の手配及び到着次第、商品の検査をすることを要請した。A社は、C社がボイコットを理由に依頼人に選ばれたことを知っている。A社の依頼人の指示に従う中でのA社の行為は、A社の採択後の行為が、A社の依頼人のボイコットに基づく決定を実行することになるので、ビジネス遂行の拒絶になる。(注：A社の行為が一方的な選択の例外範囲内に入るか否かは、本章の§ 760.3(d)で述べられる要因によって決まる)。
- (xvi) (xv)と同様であるが、A社は、完成後引渡し方式のプロジェクトを建設しており、完成まで所有権を保有する場合。依頼人がA社に、C社とのみ契約することを指示している。C社との契約締結の中でのA社の行為は、それがボイコットを理由にその取引からブラックリストに掲載された者を排除する行為であるので、ビジネス遂行の拒絶になる。(注：A社の行為が一方的な選択の例外範囲内に入るか否かは、本章の§ 760.3(d)で述べられる要因によって決まる)。
- (xvii) 米国の工作機械の輸出業者Aは、ボイコット国Yから縦型ボール盤のオーダーを受けている。Y国の調達職員からの添え状には、一つの理由としてA社がY国のブラックリストに掲載されていないので、A社が米国の他の製造業者に優先して選ばれたと記述されている。このオーダーに応じる際のA社の行為は、A社がその取引から誰も排除していないので、ビジネス遂行の拒絶にはならない。
- (xviii) ボイコット国Yでダム建設の契約をした米国の工事会社Aは、ボイコット以外の基準で大型装置のサプライヤー候補のリスト(彼らの資格及びそれまでの経験に関する情報を含む)を編集

- している。その後、A社は、そのリストの上位3社(B, C, 及びD)に、彼らが最も資格があるので、入札を求めている。彼らの誰もブラックリストに掲載されていない。A社は、E, F又はG(リストの次の3つの会社)には入札を要請しなかった(その内の1社はY国のブラックリストに掲載されている)。B, C及びDのみに入札を求めたA社の行為は、求めた入札がボイコットを理由に選択されていないので、どの者ともビジネス遂行を拒絶していることはない。
- (xix) 米国銀行Aは、米国の受益者Bに支払われるべき信用状を受け取っている。信用状は、Bに対して、彼がブラックリストに掲載されていないことを証明することを要求している。Bは、信用状の他のすべての条件を満たしているが、彼のブラックリストステータスに関して証明することを拒否した。A社は、Bが彼のブラックリストステータスに関して証明することを拒否しただけの理由で、信用状に対して支払うことを拒絶した。A社は、ボイコットの要求又は請求に従って他の者とのビジネス遂行を拒絶している。
- (xx) 米国銀行Aは、米国の受益者Bに支払われるべき信用状を受け取っている。信用状は、Bに対して、商品を輸送する船舶がブラックリストに掲載されていないことの証明書を、その船会社から提供するように要求している。BはA社に支払いを要求し、信用状の他のすべての条件を満たしているが、船舶のブラックリストステータスについて船会社からの証明書の提供を拒否するか、提供できない。A社は、Bが証明書を提供できない或いは提供しない理由だけで、信用状に対してBに支払うことを拒絶した。A社は、Bがそのような証明書を入手することを強要することによって、ボイコットの要求又は要請に従ってビジネス遂行を拒絶することを他の者に要求したことになる。(しかし、A社又はBのいずれも、信用状に船舶の適格性証明書に置き換える修正を要求することができる。下記の例示(xxi)を参照してください)。
- (xxi) 米国銀行Aは、ボイコット国Yの銀行から米国の受益者Bに支払われるべき信用状を受け取っている。信用状は、Bに対して、商品を輸送する船舶がY国の港に入港する資格があることの証明書を、その船会社から提供するように要求している。BはA社に支払いを要求し、信用状の他のすべての条件を満たしている。A社は、Bが証明書を提供できない或いは提供しない理由だけで、Bに支払うことを拒絶している。A社は、船会社より提供される船舶の適格証明書を要請することは禁止条件ではないので、ボイコットの要求又は要請に従って他の者とのビジネスの遂行を拒絶もしていないし、拒絶するよう他のものに要求もしていない。(本章の付則1の(I)(B)項“出荷証明書”を参照してください)。
- (xxii) 米国銀行Aは、米国の受益者Bに支払われるべき信用状の確認(支払い保証)をしている。信用状には、Bがブラックリストに掲載されていないことを証明することの要求が含まれている。Bは、信用状を米国銀行C(銀行Aのコルレス銀行)に提出している。Bは銀行Cにブラックリストステータスの証明書を提出していないが、銀行Cは、これらの基準に従って、Bに支払いを行い、その後、払い戻しのために銀行Aに信用状と書類を提出している。銀行Aは、Bのブラックリスト証明書がその書類にないので、銀行Cに償還することを拒否した。銀行Aは、ボイコットの要求又は要請に従って、銀行CがBから証明書の入手を強要することによって、他の者に、ある者とのビジネス遂行の拒絶を要求していることになる。
- (xxiii) 米国銀行Aは、米国受益者Bに支払われるべき信用状を受け取っている。信用状は、Bに対して、Bがブラックリストに掲載されていないことを証明することを要求している。Bは、Bが支払いのためにAに書類を提出する時に、そのような証明書を提供していない。銀行AはBに証明書が提出されなかったことを通知している。銀行Aは、Bに対して証明書が提出されなかったことを通知することによって、ボイコットの要求に基づいて他の者とのビジネスの遂行を拒絶してはいない。しかし、銀行Aは、Bがそのような証明書を提供しないと申し立てた場合、信用状に対する支払いを拒否してはならない。
- (xxiv) 米国銀行Aは、確認、交渉又は支払いの目的で発行銀行から米国の受益者Bに支払われるべき信用状を受け取っている。信用状は、Bに対して、Bがブラックリストに掲載されていないことを証明することを要求している。銀行Aは、この条件を含む信用状を取扱うことが銀行Aの方針に反していること、並びに、この条件を削除する修正が行なわれない限り、銀行Aはその信用状を履行しないことをBに通知している。銀行Aは、そのような証明書を提供するBの能力又は意志に関係なく、その条件を含む信用状の履行に対する自社の方針をAは示していたので、Aは、ボイコット要求に基づいて他の者とのビジネス遂行を拒絶してはいない。

### ビジネス遂行拒絶の同意

- (i) 米国の建設会社 A は、小学校を建設するためにボイコット国 Y の機関に雇われている。提示された契約書には、A 社は、“X 国に対する Y 国のボイコットを理由に Y 国とのビジネス関係を持つことを制限された者により生産又は提供される商品又は役務をプロジェクトにおいて使用してはならない”と記述した条項が含まれている。そのような契約を結ぶ際の A 社の行為は、その取引からブラックリストに掲載された者を排除する同意であるため、ビジネス遂行の拒絶の同意になる。しかし、A 社は、本章で禁止されている条件を含まないように、この条項を再交渉することができる。
- (ii) 米国の民生用冷蔵庫及びフリーザーの製造業者 A は、ボイコット国 Y から入札の案内を受けている。入札には、入札者が Y 国のブラックリストに掲載された企業と取引しないことに同意しなければならないと書かれている。A 社は、どの会社がブラックリストに掲載されているかを知らなかったが、ボイコット条件に異議を唱えることなく入札を提出した。A 社の入札は、特定の会社と取引をしないことに関し何らの確約もしていない。Y 国の入札条件は A 社にビジネス遂行拒絶の同意を要求しているので、A 社が Y 国の入札にあるボイコット要求に異議を唱えることなくその入札を提出した時点で、A 社はブラックリストに記載された者とのビジネス遂行拒絶に同意している。
- (iii) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y 内に位置するプロジェクトに関連して、工事及び建設の役務を実施するための契約書を提示されている。契約書には、契約紛争が生じた場合には、Y 国の法律が適用されると記載された条項が含まれている。A は、契約書を締結することができる。契約紛争を解決する際にボイコット国 Y の法律によって統制されることの同意は、ビジネス遂行拒絶の同意には当たらない。
- (iv) (iii) と同様であるが、契約書に A 社及びその従業員はボイコット国 Y の法律に従うとする条項を含んでいる場合、A 社は、Y 国が数多くのボイコット法を持っていることを知っている。そのような同意自体は、ビジネス遂行拒絶の同意には当たらない。しかし、A 社がその後において、Y 国の法律のために、いずれかの者とのビジネス遂行を拒絶した場合、A 社の行為はビジネス遂行の拒絶になる。
- (v) (iv) と同様であるが、契約書に A 社及びその従業員はボイコット国 Y の法律（“ボイコット法を含む”）に従う旨の条項を含んでいる場合、A 社が無条件に現地のボイコット法に従うことに同意することは、ビジネス遂行拒絶の同意になる。
- (vi) (v) と同様であるが、A 社が、“米国法と矛盾する Y 国の法律の範囲は除く”条件、又はその効力のある言葉を挿入している場合。そのような同意は、ビジネス遂行拒絶の同意にはならない。
- (vii) 米国の総合建設業者 A は、ボイコット国 Y にパイプラインを建設するために雇われている。提示された契約書の中の 1 つの条項で、装置、補給品及び役務の購入の際に、A 社はホスト国 Y に所在する会社に優先権を与えなければならないと規定している。A 社は、この契約書条項に同意することができる。“現地購入”契約条項に同意することは、A 社の同意がボイコットを理由に行なわれていないので、ビジネス遂行の拒絶にはならない。
- (viii) ボイコット国 Y の顧客に小売商品の販売を計画している米国の輸出業者 A は、米国の器械器具製造業者 B から商品を卸で仕入れる契約を結んでいる。A 社の B との契約には、B がその器械器具の製造においてブラックリストに掲載された企業の部分品又は役務を用いてはならないと規定する条項が含まれている。A 社の契約は、他の者(B)に対してボイコットを理由に他の者とのビジネス遂行を拒絶することを要求しているので、ビジネス遂行の拒絶になる。B は、ボイコットを理由に他の者とのビジネス遂行の拒絶に同意することになるので、そのような契約に同意してはならない。
- (ix) (viii) と同様であるが、A 社及び B が、Y 国に輸出される商品の製造においてブラックリストに掲載された企業の部分品又は役務を B が用いない旨の暗黙の了解に至っている場合。非ボイコット国への輸出のために A 社に販売される器械器具の製造において、B はブラックリストに掲載された企業により製造された部分品を用いている。A 社及び B 双方の行為は、ビジネス遂行拒絶の同意になる。その同意は、彼らの行動様式によって暗に示されている。
- (x) ボイコット国 Y は、米国企業 B に商品をオーダーした。Y 国は、外国銀行 C で B に支払われるべ



き信用状を開設している。その信用状は、X 国のボイコットのブラックリストに掲載されている銀行による信用状の買取は禁止されると指定している。米国銀行 A(C のコルレス銀行) は、B に信用状を通知する。B は A 銀行に対してボイコット条件を修正ないしは他の方法で異議を唱えることをせず、信用状に対して支払いを求める書類を提出している。B は、支払いのために信用状を提出することにより B はそのすべての条件及び制約を受入れたので、ブラックリストに掲載された銀行とのビジネス遂行の拒絶に同意したことになる。

## (b) 差別的行為

### 差別的行為をとることの禁止

#### (1) 米国人は何人も以下の行為をしてはならない：

- (i) 米国人である個人に対して、人種、宗教、性別又は国籍を根拠に雇用の拒絶ないしは他の形態で差別をすること；
- (ii) 米国人である法人又はその他の組織に対して、これらの法人又は組織のオーナー、役員、取締役又は従業員の人種、宗教、性別又は国籍を根拠に差別をすること；
- (iii) 本節の (b) (1) (i) 項及び (ii) 項で定めるいずれかの行為をとることに承知の上で同意すること；又は
- (iv) 本節の (b) (1) (i) 項及び (ii) 項で定めるいずれかの行為をとることを他の者に要求したり、他の者に要求することに承知の上で同意すること。

(2) この禁止事項は、差別的行為が米国人により、自分自身によって、又はボイコット国との同意、ボイコット国からの要請若しくは要求によってとられたかに関係なく、適用されるものとする。この禁止事項は、その他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図で、そのような行為が企てられた場合にのみ適用される。

(3) 本節は、米国の市民権法の施行に取って代わったり、制限することはない。

### 差別的行為の例示

次の例示は、特定の差別的行為をとることが禁止される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y で複合オフィスを建設する契約を与えられている。X 国に対する Y 国のボイコットのため、特定の宗教を信仰している従業員が Y 国で働くことが許可されないと確信している A 社は、その宗教を信仰する米国人をプロジェクトへの雇用の考慮から排除している。Y 国でのプロジェクトで働く資格のある特定の宗教を信仰する米国人について A 社が考慮することを拒絶することは、宗教を根拠とした米国人に対する禁止されたボイコットに基づく差別的行為になる。
- (ii) (i) と同様であるが、契約条項の中に“X 国生まれの者はそのプロジェクトで働けない”旨の条項がある場合。A 社の同意は、特に国籍を根拠とした米国人を差別する禁止されたボイコットに基づく同意になる。
- (iii) (i) と同様であるが、契約条項の中に“X 国の市民、居住者又は国民は何人もこのプロジェクトで働くことができない”旨の条項がある場合。その条項は市民権、居住地及び国籍だけを根拠に排除を要求しているので、A 社の同意は、人種、宗教、性別又は国籍を根拠に米国人を差別するボイコットに基づく同意にはならない。
- (iv) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y で学校を建設する契約を結んでいる。Y 国の代理人は口頭で、A 社に対して、国籍が X 国生まれの者はこのプロジェクトで働かないことになっていると告げている。A 社は、そうすることが国籍を根拠にした差別になるので、従ってはならない。A 社が、Y 国の口頭での要求を知っていたとしても相違はない。A 社が、Y 国の差別的な要求についてどのような方法で知っていても相違はない。
- (v) ボイコット国 Y は、Y 国での建設プロジェクトに対する入札案内を出している。その入札は、落札した入札者の社員はインタビューされ、特定の宗教信仰者がそのプロジェクトで働くことが許可されないことを要求している。Y 国の要求事項は、X 国（その国の市民の大多数がその特定の信仰者である）のボイコットに基づいている。入札書類の中のこの条項に米国人が同意することは、

特定の宗教を信仰する米国人に対するボイコットに基づく差別に携わる禁止された同意になる。

- (vi) (v)と同様であるが、入札に“女性はこのプロジェクトで働くことが許可されない”と指定している場合。入札書類の中のこの条項に米国人が同意することは、女性の雇用制限がボイコットに基づいたものでないのに、ボイコットに基づく差別に携わる禁止された同意にはならない。しかし、そのような同意は米国市民権法の違反になる可能性がある。
- (vii) Aは、米国の投資銀行である。A社は、ボイコット国Yにより発行される有価証券の買取り引受業務に参加する条件として、特定の信仰者が所有する投資銀行を引受業務への参加から拒絶することを要求されている。Y国の要求は、X国（その国の市民の大多数がその特定の信仰者である）のボイコットに基づいている。A社がそのような条項に同意することは、宗教を根拠に米国人に対するボイコットに基づく差別に携わる禁止された同意になる。さらに、A社がそのような条件に同意することを他の者に要求した場合、A社はそのような差別に携わることを他の者に要求をしていることになる。
- (viii) 米国企業Aは、ボイコット国Yより、A社がY国に輸入された製品の梱包に六芒星[ユダヤ教の表象]を用いないことを保証するよう要求されている。その要求は、X国に対するボイコットのY国による実施活動の一部である。A社は、そのように保証することはできない。六芒星は宗教のシンボルであって、そのようなシンボルを使用しないことをA社が保証することは、A社が、その宗教を信仰する者によって製造又は取り扱われる製品を出荷しない声明になる。
- (ix) (viii)と同様であるが、A社が、Y国に輸入された製品の梱包に被ボイコット国Xのシンボルが表示されないことを保証するよう要求された場合。そのような保証は、ある者の宗教信仰についての声明を伝えるものでなく、従って、この禁止事項の適用範囲に入らない。

#### (c) 人種、宗教、性別又は国籍に関する情報提供

人種、宗教、性別又は国籍に関する情報提供の禁止事項

(1) 米国人は何人も以下の行為を行ってはならない：

- (i) 米国人の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供すること；
- (ii) 米国人である法人若しくはその他の組織のオーナー、役員、取締役若しくは従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供すること；
- (iii) 米国人の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供することに承知の上で同意すること；又は
- (iv) 米国人である法人若しくはその他の組織のオーナー、役員、取締役又は従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供することに承知の上で同意すること。

(2) この禁止事項は、情報が明確に要求されるか、米国人により自発的に提供されるかに関係なく、適用されるものとする。それはまた、要求された情報又は自発的に提供された情報が肯定的又は否定的のいずれの形で申し立てられたかに関係なく、適用されるものとする。

(3) 米国人の両親の生誕地又は国籍についての情報は、米国人の人種、宗教、性別又は国籍を特定することができるコード名又はシンボルの形での情報と同様に、この禁止事項の範囲に該当する。

(4) この禁止事項は、その他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、受容できない外国のボイコットに承諾したり、助長したり、支援する意図で、そのような行為が企てられた場合にのみ適用される。

#### 差別的情報の提供に対する禁止事項の例示

次の例示は、差別的情報の提供が禁止される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

(i) 米国企業Aは、ボイコット国Yから、特定の信仰者により所有又は管理されているか否か、その取締役会にその信仰者がいるか否か、及びその社長の国籍を尋ねるボイコット質問票を受取っている。その情報は、X国に対してY国がボイコットを実施する目的で求められており、A社はその情報がその理由で求められていることを知っているか知り得る状況にある。X国に対するY国のボイコットに承諾する目的で米国人の宗教及び国籍に関する情報をA社が提供することになるので、A社はその調査票に答えてはならない。

(ii) 米国内に所在する米国企業Aは、ボイコット国YよりA社がその取締役会に特定の国籍を持つ

者がいないことを証明するよう依頼されている。A社は、その証明を要求するY国の目的がY国がX国に対してボイコットを実施するためであることを知っている。A社が、X国に対するY国のボイコットに応諾又は支援する目的で、米国人の国籍に関する情報を提供することになるので、A社はそのような証明をしてはならない。

- (iii) 米国企業Aは、A社が特定の国籍を持つ出資者、役員又は取締役がいない旨を自発的に申し出を行った場合、他の入札者の入札に優先してボイコット国YがA社の入札を選択すると確信している。A社の確信は、Y国がX国に対するY国のボイコットの一部分として、この特定の国籍を持つ者により所有、管理又は運営されている企業とビジネスを遂行することを全般的に拒絶しているという知識に基づいている。それはX国に対するY国のボイコットに応諾又は支援する目的で、米国人の国籍に関する情報を提供することになるので、A社は自発的にこの情報を提供してはならない。
- (iv) 米国企業Aは、ボイコット国Yに空港を建設する契約を締結している。A社が工事を開始する前に、Y国よりその現場で働くことになる従業員の国籍を明らかにするよう要求されている。A社は、Y国がX国に対するY国のボイコットを実施するためにこの情報を要求していることを知っているか知り得る状況にある。A社がX国に対するY国のボイコットに応諾又は支援する目的で、米国人の国籍に関する情報を提供することになるので、A社はこの情報を提供してはならない。
- (v) (iv)と同様であるが、Y国の現場での作業員を集めるために、A社がその雇用者にビザの申請用紙を送り、その用紙をY国の領事館又は大使館に送達するのでA社に返送するよう要求している場合。A社自身は、その雇用者についての何の情報も提供しておらず、ただ単にビザの申請用紙を前後して送達しているだけである。A社は、ビザの申請用紙を送達する事務的な職務を実行する際に、米国人の人種、宗教、性別又は国籍に関する情報を提供していない。
- (vi) (iv)と同様であるが、A社が、Y国の法律が女性の労働を禁止しているため、Y国での雇用者に女性がいないことを証明することを、Y国より要求されている場合。その情報を求めている理由は、X国に対するY国のボイコットと何ら関係することはないので、そのような証明は、米国人の性別に関する禁止された情報提供にはならない。
- (vii) 米国企業Aは、ボイコット国Yでオフィスを設立することを検討している。A社は、Y国で営業登録をするために、会社の役員と取締役の国籍に関する情報提供を求められている。その提供の際に、A社は米国人の人種、宗教、性別又は国籍に関する情報を提供することにはならないため、A社は、A社の役員と取締役の国籍に関する情報を提供することができる。

(d) 被ボイコット国又はブラックリストに掲載された者とのビジネス関係に関する情報提供

被ボイコット国又はブラックリストに掲載された者とのビジネス関係に関する情報提供の禁止事項

- (1) 米国人は何人も、自身若しくは他の者の過去、現在若しくは計画の次のいずれかに該当するビジネス関係に関する情報を提供すること、又は故意に提供することに同意してはならない：
  - (i) ボイコット国とのビジネス関係若しくはボイコット国でのビジネス関係；
  - (ii) 被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社とのビジネス関係；
  - (iii) 被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係；又は
  - (iv) ボイコット国との若しくはボイコット国におけるビジネス関係ビジネス関係を持つことを制限されていると知られている若しくは確信されている他の者とのビジネス関係。
- (2) この禁止事項は：
  - (i) その情報が、販売、購入又は供給取引を含むビジネス関係；法律上若しくは商売上の説明；船積み若しくはその他の輸送取引；保険；投資；又はその他の種類のビジネス取引若しくはビジネス関係に関係するか否かに関わらず適用されるものとする；並びに
  - (ii) その情報が直接的若しくは間接的に要請されているか、又は米国人の主導により提供されるか否かに関係なく適用されるものとする。
- (3) この禁止事項は、商売の関係における通常のビジネス情報の提供には適用されない。通常のビジネス情報は、財務適合性、技術能力、又は職務経験等の要素に関連する場合があり、更には年次報告書、有価証券に関する企業内容開示報告書、カタログ、販売促進パンフレット及び取引・営業案内のような通常、一般に入手可能な文書で見出せる場合がある。そのような情報は、経験及び資格の明細書又は申告書の中でも記載される場合がある。

- (4) 商売の関係において提供される通常のビジネス情報は、その情報を求める当事者が、単にボイコット国又はその国民若しくは居住者である可能性があるからといって、止めることはない。その情報が合法的なビジネス上の目的のために、通常求められる種類のもの（例えば、財務適合性、技術能力、又は職務経験を判断する情報）である場合、たとえその情報がボイコットの目的で用いられる可能性があるか、その情報を提供する者が知らずにボイコットの目的に用いられることを意図している場合であっても、その情報を提供することができる。しかし、ブラックリストに掲載された者又は被ボイコット国、それらの居住者若しくは国民とのビジネス関係についてのいかなる情報も、たとえその情報が一般に入手可能であっても、ボイコットの要求に応じて提供してはならない。ボイコット当局からのそのような情報の要求は、ボイコットに基づいていると推定される。
- (5) この禁止事項は、その他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図で、そのような行為が企てられた場合にのみ適用される。

### 情報提供に関する例示

次の例示は、情報提供が禁止されている状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の建設業者 A は、ボイコット国 Y にダムを建設する契約の入札を検討している。業界誌に掲載された入札案内には、各入札者は被ボイコット国 X にいかなるオフィスも有していないことを申し立てなければならないと指定している。A 社は、その要求がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある。それは A 社の X 国とのビジネス関係に関する情報になるので、A 社はこの申し立てをしてはならない。
- (ii) 米国の建設業者 A は、ボイコット国 Y に学校を建設する契約の入札を検討している。各入札者は、その入札と共にその年次報告書のコピーを提出することを要求されている。A 社の年次報告書には、A 社がビジネスを行なっている国々を含む世界中の事業を記載しているので、A 社が被ボイコット国 X とビジネス関係を持っているか否かも必然的に開示している。A 社は、その報告書がボイコットの目的で要求されているということを知り得る状況にない。A 社は、A 社の年次報告書の提供において、商売の関係における通常のビジネス情報を提供しているものである。
- (iii) (ii) と同様であるが、その入札案内に、各入札者は年間報告書のコピーを提供することを求める Y 国のボイコット当局からの調査票が添付されている場合。それはボイコット当局からの調査票に応じた提供情報になるので、A 社は一般に入手可能であっても年次報告書を提供してはならない。
- (iv) 米国企業 A は、ボイコット国 Y のブラックリストに掲載されている。ボイコットとは関係のない理由で、A 社は被ボイコット国 X とのビジネス関係を終結させている。他の市場を調査する中で、A 社は、ボイコット国 Y が大きな可能性を提供すると判断している。A 社は、中央ボイコット当局から A 社の X 国とのビジネス関係について尋ねる調査票に記入するよう要求されている。それは A 社の被ボイコット国とのビジネス関係に関する情報であるので、A 社はその情報を提供してはならない。
- (v) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y に自社の製品を販売しようとしている。A 社は、Y 国より販売の条件として、A 社が被ボイコット国 X にセールスマンがいないことを証明しなければならないことを通知されている。A 社は、その条件がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある。それは A 社の被ボイコット国でのビジネス関係に関する情報であるので、A 社はその証明を提供してはならない。
- (vi) 米国の工事会社 A は、ボイコット国 Y にダム建設の入札案内を受けている。入札の条件として、A 社は被ボイコット国 X にいかなるオフィスもないことを証明することを求められている。A 社は、A 社が設計した他のダムの計画についても提供することを求められている。A 社が X 国にオフィスがないことを証明することは、被ボイコット国での A 社のビジネス関係に関する情報であるので、行なってはならない。A 社が設計した他のダムの計画については、商売の関係において A 社の技術力及び職務経験に関する通常のビジネス情報の提供に当るので、提出することができる。
- (vii) 米国企業 A は、ボイコット国 Y への輸出拡大を求めて、販売代理人を Y 国に 1 週間の出張で派遣している。同業者団体の代表者との Y 国における会議の間、A 社の代理人は、A 社又は A 社と取

引のある他の企業のいずれも被ボイコット国 X との何らかのビジネス関係を持っていないことを説明したいと望んでいる。そのような情報を提供する目的は、A 社がブラックリストに掲載されないことを確実なものとするにある。A 社の代理人がボイコットを理由に A 社の X 国とのビジネス関係に関する情報を自発的に提供することになるので、たとえ A 社がボイコットに関連しない理由で X 国と取引をしない場合であっても、A 社の代理人はこの情報を自発的に提供することができない。

- (viii) 米国企業 A は、A 社の被ボイコット国 X とのビジネス関係に関する情報を提供することをボイコット国 Y より要求されている。Y 国がその情報をボイコットの目的で求めていることを承知している A 社は、求められた情報を直接提供することを拒否したが、A 社の年次報告書（それには A 社が現在ビジネスを行なっている国々をリストしている）のコピーを提供することにより応じることを申し出ている。A 社は、たまたま X 国とビジネスを行なっていなかった。A 社はそれが A 社の X 国とのビジネス関係に関する情報について、ボイコットに基づく要求に応ずることになることを承知しているので、A 社は A 社の年次報告書を提供することにより Y 国の要求に応じてはならない。
- (ix) 米国企業 A 社は、中央ボイコット当局から A 社の被ボイコット国 X での事業を“明らかにする”ことを A 社に求める書状を受け取っている。A 社は X 国で A 社の事業を続ける意向であるが、その要求に応じないことにより結果的にボイコット国 Y のブラックリストに入れられることを懸念している。A 社は、その情報がボイコットを理由に求められていることを知っているか知り得る状況にある。その情報は、被ボイコット国との A 社のビジネス関係に関するもので、A 社はこの要求に応じてはならない。
- (x) 米国企業 A 社は、ボイコット国 Y のバイヤーに A 社の商品の販売について交渉する過程において、A 社のサプライヤーが Y 国のブラックリストにないことを証明するよう要求されている。これはボイコット国との又はボイコット国でのビジネス関係を持つことを制限していると確信される他の者との A 社のビジネス関係に関する情報であるので、A 社は A 社のサプライヤーのブラックリストステータスに関する情報を提供してはならない。
- (xi) 米国企業 A 社は、被ボイコット国 X に製造プラントを持っており、ボイコット国 Y のブラックリストに掲載されている。A 社は、X 国での A 社の事業を拡大する一方、Y 国において事業を設立することを求めている。A 社は、Y 国のブラックリストから削除するよう Y 国に要求している。それに応じて、A 社は X 国に製造施設を持っているか否かを示すことを要求されている。A 社は被ボイコット国での A 社のビジネス関係に関する情報を提供することになるので、A 社は要求された情報を提供してはならない。
- (xii) 米国銀行 A 社は、ボイコット国 Y に支店を開くことを計画している。それを行なうために、A 社は、A 社の他の支店の所在地を含む A 社の営業活動に関する特定の情報を提供することを要求されている。そのような情報は、A 社が支店を開設した他の国で通常要求されるもので、A 社は Y 国がボイコットを理由にその情報を要求しているということを知り得る状況にはない。それは通常の商売の関係において提供されているものであり、A 社はそれがボイコットを理由に要求されていることを知り得る状況にはないので、たとえそれを提供する際に、A 社が被ボイコット国における A 社のビジネス関係に関する情報を開示することになっても、A 社はこの情報を提供することができる。
- (xiii) 米国の建築会社 A 社は、ボイコット国 Y での複合オフィスのデザイン提出の入札案内を受けている。案内状には、すべての入札者は彼らが設計した同様の種類の建物に関する情報を含めなければならないと記述されている。A 社は、被ボイコット国 X において同様の建物を設計したことがない。依頼人は、しばしば建築に従事する前に、この種類の情報を要求している。これは商売の関係において、A 社の技術力及び職務経験に関する通常のビジネス情報の提供に当たるので、A 社はこの情報を提供することができる。
- (xiv) 米国の石油会社 A は、A 社の過去のプロジェクトについての経歴情報を提供する販売促進パンフレット及びカタログを見込み客に配布している。A 社は、被ボイコット国 X とのビジネス取引を持っていない。パンフレット（A 社が世界中で用いているものと同じもの）には、A 社がビジネスを行なっている又は行なってきたこれらの国々をリストしている。ボイコット国 Y における見込み客を勧誘する際に、A 社はそのパンフレットのコピーを配布することを願っている。これは

商売の関係において、職務経験に関する通常のビジネス情報の提供であるので、A社はそれを行なうことができる。

- (xv) 米国企業 A は、ボイコット国 Y とビジネスを行なうことに関心を持っている。A社はY国の通商産業省に、A社がY国のブラックリストに掲載されているか否か、さもなければボイコットを理由にY国とビジネスを行うことを制限されているか否か、並びにもしそうであれば、その理由を尋ねたいと願っている。それは情報提供にならないので、A社はこの限定された問合せを行なうことができる。
- (xvi) 米国企業 A社は、A社が被ボイコット国 X の臣民又は国民によって所有されていないこと及びA社が被ボイコット国 X の居住者でないことを証明することを、ボイコット国 Y より要求されている。それは、A社の被ボイコット国との若しくは被ボイコット国でのビジネス関係又は被ボイコット国の国民とのビジネス関係に関する情報であるので、A社はその証明を提供してはならない。
- (xvii) 米国企業 A（特定の特許権を得た製品の製造業者）は、ボイコット国 Y でその特許を登録したいと願っている。A社は、その特許の登録に必要な委任状用紙を受け取っている。その用紙には、被ボイコット国 X との又は被ボイコット国 X での A社のビジネス関係に関する質問が含まれている。A社は、X国とのビジネス関係を持っていないが、その情報がボイコットを理由に求められていることを知っているか知り得る状況にある。A社は、被ボイコット国との又は被ボイコット国での A社のビジネス関係に関する情報を提供することになるので、A社はその質問に答えてはならない。
- (xviii) 米国企業 A は、A社がブラックリストに掲載された企業の親企業、姉妹企業、子会社又は支店でないこと、及びA社がブラックリストに掲載された企業といかなる手段においても提携していないことを証明することをボイコット国 Y より求められている。それはA社がボイコット国との又はボイコット国でのビジネス関係を持つことを制限されていると知られているか確信されているその他の者とのビジネス関係を持っているか否かに関する情報であるので、A社はその証明を提供してはならない。

(e) 慈善団体及び友愛団体との交際に関する情報

慈善団体及び友愛団体との交際に関する情報提供に対する禁止事項

- (1) 米国人は何人も、ある者が、被ボイコット国を支援する慈善団体又は友愛団体のメンバーであるか否か、当該団体に貢献をしていたか否か、ないしは他の形態で当該組織と関係しているか否か若しくは当該組織の活動に関与しているか否かの情報を提供してはならない又は承知の上でこれらの情報を提供することに同意してはならない。
- (2) この禁止事項は、次の(i)から(iii)のいずれかに関係なく適用されるものとする：
  - (i) その情報が、次のいずれかの慈善団体若しくは友愛団体との交際若しくは当該組織への積極的な参加に関係している場合：
    - (a) その公式の目的の一つとして、財政的貢献若しくはその他の方法により被ボイコット国への支援を行っている、或いは
    - (b) 被ボイコット国への財政支援若しくはその他の支援を提供することを主要な組織活動として行っている事業者；
  - (ii) その情報が、直接的若しくは間接的に要求されているか又は米国人により自発的に提供されている場合；或いは
  - (iii) 要求された若しくは自発的に提供された情報が、そのような慈善団体若しくは友愛団体のメンバーであることに関連しているか、当該組織の財政的貢献に関連しているか、その他の形態での当該組織との交際、又は当該組織の活動への関与に関連している場合。
- (3) この禁止事項は、本節の(d)項で定義される商売関係における通常のビジネス情報の提供については禁止していない。
- (4) この禁止事項は、その他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図で、そのような行為が企てられた場合にのみ適用される。

**慈善団体又は友愛団体との交際に関する情報提供に対する禁止事項の例示**

次の例示は、慈善団体又は友愛団体との交際に関する情報提供が禁止されている状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の工事会社 A は、ボイコット国 Y から入札案内を受けている。その案内状には、A 社の役員が慈善団体 B（被ボイコット国に財政支援で貢献していると A 社が承知している）に対して行っている交際に関する情報を提供する要求が含まれている。A 社は、その情報がボイコットを理由に求められていることを知っているか知り得る状況にある。A 社は、その情報を提供してはならない。
- (ii) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y とビジネス取引を設立するための活動の中で、A 社の取締役のどの役員もいかなる方法においても被ボイコット国 X を支援する慈善団体との交際がないことを示す情報を提供することを Y 国に申し出ている。A 社の目的は、Y 国のブラックリストに A 社が掲載される可能性を避けるためのものである。A 社がそれを行なう目的がボイコットに基づいているので、A 社はその情報を提供してはならない。その情報について Y 国より明確な要求がなくても、何の相違も生じない。
- (iii) 米国市民である A は、ボイコット国 Y の学校に教職の申請をしている。彼の申請に関連して、A は履歴書を提出している。その履歴書は、たまたま彼が慈善団体に所属していることを開示している。A は、Y 国のボイコットに全くかまわずに、そして、A の雇用申請を許可する Y 国のボイコット要求を全く知らずにそれを行っている。A による履歴書の提出は、被ボイコット国 X を支援する慈善団体との彼の交際に関する情報のボイコットに関連する提供には当たらない。

#### (f) 信用状

禁止された条件又は要求事項を含む信用状の履行に対する禁止事項

- (1) 米国人は何人も、本章で禁止している条件又は要求事項への応諾を含む信用状の支払い、引受け、確認若しくはその他の形態での履行をすることができないし、本節の適用の結果として、いかなる米国人も、そのような信用状の支払い、引受け又は他の形態での履行をする義務を負わされないものとする。
- (2) 本節でいうところの信用状の“履行”には以下を含む：
  - (i) 顧客の依頼により信用状を発行又は開設すること；
  - (ii) 効力を有する信用証券であるとして受け取ることにより、信用状を引き受けること；
  - (iii) 信用状のもとに、為替手形を買い取ったり、受益者によるその他の支払い請求に対し支払うこと；
  - (iv) 発行人の要請に応じて、受益者への支払い責任があることに同意することにより、信用状を確認すること；
  - (v) 自発的に受益者から為替手形を買い取ることにより信用状を換金すること、及び払い戻しのために信用状の発行人又は確認者に当該為替手形を提出すること；並びに
  - (vi) 信用状を履行するためのその他の措置を講じること。
- (3) 米国からの商品の輸出に対する国際信用状取引の促進支払い標準において、外国に所在する銀行は、米国の輸出者に支払われるべき取消可能又は取消不能の信用状の発行を、顧客から要求される場合がある。顧客は、通常、発行銀行又は確認銀行が信用状で指定された書類の銀行の受領と引き換えに受益者に支払うことを、要求し、かつ、信用状もそのように規定している。通常、その書類には商業インボイス、領事インボイス、船荷証券、及び保険証書を含むが、それはまた、商品の原産地及び輸出の運送会社又は保険会社に関する情報等のその他の必要な証明書又は誓約書を含む場合もある。銀行は、それとともに提出された書類が信用状の条件及び制約に従っていない限り、通常は、支払いのための為替手形を受理しない。
- (4) 米国人は、本節においては、受益者が受取り予定の信用状の存在を、その受益者に通知すること、又は履行することを禁じられている信用状の処置をするための事務的な行為をとることについては禁止していない。
- (5) 本節を順守することにより、信用状の支払い、引受け若しくはその他の履行を強要するためにもたらされる措置において、又は信用状の支払い、引受け又は履行をしなかったことにより生じる損害に対して、絶対的抗弁を与えるものとする。さもなければ、本節は、他の法律又は規則のもとに負う可

能性がある義務又はその他の責務から何人も免れないものとする（ただし、本節で明確に規定されている場合を除く）。

### 本節が適用される信用状

- (6) この禁止事項は、他のすべての禁止事項と同様に、受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図でとられる米国人の行為についてのみ適用される。さらに、信用状が適用される取引が米国通商の範疇にあって、受益者が米国人である場合にのみ適用される。

### 米国国内での信用状の履行

- (7) 米国に所在する米国人（外国銀行の米国に常設の営業所を含む）により米国国内で履行される信用状は、米国通商における取引に適用され、信用状に受益者の米国の住所が指定されている米国の受益者に支払われるべきものと推定される。これらの推定は、受益者が米国人でないか、信用状取引の根拠となる取引が米国通商の範疇にないとの結論に銀行を正当に導くことができた事実によって、しりぞけられる場合がある。
- (8) 米国に所在する米国人により米国国内で履行される信用状に受益者の米国の住所が指定されていない場合、受益者は米国人以外のものと推定される。この推定は、受益者が外国の住所にもかかわらず米国人であるとの結論に銀行を正当に導くことができた事実によって、しりぞけられる場合がある。

### 米国外での信用状の履行

- (9) 米国外に所在する米国人により米国外で履行される信用状は、当該信用状が受益者の米国の住所を指定しておらず、かつ、米国から輸出されたこと、さもなければ商品が米国原産であることを示す書類を要求している場合、米国通商における取引に適用され、米国の受益者に支払われるべきものと推定される。これらの推定は、受益者が米国人でないこと、或いは信用状取引の根拠となる取引が米国通商の範疇にないとの結論に銀行を正当に導くことができた事実によって、しりぞけられる場合がある。
- (10) 米国外に所在する米国人により米国外で履行される信用状が、受益者の米国の住所を指定していない場合、受益者は米国人以外のものと推定される。さらに、そのような信用状が米国から輸出されたこと、さもなければ商品が米国原産であることを示す書類を要求していない場合、それが適用される取引は米国通商の範疇にないとして推定される。受益者が米国人以外であるとする推定は、その受益者が米国人であるとの結論に銀行を正当に導くことができた事実によって、しりぞけられる場合がある。信用状が適用される取引が米国通商の範疇にないとする推定は、信用状取引の基礎をなす取引が米国通商の範疇にあるとの結論に銀行を正当に導くことができた事実によって、しりぞけられる場合がある。

### 信用状の履行に対する禁止事項の事例

以下の例示は、本節が信用状の履行に適用される状況、及びその履行が禁止される状況を判断する際のガイダンスを与えることを意図している。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

#### 米国通商における信用状の履行

- (i) 米国に所在する米国銀行 A は、米国において、米国外に所在する外国企業 B に支払われるべき信用状を開設している。信用状には、受益者の米国以外の住所が指定されている。受益者は、信用状に米国住所がないので、米国人以外の者であると推定される。この推定は、受益者が外国の住所にもかかわらず米国人であることを、米国銀行 A が正当に結論できたことを示す事実によって、しりぞけられる場合がある。
- (ii) 米国に所在する外国銀行の支店 A は、米国外に所在する外国企業 B に支払われるべき信用状を開設している。信用状には、受益者の米国以外の住所が明記されている。受益者は、信用状に米国の住所がないので、米国人以外であると推定される。この推定は、受益者が外国の住所にもかかわらず米国人であることを、支店 A が正当に結論できたことを示す事実によって、しりぞけられる場合がある。



- (iii) 米国外に所在する米国銀行の支店 A は、米国の住所を持つ者 B に支払われるべき信用状を開設している。信用状には、商品が米国から出荷したことを示す書類の提出を求めている。信用状が受益者の米国の住所を指定しており、かつ、商品が米国から出荷されたことを示す書類の提出を求めているので、当該信用状は米国通商の範疇にある取引に適用され、米国の受益者に支払われるべきものであると推定される。これらの推定は、受益者が米国人ではないこと、又は信用状取引の根拠となる取引が米国通商の範疇にないことを、支店 A が正当に結論できたことを示す事実によって、しりぞけられる場合がある。
- (iv) 米国外に所在する米国銀行の支店 A は、米国外に住所を持つ受益者 B を明記し、商品が米国原産であることを示す書類の提出を求めている信用状を開設している。支店 A は、受益者 B が米国外に住所を持っているが、受益者 B が米国人であるということを知っているか、知り得る状況にある。信用状が米国原産の商品の輸出を求めているので、その信用状は米国通商の範疇にある取引に適用されると推定される。さらに、その信用状は、受益者が外国の住所を持っているにもかかわらず米国人であることを支店 A が知っているか、知り得る状況にあるので、米国人である受益者に支払われるべきものであると推定される。
- (v) 米国外に所在する米国銀行の支店 A は、米国の住所を持つ受益者を指定する信用状を開設している。信用状は、外国原産の商品の輸出を示す書類の提出を求めている。信用状が外国原産の商品の輸出を示す書類の提出を求めているので、その信用状は米国の受益者に支払われるべきものであるが、米国外の取引に適用されるものと推定される。米国通商の範疇にないとする推定は、信用状取引の根拠となる取引が米国原産の商品又は米国からの商品の輸出を含むことを、支店 A が正当に結論できたことを示す事実によって、しりぞけられる場合がある。

#### 信用状の履行に対する禁止事項

- (i) ボイコット国 Y は、米国企業 B に商品を注文している。Y 国は、外国銀行 C で B 社に支払われるべき信用状を開設している。信用状には、支払いの条件として、B 社が被ボイコット国 X とビジネスを遂行しないことを保証することを明記している。外国銀行 C は、開設した信用状を確認のために米国銀行 A に送付している。その信用状には米国人が応じることができない条件が含まれているので、米国銀行 A は、この信用状を確認したり、その他の形態で履行してはならない。
- (ii) (i) と同様であるが、米国銀行 A が受益者である米国企業 B に信用状の通知を望む場合。信用状の受益者への通知（米国銀行 A が信用状の履行を止める条件を含む）は、信用状の履行ではないので、米国銀行 A は通知を行なうことができる。
- (iii) (i) と同様であるが、外国銀行 C が米国銀行 A に信用状の主要な条件及び制約を記載した電報を送る場合。その電報はボイコット条項を反映していない。その後、外国銀行 C は米国銀行 A に信用状の条件及び制約（禁止されているボイコット条件を含む）を示す書類を郵送している。信用状には禁止されているボイコット条件が反映されているので、米国銀行 A は書類を受け取った後、信用状の履行を進めてはならない。米国銀行 A は、受益者及び外国銀行 C に信用状の存在について通知（ボイコット条件を含む）することができ、さらに、信用状を処理するために必要な本質的に事務的な行為をとることができる。
- (iv) (iii) と同様であるが、米国企業 B が米国銀行 A から受け取った情報を一部根拠として、米国銀行 A が支払うこと、若しくはその他の形態で信用状を履行することを妨げている信用状中の言葉を削除するか取り消す信用状の修正を得ることを要求している場合。この努力に、企業 B 又は米国銀行 A のいずれも着手することができ、さらには他の者も協力及び援助することができる。その場合、米国銀行 A は、元々禁止されたボイコット条件が無効である限り、修正された信用状の支払ったり、その他の形態で履行することができる。
- (v) ボイコット国 Y は、Y 国に所在する外国銀行に対し、米国のサプライヤー B（信用状の受益者）より輸出されるべき商品の支払いを実施するため、信用状を開設することを要求している。信用状には禁止されたボイコット条項が含まれている。外国銀行は米国に所在する支店事務所 A に信用状のコピーを送付している。信用状には禁止されたボイコット条件が含まれているので、支店事務所 A は受益者に信用状の通知はできるが、履行することはできない。
- (vi) ボイコット国 Y は、米国企業 B に商品を注文している。米国銀行 A は、その商品が被ボイコット国 X の原産でないことの証拠書類の提出を要求する条項が含まれている信用状を、B 社のため

に履行することを要求されている。米国銀行 A は、禁止された条件のある信用状を履行できず、十分な証拠書類として肯定的な原産地証明についてのみ受け取ることができる。（“輸入及び船積み書類の要求事項”については § 760.3(c) を参照してください。）

(vii) [Reserved]

(viii) B は、米国外に所在する外国銀行である。外国銀行 B は米国に所在する米国銀行 A で口座を維持している。米国の受益者に支払われるべき外国銀行 B により発行された信用状には、買取銀行が、信用状のすべての条件及び制約が満たされていることを保証し、その後外国銀行 B の口座から前もって引き出すことを保証する事により、米国銀行 A から払戻金を得ることができると規定している。外国銀行 B は、信用状の発行及び払い戻し承認の存在を電信により米国銀行 A に通知しているが、米国銀行 A は信用状のコピーを受け取っていない。米国銀行 A は、信用状取引の根拠となる信用状に禁止されたボイコット条件を含む場合でも、米国銀行 A は、その信用状に禁止されたボイコット条件が含まれていることを知らないか、は知り得る状況にないので、買取銀行に払い戻しをすることができる。

(ix) (viii) と同様であるが、外国銀行 B が米国銀行 A に信用状のコピーを送付し、その後、禁止されたボイコット条項に気がついた場合。気がついた以降においては、米国銀行 A は、禁止されたボイコット条件を知っているので、買取銀行に払い戻しをしたり、或いはどんな形であれその信用状の履行を進めてはならない。

(x) ボイコット国 Y が、米国の輸出業者 B に商品を注文し、その費用を手当てするため輸出者 B に支払われるべき信用状の開設を Y 国の外国銀行に要求している。信用状には、禁止されたボイコット条項が含まれている。外国銀行は、米国銀行 A に信用状の通知と確認を依頼している。不注意により、米国銀行 A は禁止された条項に気づかず信用状の確認を行なっている。その後、米国銀行 A は、その条項に気づき、それから信用状に対する輸出者 B の為替手形を引き受けることを拒否している。輸出者 B は、支払いについて米国銀行 A を告訴している。米国銀行 A は、この信用状のもとでの支払義務に対して絶対的抗弁を有している。（注：(ix) 及び (x) の例示は、しかるべき法律における当事者の他のいかなる義務又は責務も変えるものではない。）

(xi) [Reserved]

(xii) ボイコット国 Y は、米国企業 B に商品をオーダーしている。禁止されたボイコット約款が記載された信用状が、Y 国にある外国銀行により B 社のために開設されている。外国銀行は、米国銀行 A に対し、米国銀行 A に送付する信用状の通知及び確認を求めている。米国銀行 A は B 社に対して信用状（ボイコット条件を含む）を受取っていることを通知できるが、禁止された条項のある信用状については確認してはならない。

(xiii) (xii) と同様であるが、米国銀行 A が B 社に信用状を処理できないことを通知していない場合。B 社は支払いを要求している。米国銀行 A は支払ってはならない。禁止された言葉が除去されるか、再交渉の結果として削除された場合、それ以降米国銀行 A は、改訂された信用状に対して支払ったり、その他の形態で履行することができる。

(xiv) 米国銀行 A は、米国の受益者 B に支払われるべき信用状を受取っている。信用状は、B がブラックリストに掲載されていないことを保証するよう要求している。米国銀行 A は当該信用状を履行することができるが、この保証を与えることを強要してはならない、何故なら、そのように強要することにより、ボイコットに従ってブラックリスト掲載者とビジネスを行なうことを拒絶することになるからである。

(xv) 米国に所在する米国銀行 A は、米国の受益者 B が行うボイコット国 Y への商品の販売に対して B に支払われるべき信用状を開設している。信用状にはボイコットの条件の記載はないが、米国銀行 A は、Y 国が慣例上、商品の販売者にブラックリストに掲載されたサプライヤーと取引がないことを保証するよう要求していることを承知している。そのため、米国銀行 A は受益者 B に対し、B がそのような保証をしない限り信用状による支払いができないことを説明している。B に当該保証を要求する際に行なった米国銀行 A の行為は、他の者に対してブラックリスト掲載者とのビジネス遂行を拒絶することを要求する行為になる。

(xvi) 米国に所在する米国銀行 A は、米国の受益者 B が行うボイコット国 Y への商品の販売に対して B に支払われるべき信用状を開設している。信用状にはボイコットの条件の記載はないが、米国銀行 A は、受益者 B が、B のための信用状を受取る条件としてブラックリスト掲載企業と取引

がない保証を Y 国に与えることに同意していることを、米国銀行 A は実際に知っている。米国銀行 A は、信用状の暗黙の条件が B が合法的に応諾できない条件であることを知っているため、この信用状を履行してはならない。

(xvii) ボイコット国 Y は、米国企業 B に商品を注文している。Y 国は、B に支払われるべき信用状を外国銀行 C に開設している。信用状には“ブラックリスト掲載銀行と交渉してはならない”との記述がある。外国銀行 C は、確認のため米国銀行 A に開設した信用状を発送している。米国銀行 A は、信用状に米国人が応諾してはならない条件が含まれているため、この信用状を確認したり、他の形態で履行してはならない。

### § 760.3 禁止事項に対する除外条項

#### (a) ボイコット国の輸入要求事項

ボイコット国の輸入要求事項への応諾

- (1) 米国人は、ボイコット国に又はボイコット国の国民若しくは居住者に商品又は役務を供給する際に、次に掲げる輸入を禁止している当該ボイコット国の要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる：
  - (i) 非ボイコット国からの商品若しくは役務；
  - (ii) 被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社により生産される商品若しくは提供される役務；又は
  - (iii) 被ボイコット国の国民若しくは居住者により生産される商品若しくは提供される役務。
- (2) 米国人は、明確な応諾要求を受けているか否かにかかわらず、このような輸入要求事項に応諾することができる、又は応諾することに同意することができる。その条件により、この除外条項は、ボイコット国への輸入に関連する取引のみに適用される。米国人は、この除外条項のもとに、被ボイコット国との又は被ボイコット国の国民又は居住する者とのビジネスを遂行するために一律の基準で拒絶してはならない。
- (3) この除外条項の適用範囲内で行動をとる際に、米国人は、提供できるボイコット関連情報の種類が制限されている。“被ボイコット国又はブラックリスト掲載者とのビジネス関係についての情報提供”に関する本章の § 760.2(d)、及び“輸入及び出荷書類要求事項”に関する本節の(c)項を参照してください。

#### ボイコット国の輸入要求事項への応諾の例示

次の例示は、ボイコット国の輸入要求事項への応諾が容認される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の製造業者 A は、ボイコット国 Y から自社の製品のオーダーを受けている。X 国は Y 国によりボイコットされており、Y 国の輸入法は X 国で生産又は製造された商品の輸入を禁止している。この種類のオーダーに応じる際に、A 社は、通常 X 国で製造されたいくつかの構成部品を含んでいる。このオーダーに応じるために、A 社は、Y 国の輸入法が X 国で製造された商品の輸入を禁止しているため、X 国で製造された部品の代わりに同等の構成部品を代用することができる。
- (ii) (i) と同様であるが、A 社の Y 国との契約が、契約を履行する際に、A 社が“被ボイコット国 X で生産又は製造された部品又は部分品を含むことができない”ことを特別に規定している場合。A 社は、Y 国が X 国からの商品の輸入を禁止しているため、この契約条項に同意し、応諾することができる。しかし、A 社は、輸入及び出荷書類の要求事項に応じる中で、部分品の原産地に関する否定的な証明を提供してはならない。
- (iii) 米国の建築請負業者 A が、ボイコット国 Y にプラントを建設する契約を与えられている。A 社はその契約のもとに必要な商品の入札を受け入れ、最低入札が B 社(X 国(Y 国によりボイコットされた国)の法律のもとに組織された事業会社)によって行なわれている。Y 国は X 国の法律のもとに組織された企業により製造された商品の輸入を禁止している。この契約のために、A 社は、B 社の製品が Y 国の X 国に対するボイコットを理由に Y 国への通関を拒絶されることになるので、B 社の入札を拒絶し、別の会社を受け入れることができる。
- (iv) (iii) と同様であるが、A 社が、M 国(Y 国によりボイコットされていない国)での建設プロジェクトにおける作業のため B 社による安い入札についても拒絶している場合。A 社の行為は、被ボ

イコット国 X からの製品の輸入を禁止している Y 国の要求に従うためにとられたものでないため、この除外条項は適用されない。

- (v) 米国の経営コンサルティング会社 A が、ボイコット国 Y に役務の提供を請負っている。Y 国は、A 社がこれらの役務を提供するために被ボイコット国 X の居住者又は国民を雇用しないことを要求している。A 社は、その役務の輸入が Y 国により禁止されているため、X 国の国民又は居住者により提供される役務を有さないことを、その契約条件として、同意することができる。
- (vi) 米国企業 A は、ボイコット国 Y に工作機械を供給する契約について交渉している。Y 国は契約書に、いかなる工作機械も被ボイコット国 X の国民により所有されている事業会社により製造されていないことを、たとえその事業会社がボイコットされていない国の法律のもとに組織されている場合でも、A 社が同意する条項を入れることを強要している。この条項は被ボイコット国 X の国民により所有されている事業会社により製造された商品の輸入に対する制限であるため、たとえその事業会社自体がボイコットされていない国の法律のもとに組織されている場合でも、A 社はこの条項に同意してはならない。

#### (b) ボイコット国への商品の出荷

ボイコット国への商品の出荷に関する要求事項への応諾

- (1) ボイコット国に商品を輸送する際に、米国人は、次のいずれかを禁止する当該国の要求に応諾することができる、或いはその要求に応諾することに同意することができる：
  - (i) 被ボイコット国の輸送船(機)による商品の出荷；又は
  - (ii) ボイコット国若しくは出荷の受取人により指定された以外のルートによる商品の出荷。
- (2) ボイコット国に商品を輸送するためにそのような輸送船(機)を使用することがボイコット国の要求により禁止されていることを米国人が知っているか知り得る状況にある場合、米国人が被ボイコット国の輸送船(機)の使用に関する要求に応諾したり、応諾することに同意する旨の明確な要求は必要でない。この除外条項は、ボイコット国又は輸送貨物の購入者が以下の(i)又は(ii)のいずれを記述していようとも適用される：
  - (i) その輸送貨物が被ボイコット国の港を通過してはならないことを明記している；又は
  - (ii) 出荷のルートについて被ボイコット国の港が含まないことが肯定して記述している。
- (3) この除外条項でいうところにおいて、用語“被ボイコット国の輸送船(機)”は、被ボイコット国の国旗を掲げているか、被ボイコット国により又は被ボイコット国の国民若しくは居住者により所有、チャーター、リース又は運航されている輸送船(機)を意味する。

#### ボイコット国の出荷要求事項への応諾の例示

次の例示は、ボイコット国の輸入及び出荷書類の要求事項への応諾が許される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) A はボイコット国 Y が商品を輸入している米国の輸出業者である。Y 国は、商品を被ボイコット国 X の港を通過しないことを指示している。これらは Y 国に出荷されている商品の出荷ルートに関係することであるため、A 社は Y 国の出荷指示に応ずることができる。
- (ii) 米国の肥料製造業者 A は、ボイコット国 Y から肥料のオーダーを受けている。Y 国は、オーダーの中で、A 社が被ボイコット国 X の輸送船(機)によって肥料を出荷できないことを指定している。それは被ボイコット国の輸送船(機)に関係することなので、A 社はこの要求に従うことができる。
- (iii) ボイコット国 Y の居住者 B は、米国の卸売業者 A にテキスタイル商品のオーダーを行なっている(その中で、出荷については、被ボイコット国 X の国民により所有又はリースされている輸送船(機)で行なってはならないこと、及びその輸送船(機)が Y 国への途上において X 国の港を通過してはならないと指定している)。これらは被ボイコット国の輸送船(機)による Y 国への商品の出荷及びその出荷がとるルートに関係するので、A 社は、これらの要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (iv) ボイコット国 Y は、米国の小売商 A に商品をオーダーしている。そのオーダーは、A 社により

出荷される商品が、“被ボイコット国 X により登録又は所有されている輸送船(機)を使って輸送してはならない”ことを指定している。それは被ボイコット国の輸送船(機)に関係することなので、A 社は、この契約条項に同意することができる。

- (v) ボイコット国 Y は、貨物を米国の製薬会社 A に注文しており、その輸送貨物は P 国 (Y 国にボイコットされていない国) を通過しないことを要求している。この除外条項は、ボイコットでない状況には適用されない。そのようにする際に A 社は本章の禁止事項に違反することにはならないので、A 社は、Y 国の出荷指示に応諾することができる。
- (vi) ボイコット国 Y は、商品を米国の製造業者 A にオーダーしている。そのオーダーには、A 社により出荷される商品は、“Y 国によりブラックリストに掲載されている船舶によって出荷してはならない”ことを指定している。これは被ボイコット国の輸送船(機)の使用に限定された制限事項ではないので、A 社はこの条件に応諾することに同意してはならない。

### (c) 輸入及び出荷書類の要求事項

ボイコット国の輸入及び出荷書類の要求事項への応諾

- (1) 米国人は、ボイコット国へ商品を輸送する際に、次に掲げる事項に関する当該国の輸入及び出荷書類の要求事項に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる：
  - (i) 商品の原産国又は原産地；
  - (ii) 輸送船(機)の名前と国籍；
  - (iii) 出荷ルート；
  - (iv) 輸送貨物の供給者の名前、所在地又は住所；
  - (v) その他の役務の提供者の名前、所在地又は住所。
- (2) これらの情報は、肯定的で、ブラックリストに記載されていない、排他的ないことばで記述しなければならない(ただし、輸送船(機)の名前若しくは国籍、又は出荷ルートに関する情報を除く(これらは、戦争のリスク又は没収を防ぐ予防的な要求に応じるために、ボイコット国への出荷に関連して、否定的なことばで記述されたままであっても良い))。

### 輸入及び出荷書類の要求事項への応諾の例示

次の例示は、ボイコット国の輸入要求事項への応諾が許される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) ボイコット国 Y は、米国の石油装置の製造業者 A と特定の装置の契約を締結している。Y 国は、Y 国に輸入されている商品に、供給商品が被ボイコット国 X を原産地としないことの証明書を付けなければならないと要求している。A 社は、否定的な条件における当該証明書を提供することはできないが、その代わりとして肯定的な条件においてのみ商品の原産国を明らかにすることができる。
- (ii) (i)と同様であるが、商品に付ける出荷書類にその商品の原産国を明記することを Y 国が要求している場合。A 社はその情報を提供することができる。
- (iii) [Reserved]
- (iv) 米国のアパレルメーカー A は、ボイコット国 Y の国民 B に自社のいくつかの製品を販売する契約を結んでいる。Y 国の税関職員に提出すべき書式は、積荷に入っている商品が“ブラックリストに掲載された”者により供給されたものでないことを証明することを荷主に要求している。A 社は、否定的な言葉で情報を提供することはできないが、肯定的な言葉でのみ、その商品の供給者の名前を証明することができる。
- (v) (iv)と同様であるが、用いている保険会社及び運送会社が“ブラックリストに掲載された”者でないことの証明を、税関書式が要求している場合。A 社はその要求に応じてはならないが、肯定的な言葉でのみ、保険会社及び輸送業者の名前を記載した証明書を提供することができる。
- (vi) 米国の石油化学製品の製造業者 A は、ボイコット国 Y の居住者 B との販売契約を履行している。A 社の B との契約条項は、積荷証券及び他の出荷書類に、商品が“ブラックリストに掲載された”輸送船(機)で輸送されなかったことの証明を含むよう要求している。A 社は、輸送船(機)が“ブラックリストに掲載されて”いないことの証明を提供することに同意することはできないが、肯定的な言葉でのみ、輸送船(機)の名前を証明することができる。

- (vii) (vi)と同様であるが、契約書において、被ボイコット国 X の国旗を掲げているか、被ボイコット国又は被ボイコット国の国民若しくは居住者により所有、チャーター、リース又は運航されている輸送船(機)を使って商品が輸送されないことの証明を要求している場合。その証明書が戦争のリスク又は没収から保護するために妥当な要求である場合、その証明書はいつでも提供することができる。
- (viii) (vi)と同様であるが、契約書において、用いられている輸送船(機)の名前を出荷書類で証明することを要求している場合。A 社は、否定的又は肯定的な言葉で、輸送船(機)の名前に関する要求されている書類をいつでも、提供することができる或いは提供することに同意することができる。
- (ix) (vi)と同様であるが、契約書において、輸送船(機)が Y 国で引渡しをする前に被ボイコット国 X の港に寄港しないことを証明することを要求している場合。その証明書が戦争のリスク又は没収から保護するために妥当な場合、その証明書はいつでも提供することができる。
- (x) (vi)と同様であるが、契約書において、出荷書類が保険会社及び運送業者の名前を明らかにすることを要求している場合。その記述は否定的な言葉又はブラックリスト掲載に関わる言葉で行うように要求していないので、A 社はいつでも応諾することができる。
- (xi) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y に自転車販売の契約交渉をしている。Y 国は、商品が、被ボイコット国 X の港をこれまでに寄港した船舶で輸送されないことに A 社が同意するよう強要している。商品が輸送途上で被ボイコット国 X の港に寄港する船舶で輸送されない証明とは区別されるので、そのような証明書は戦争リスク又は没収から保護するために妥当な要求ではない、それゆえに、提供してはならない。
- (xii) (xi)と同様であるが、Y 国が、商品が Y 国の水域に入る資格のない輸送船(機)で輸送されないことを証明することに A 社が同意することを強要している場合。その証明が、戦争のリスク又は没収から保護するために妥当な要求でない場合、その証明書を提供してはならない。

#### (d) 一方的かつ具体的な選択

##### 一方的かつ具体的な選択への応諾

- (1) 米国人は、ビジネスの通常の過程において、ボイコット国、ボイコット国の国民又はボイコット国の居住者(ボイコット国の真正な居住者である米国人を含む)による、輸送業者、保険会社又はボイコット国の国内で実施される役務の提供者、又は特定の商品の一方的かつ具体的な選択に対して、それが役務に関連してその役務の重要な部分がボイコット国の国内で行なわれることが必然的で通例であるならば、応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。商品に関して、ビジネスの通常の過程において、その品目は、ボイコット国への通関時点で、以下のいずれかによりこれらの供給元又は原産地が確認できなければならない: (a) デザイン又は外観のユニークさ又は (b) 通常その商品本体(包装を含む)に表示される商標、商品名若しくはその他の識別情報。
- (2) この除外条項は、第三者より提供される商品又は役務の一方的かつ具体的な選択の受け手である米国人に対して許される事柄に関係する。そのような選択をする行為が許されるかどうかには関係しない; その問題は、米国人に関して、“現地の法律への順守”についての本節の (g) 項において扱われる。また、米国人自身の商品又は役務を提供するオーダーの受け手である米国人にも関係しない。たとえ米国人がボイコットに基づいて(例えば、ブラックリストに掲載されていない理由により)バイヤーにより選択されている場合であっても、彼自身が本章で禁止されている行為をとらない限り、本章におけるどの条項も、自身でオーダーに応ずることを禁止したり、制限することはない。

##### 選択の一方的かつ具体的であることの特性

- (3) この除外条項が適用されるために、米国人が応ずることを望む選択は、一方的かつ具体的なものでなければならない。
- (4) “具体的”な選択とは、肯定して述べられるものであって、かつ、商品又は役務の個々の供給者を指定するものである。
- (5) “一方的”な選択とは、その選択を行う際の決定権がボイコット国のバイヤーにより行使される中でのものである。一方的な選択を受け取っている米国人が、バイヤーにボイコットに基づく援助を提供した場合(バイヤーがボイコットに基づいてあるものを選択するのを手助けするための情報を含む)、バイヤーの選択は一方的ではなく、米国人によるその選択への応諾はこの除外条項の範囲には該当し

ない。

- (6) 資格のある供給者、下請け業者又は入札者のリストの提供などの、いわゆる“事前選択”の役務又は“採択前”の役務の条項自体は、そのような役務がボイコットに基づいていないことを条件として、選択の一方的な特性を消失させるものではない。例えば、資格のある供給者のリストは、ブラックリストに掲載されている理由で誰も排除してはならない。さらに、そのような役務は、ボイコット国と同様に非ボイコット国での慣例により判断して、同様の取引において企業（又はその企業が一員である産業界）により通例提供される種類のものでなければならない。そのような役務が同様の取引で通常は提供されない場合、又はそのような役務がブラックリストに掲載された者を取引に参与することを排除したり若しくは彼らのそのような参入の機会を減らすような方法で提供される場合、その役務は結果として起きる選択の一方的な特性を消失させることなしに、提供してはならない。

#### ボイコット国の居住者によって行われる選択

- (7) この除外条項が有効とされるために、一方的かつ具体的な選択は、ボイコット国によって、又はボイコット国の国民若しくは居住者によって行われたものでなければならない。そのような居住者は、米国人である場合もある。この除外条項でいうところにおいて、米国人は、彼が真正な居住者である場合にのみ、ボイコット国の居住者とみなされるであろう。たとえその米国人の居住が一時的であっても、その米国人はボイコット国の真正な居住者である場合がある。
- (8) 米国人がボイコット国の真正な居住者であるか否かを判断する際に考慮されるファクターには以下を含む：
- (i) その国での物理的な存在；
  - (ii) 居住していることが正当なビジネスの理由で必要とされるかどうか；
  - (iii) 居住の連続性；
  - (iv) 居住を維持する意志；
  - (v) その国での以前の居住地；
  - (vi) その国でのプレゼンス（影響力を持つ存在性）の規模及び種類；
  - (vii) その者がその国で事業を行うことを登録されているか否か又は法人化されているか否か；
  - (viii) その者が有効な就業ビザを持っているか否か；並びに
  - (ix) その者が、同様のビジネス活動に関連して、ボイコット国と非ボイコット国の双方で同様のプレゼンス（影響力を持つ存在性）を有しているか否か。

**本節の(d)(8)項の注釈：**これらのファクターのいずれも決定的なものではない。すべての状況が、彼らが実際に真正な居住者であるか否かを確定するために厳密に検討される。正当なビジネス上のニーズには関連しない、単に本章の適用を回避する目的で設定された居住は、真正な居住にはならない。

- (9) ボイコット国の居住者は、実際に選択を行う者でなければならない。選択がボイコット国の居住者の、非居住者の代理人、親会社、子会社、系列会社、本社又は支店により行われる場合、この選択は、この除外条項の意味する範囲にある居住者による選択ではない。
- (10) もっぱら真正な居住者のみにより行われた選択、及び遂行のために他の者により米国人に単に伝達された選択は、この除外条項の意味する範囲にある真正な居住者による選択である。

#### 問合せの義務

- (11) 米国人が、米国に所在する他の者から、ボイコット国の顧客による一方的な選択である可能性があることを知らされている場合であって、その選択がボイコットを理由に行われていることを知っているか知り得る状況にある場合、実際に誰がその選択を行ったかを確定するために、その伝達者について問合せを行う義務を有する。その選択がボイコット国又はボイコット国の国民若しくは居住者以外の者によって行われたことを知っているか知り得る状況にある場合、その者は応じてはならない。米国人がボイコットの制限に相当するとして認識するか認識すべき行動過程又は行動様式をとる時は、問合せを行う義務を生じる。
- (12) 米国人が、受取った選択がボイコットに基づいていることを知らないか知り得る状況にない場合、そのような選択に応ずることはいずれの禁止事項にも違反しないし、この除外条項は必要としない。

### 役務の選択

- (13) この除外条項は、特定の種類の役務の供給者—輸送業者、保険会社、並びに“ボイコット国の国内”で行われる役務の供給者の選択への応諾に対してのみ適用される。もっぱら米国の国内で、或いはもっぱらボイコット国以外の国の国内で行われている役務は、対象としない。
- (14) 本章でいうところにおいて、役務は、それらの役務を受ける者の国内で、それらの役務の供給者によって慣習的に実行される種類のものである場合、及びボイコット国で行われる役務の部分が重要なものであって、かつ、実行されるトータルの役務のうち重要な部分である場合にのみ、“ボイコット国の国内”で行われるものである。
- (15) ここでいうところの“慣習的かつ必要”であることは、ボイコット国に加えて非ボイコット国での慣例により判断して、役務の供給者（又はその供給者が一員である業界）の通常の慣例によって決まる（そのような慣例が本章に適應させるためにはじめられた場合を除く）。

### 商品の選択

- (16) この除外条項は、特定の種類の商品—ボイコット国への通関時点で、通常のビジネスの過程においてこれらの供給元又は原産地が確認できる商品）の選択への応諾に対してのみ適用される。“明確に確認できる商品”の定義は、本節においては、本節の(g)項の“現地の法律への順守”におけるものと同じである。
- (17) 通常のビジネスの過程で“明確に確認できる”商品は、これらのボイコット国への通関時点で、設計又は外観のユニークさ；又は通常、その品目自体（包装を含む）に表示される商標、商品名若しくはその他の識別情報により供給元又は原産地が確認できる品目である。検査が行われるかどうかには関らず、これらの供給元又は原産地がその品目自体（これらの包装を含む）の検査により確認できる場合、その商品は通常のビジネスの過程で“明確に確認できる”。通常は存在しない商標、商品名又はその他の形態の識別情報が、本章に適應させるために、その品目自体（これらの包装を含む）に追加されている場合、その商品は通常のビジネスの過程で“明確に確認できる”とはみなされない。

### 総論

- (18) 一方的な選択が本節の(d)項で定める条件を満たす場合、一方的な選択を受取っている米国人は、その選択がボイコットに基づいていたことを、たとえ知っているか知り得る状況にある場合であっても、応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。しかし、選択の目的が人種、宗教、性別又は国籍に基づいて、米国人に対して差別を行うことであることを知っているか知り得る状況にある場合、どの米国人も、いかなる一方的な選択にも応じたり、応じることに同意することはできない。

### 一方的な選択への応諾の例示

次の例示は、何が一方的な選択になるか、そしてそのような選択に応諾することが容認される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

#### 具体的で一方的な選択

- (i) 米国の道路地ならし機の製造業者 A は、ボイコット国 Y によりブラックリストに掲載されていない米国の輸送船舶 B で商品を Y 国に輸送しよう Y 国より要求されている。A 社は、Y 国の輸送船舶 B の選択がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある。その選択は一方的かつ具体的であるので、A 社は Y 国の要求に応諾すること、又はその契約の条件として応諾することに同意することができる。
- (ii) ボイコット国 Y で工業用の施設を建設する米国の請負業者 A は、B (Y 国の居住者) よりその施設で使用される空調装置の供給者として C を用いることを要求されている。C 社は、Y 国のブラックリストに掲載されていない。A 社は、B の要求がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある。C 社の選択は一方的かつ具体的であるので、A 社は B の要求に応諾すること又は契約の条件として応諾することに同意することができる。



- (iii) 米国の自動車設備の製造業者 A は、ボイコット国 Y よりその商品を米国の輸送業者 B、C 又は D で輸送しないよう要求されている。運輸会社 B、C 及び D は、Y 国のブラックリストに掲載されている。A 社は、Y 国の要求がボイコットに基づいていることを知っているか知り得る状況にある。特定の輸送業者の具体的な選択が行われていないので、A 社は Y 国の要求に応ずること又は応ずることに同意してはならない。
- (iv) ボイコット国 Y よりオーダーされた商品を出荷している米国の輸出業者 A は、A 社がその商品の出荷に保険をかける際に選択できる、米国の適格な保険会社のリストを Y 国より提供されている。A 社は、そのリストがボイコットに基づいて編集されたことを知っているか、知り得る状況にある。特定の保険業者の明確な選択が行われていないので、A 社が適格な保険会社の中から選択するという Y 国の要求に、A 社は応じてはならない、或いは応じることに同意してはならない。
- (v) 米国の航空機製造業者 A は、ボイコット国 Y に航空機を販売する交渉をしている。交渉の間、Y 国は A 社に、航空機用のエンジンを通常製造している企業を明らかにするよう求められている。A 社は、これらは米国のエンジン製造業者 B により通常製造されていると返答している。B 社は、Y 国のブラックリストに掲載されている。購入をする際に、Y 国は航空機用のエンジンが米国のエンジン製造業者 C により供給されなければならないと指定している。Y 国の選択は一方的かつ具体的であるので、A 社は Y 国の C の選択に応ずるか、応ずることに同意することができる。
- (vi) 米国の建設会社 A は、パイプラインを建設するためボイコット国 Y の機関により雇われている。Y 国は、A 社に、パイプライン建設現場で用いられる適格な工事会社を提案するよう要求している。A 社がその事業をどこで行うかに関らず、A 社の顧客が従事させる会社を顧客自身が選択できるように、A 社の顧客に適格な工事会社を明らかにすることは、A 社にとって通例のことである。工事会社の選択は、通常、顧客に特権がある。A 社は、5 つの工事会社 B~F（ブラックリストに掲載されている可能性がある）、どの企業も排除していない）のリストを提供し、それから、Y 国と協議し Y 国に A 社の推奨案を与えている。A 社は、C 社が最も適格であるので C 社を推薦した。その後、Y 国は、C 社がブラックリストに掲載されているので、B 社を選択している。ボイコットに基づく決定が Y 国によって行われ、かつ、一方的かつ具体的であるので、A 社は Y 国による B の選択に応ずることができる。A 社の採択前の役務は、これらの状況において通例提供される種類のものであって、かつ、それらがボイコットに関係なく与えられているので、それらは Y 国の選択の一方的な特性を消失させるものではない。
- (vii) 米国の航空機製造業者 A は、ボイコット国 Y に数機の航空機を供給するオーダーを受けている。そのオーダーに関連して、Y 国は A 社に、Y 国が航空機に据え付けられるタイヤを選ぶことができるように、適格な航空機用タイヤメーカーのリストを提供することを求めている。A 社の全世界の営業活動において、タイヤの選択は通常、顧客ではなく製造業者により行われるので、これは非常に異常なことである。それにもかかわらず、A 社はタイヤの製造業者のリスト (B、C、D 及び E) を提供している。Y 国は、タイヤの製造業者 B 社がブラックリストに掲載されていないので、B 社を選んだ。通例として A 社がタイヤを選択しておれば、C 社が選ばれていたであろう。C 社がたまたまブラックリスト記載されており、A 社は、C 社のブラックリストステータスが、Y 国による B 社の選択の理由であることを知っている。そのような事前選択の役務は A 社の全世界の営業活動において通例のことではないので、Y 国が選択するためのタイヤ製造業者リストの A 社による提供は、Y 国の選択の一方的な特性を消失させる。
- (viii) 米国の航空機製造業者 A は、米国に所在する米国企業 C から企業 D (C 社の米国の系列会社) に航空機を販売するためのオーダーを受けている。D 社は、ボイコット国 Y の真正な居住者である。C 社は A 社に対して、“ボイコット問題を避けるために”、A 社は企業 B (Y 国のブラックリストに掲載されていない企業) によって製造されたエンジンを使用しなければならないことを指示している。B 社によって組み立てられたエンジンは、デザインにおいてユニークであり、かつ、B 社の商標名も表示されている。A 社は、その選択がボイコットに基づいていることを知り得る状況にあるので、A 社は、その選択が実際に D 社により行われたか否かを C 社に問合せしなければならない。C 社が A 社にその選択が D 社によって行われたと通知する場合、A 社はそれに応ずることができる。
- (ix) (viii) と同様であるが、C 社が、その指定が D 社によって一方的かつ具体的に行われたことを、最初に申し立てている場合。C 社は単に D 社の一方的かつ具体的な選択を伝達しただけであるの

で、A社は更なる調査をせずにC社の申し立てを受けることができ、その選択に従うことができる。

- (x) (ix)と同様であるが、ボイコット国に所在するC社の子会社に代わって、或いはその代理人としてB社を選択したことを、C社がA社に通知している場合。その決定はボイコット国の居住者によって行われなかったため、A社はこの選択に応じる必要はない。
- (xi) 米国の経営コンサルティング会社Aは、農薬の製造工場を建設する請負企業の選択に関してボイコット国Yに助言を行っている。そのビジネスにおいて通例のことであるので、A社はその作業を行う各候補者の能力評価に基づいて、可能性のある請負業者のリストを編集している。A社は、B社がブラックリストに掲載されていることを知っているが、企業名B、C、D及びEの名前を、彼らの適格性の順に彼らをリストして、Y国に提供している。Y国はA社に、C社と交渉することを指示している。Y国の選択は一方的かつ具体的であるので、A社はY国の指示に応諾することができる。
- (xii) 米国の輸出業者Aは、ボイコット国Yより輸送業者B、C又はD（P国（Y国によりボイコットされていない国）の国民により所有されており、かつ、P国で登録されている）によって商品を輸送しないよう要求されている。A社は、その要求がボイコットに基づいていることを知らないか知り得る状況にないため、たとえその選択が具体的でなくても、A社はY国の要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。（注：例示(xiii)において、A社は、Y国の指示がボイコットに基づいていることを知らないか知り得る状況にはないため、A社はどの禁止事項にも違反していない。従って、A社はそのボイコットに応諾する不可欠な意図を持って行動することはできなかった。）
- (xiii) 米国の建設会社Aは、ボイコット国Yにホテルを建設する契約を受けている。その契約の一部として、A社はいかなる品目かを明確に確認できる種々の品目の適格供給者のリストをY国に提供することを要求されている。A社は、ボイコットに全く関係なく種々の適格供給者のリストを集め、そしてその後、Y国はA社に対して、Y国が指名した各々の供給者と交渉し、契約を締結し、配送を手配するよう指示している。A社はY国の選択がボイコットに基づいて行われていることを知っている。Y国の選択は一方的かつ具体的であり、A社の採択前の役務はY国のボイコットに関係なく提供されたため、A社はY国の選択に応ずることができ、Y国のためにこれらの採択前の役務を遂行することができる。

### ボイコット国のバイヤーの例示

（米国人がボイコット国の“真正な居住者”であるかどうかを判断する際のファクターは、本節の(g)項の“現地の法律への順守”と同じである。本節の例示も参照してください。）

- (i) 米国の輸出業者Aは、ボイコット国Yの真正な居住者である米国人Bにより、米国の輸送業者Cで商品を輸送するよう要求されている。C社はY国によりブラックリストに掲載されておらず、A社はBがY国のボイコット法に順守するためにボイコットに基づいて選択をしていることを知っている。BはY国の真正な居住者であるため、A社はBの要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (ii) Aは米国のコンピュータ会社であって、その子会社Bはボイコット国Yの真正な居住者である。A社は、B社がY国に設置しているコンピュータに関連して、企業Cにより製造された特定のいかなる製品かを確認できる製品のオーダーをB社から受けている。A社は、B社の一方的かつ具体的な選択に対して、その決定権が実際にA社ではなくて、B社によって行使される限り、応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。（注：関係する米国人が関与する一方的な選択の取引は、その選択が実際にボイコット国の真正な居住者によって行われたことを確認するために慎重に精査される。）
- (iii) 米国の工事会社Aは、ボイコット国Yにあるダム建設現場においてA社の常駐のエンジニアとして主任技師Bがいる。その現場でのBの存在は、そのプロジェクトの適切な管理を確実にするために必要である。現地での法律に順守するため、Bは、装置の供給者に、D（ブラックリストに掲載されている）ではなくしてCを選び、プロジェクトで使用するためにC社からある特定の装置を購入するようA社に指示している。その決定はY国の真正な居住者によって行われたため、A社はこの一方的な選択に応諾することができる。（上記の注釈の通り、関係する米国人が関与する一

方的な選択は、その選択が実際にボイコット国の真正な居住者によって行われたことを確認するために慎重に精査される。）

- (iv) 米国銀行 A の支店 B は、ボイコット国 Y に所在している。支店 B はオフィス用品に必要としており、ニューヨークの本社に必要品の購入を要求している。米国銀行 A はオフィス用品ビジネスを行っている米国企業 C に連絡し、C 社に対して、ある特定の会社から種々の品目を購入し、これらを支店 B に直接配送するよう指示をしている。Y 国のボイコット法に関して支店 B に対する障害を避けるため、米国銀行 A はブラックリストに掲載されていない会社又は供給者のみを指定するよう注意している。C 社は、それが米国銀行 A の意図であったということを知っている。その供給者の選択はボイコット国の居住者によって行われていなかったため、C 社は米国銀行 A の指示に応諾してはならない。
- (v) (iv) と同様であるが、米国銀行 A は、オフィス用品が必要な場合はいつでも、米国銀行 A により指定された、ある特定の供給者を指定しなければならないことの永続的な指示を支店 B に与えていた場合、Y 国のボイコット法に抵触することを避けるため、米国銀行 A の指名はもっぱらブラックリストに掲載されていない企業で構成されている。米国銀行 A は、米国銀行 A の指示に従って指定された供給者で支店 B からの注文を受けている。その選択はボイコット国の真正な居住者により事実上行われたのではなく、米国に所在する者により行なわれたため、米国銀行 A は支店 B の選択に応諾してはならない。

### 役務の供給者の例示

- (i) 米国の製造業者 A は、米国の船舶 B (Y 国のブラックリストに掲載されていない輸送船) で Y 国に商品を輸送するようボイコット国 Y より要求されている。輸送船の一方的かつ具体的な選択に応諾することは、この除外条項において特に容認されているので、A 社は Y 国の要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (ii) ボイコット国 Y の国民 C よりオーダーされた商品を輸送している米国の輸出業者 A は、米国の保険会社 B で積荷に保険をかけるよう C より要求されている。保険会社の一方的かつ具体的な選択に応諾することは、この除外条項において特に容認されているので、A 社は C の要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (iii) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y の政府機関 C より Y 国で発電所を建設するために雇われている。政府機関 C は、A 社が米国の請負業者 B に基礎工事の下請契約をしなければならないと指定している。基礎の設計業務の部分は、米国において B によって行われることになる。B の役務の必須で重要な部分が、ボイコット国の中で実行されるものであり、かつ、そのような役務は通常、現場で実行されるので、A 社は Y 国の指示に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (iv) 米国の請負業者 A は、ボイコット国 Y により発電所の建設に従事している。Y 国は、米国の建設会社 B が、そのプラントを設計するため A 社に雇われていないよう指定している。たとえ設計と作図作業の大半が米国内で行われることになるとはいえ、プラントの設計のためには、B 社の社員が現場を訪れ、現場に精通することが必須である。B 社の役務の必須で重要な部分が Y 国の中で実行され、かつ、その現場作業は通常、建設の役務の提供に含まれるので、A 社は、Y 国による建設会社 B の一方的かつ具体的な選択に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。実際の作業の大半が米国内で行うことができるという事実は、Y 国において実行される部分が B 社の効果的な遂行に必要であるため、関連性がない。
- (v) (iv) と同様であるが、Y 国が発電所用のタービンが米国のエンジニア C により設計されなければならないと指定している場合、C 社のいかなる業務を行うためにであっても C 社が現場を訪れることは通例でも必要でもないが、C 社がその仕事に選ばれた場合、C 社は、多分 Y 国の現場を訪れることを願うことになる A 社に通知している。それは、ビジネスの通常の過程において、エンジニア C の Y 国で行うべき役務にとって通例でも必須でもないため、Y 国の要請に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。
- (vi) 米国の航空機製造業者 A は、ボイコット国 Y から Y 国で使用するためのジェットエンジンを製造する契約を受けている。Y 国は、そのエンジンが米国の IE (インダストリアル・エンジニアリング) 会社 B により設計されなければならないと指定している。通常のビジネスの過程において、

その役務は Y 国で実施されないので、A 社は、Y 国の要求に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。

- (vii) 米国企業 A は、ボイコット国 Y に特別に設計された道路地ならし機を供給する契約を受けている。Y 国は、その設計業務に A が通常用いているエンジニアリング企業 C がブラックリストに掲載されているので、C 社ではなく、エンジニアリング企業 B を従事させるよう A 社に指示している。A 社が B 社に連絡したとき、B 社は A 社に対して、B 社の設計が使用された装置が使用されるようになった後、いかに良好に B 社が設計業務を行ったかを判断するために、装置が使用されている場所を B 社の社員のいずれかが通例として訪れることを通知している。その訪問は、B 社の視点からみて、B 社の業務品質のチェックを提供するために必要であって、かつ、これらは万一欠陥が検知された場合、可能な設計変更について Y 国が論議できるようにするので、Y 国の視点からみて必要なことである。B 社が Y 国で実施する役務は、B 社によって実施される役務全体のうち重要ではない部分であるので、A 社は Y 国による B 社の選択に応諾してはならない。

### いかなる商品かを明確に確認できる商品の例示

(この除外条項において、何が、“いかなる商品かを明確に確認できる商品”になるかの判断基準は、本節の (g) 項の“現地の法律への順守”で用いられる用語“いかなる商品かを明確に確認できる商品”にも適用される。)

- (i) 米国の請負業社 A は、ボイコット国 Y のために、完成引渡し方式で団地を建設中である。Y 国は、そのプロジェクトを完成させる際に、米国企業 B が製造した台所器具のみを使用するよう A 社に指示している。その器具には、通常、製造業者の名前と商標を表示している。Y 国の一方的かつ具体的な選択は、これらの商品の Y 国への通関時に、通常のビジネスの過程において、供給元又は原産地が識別できる商品の選択であるので、A 社は Y 国の B 社の選択に応諾することができる。
- (ii) (i) と同様であるが、Y 国が A 社に米国企業 C のみにより製造された材木を用いることを指示している場合。ビジネスの通常の過程で、C 社はその材木に自社名をスタンプすることも、その梱包に製造業者として自社を識別することもしていない。さらに、通常の輸出包装には製造業者を識別していない。ビジネスの通常の過程において、選択された商品は、Y 国への通関時点で、供給元又は原産地は識別可能ではないので、A 社は Y 国の選択に応諾してはならない。
- (iii) ボイコット国 Y の真正な居住者である米国の請負業社 B は、道路建設に従事している。B 社は、建設機械を調達する際に手伝ってもらうため、A (米国のエンジニアリング企業) の役務を保持している。A 社が使用する可能性がある他の道路地ならし機の製造業者がブラックリストに掲載されているので、B 社は A 社に製造業者 C からのみ道路地ならし機を購入するよう指示している。C 社の道路地ならし機には、通常、C 社の記章をつけている。選択された商品が Y 国に通関した時点で、ビジネスの通常の過程において、選択された商品は供給元又は原産地が識別可能であるので、A 社は B 社による C 社の選択に応諾することができる。
- (iv) 米国企業 A は、コンピュータ操作の工作機械を製造している。コンピュータは、装置の側面の分離したブラケットに取りつけられ、その装置に刻印された商標名によって容易に識別可能である。A 社によって製造された工作機械を操作するために取り換えられても機能するコンピュータの米国製造業者には、5 ないし 6 社ある。ボイコット国 Y の居住者 B は、米国会社 C によって製造されたコンピュータを、コンピュータ駆動装置として A 社が組み込む条件で、A 社により製造される工作機械を購入する契約を締結している。B による C 社の指定は、いくつかの異なる企業により製造されたコンピュータが用いられた場合、引き起こすであろうボイコット問題を避けるために行われている。これらの Y 国への通関時点で、選択された商品は通常のビジネスの過程で、供給元又は原産地が識別可能であるので、A 社は B による C 社の指定に応諾することができる。
- (v) 電子装置の米国の卸売業者 A は、ボイコット国 Y の真正な居住者である B (無線装置の米国の製造業者) からオーダーを受けている。B 社は、様々な電気部品をオーダーし、すべてのトランジスタを企業 C (Y 国によりブラックリストに掲載されていない) から購入しなければならないと指定している。B 社により要求されているトランジスタは、通常、メーカーの名前がついていないが、それらは一般的にはカートンに入れて輸送され、そのカートンには C 社の社名とロゴが表示されている。B 社によって選ばれた商品は、Y 国への通関時点で、通常のビジネスの過程において、用いられる容器又は梱包によって供給元又は原産地が識別可能であるので、A 社は B 社の選択に

応諾することができる。

- (vi) 米国のコンピュータ製造業者 A は、ボイコット国 Y の大学 B から、コンピュータの注文を受けている。大学 B は、そのコンピュータに組み込まれる特定の集積回路が米国のエレクトロニクス企業 C によって供給されなければならないことを指定している。これらの集積回路はコンピュータに組み込まれ、コンピュータを分解しないと見えない。Y 国への通関時点で、それらは通常のビジネスの過程において、供給元又は原産地が識別可能ではないので、A 社はこれらの部分品の大学 B による明確な選択に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。
- (vii) 米国の衣類製造業者 A は、ボイコット国 Y に居住する小売業者 B からシャツのオーダーを受けている。B 社は、そのシャツが米国の農業共同組合 C により生産された綿から製造されることを指定している。そのシャツは、C 又は綿の原産地を特定しないつもりである。その綿は、Y 国への通関時点で、通常のビジネスの過程において、供給元又は原産地が識別可能ではないので、A 社は B の指示に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。
- (viii) 米国の請負業者 A は、ボイコット国 Y に所在しており、かつ Y 国により全面的に所有されている建設会社 B により建設資材を調達する中で B 社を助力するために雇われている。B 社は A 社に対して、一揃いの資材（建築金物、建設機械及びトラックを含む）について、そのすべてに当該品目にスタンプされた製造業者の社名がついたものを購入するよう指示をしている。さらに、B 社は A 社に対して米国企業 C により製造されたスチール製の梁を仕入れるよう指示をしている。製造業者 C の名前は、通常、そのスチール自体又は輸出用の梱包には表示されない。それらは、Y 国への通関時点で、通常のビジネスの過程において、供給元又は原産地が識別可能であるので、A 社は B 社による建築金物、建設機械及びトラックの選択に応諾することができる。その商品は Y 国への通関時点で、商号、商標、ユニーク性又は包装によって供給元又は原産地が識別可能ではないので、A 社は B 社によるスチール製の梁の選択に応諾してはならない。

#### 人種、宗教、性別又は国籍に基づく差別の例示

- (i) 米国の製紙業者 A は、ボイコット国 Y より米国の船舶 B で Y 国に商品を輸送するよう依頼されている。Y 国は、B を選択した理由が、B は、米国船舶 C と違って、特定の信仰者によって所有されていないことであると申し立てている。その選択の目的が、米国人に対する宗教上の差別を行なうことであることを A 社は知り得る状況にあるので、A 社は Y 国の要求に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。

#### (e) ボイコット国の要求に基づく輸出品の船積み及び積替え

輸出品の船積み及び積替えに関するボイコット国の要求への応諾

- (1) 米国人は、次のいずれかに該当する仕向地への輸出品の船積み及び積替えに関して、ボイコット国の輸出の要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる：
- (i) 被ボイコット国；
  - (ii) 被ボイコット国の事業会社；
  - (iii) 被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社；又は
  - (iv) 被ボイコット国の国民若しくは居住者。
- (2) この除外条項は、ボイコット国が被ボイコット国への直接の輸出；被ボイコット国への間接輸出（すなわち、第三者を経由するもの）；及び、被ボイコット国の居住者、国民、若しくは事業会社、又は被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社（第三国に所在するものを含む）への輸出に設定する場合がある制限に応諾することを容認する。
- (3) この除外条項は、ボイコット国が輸出する積荷の経路に設定する規制であって、輸出する積荷が被ボイコット国と接触すること、又は被ボイコット国の管轄下に入ることを防止することに、その制限が正当に結びついている場合、その規制への応諾についても容認する。この除外条項は、ボイコット国であろうと積荷の売主であろうと次のいずれかに該当する場合、適用される：
- (i) その積荷が、その最終仕向地の途上で被ボイコット国を通過してはならないと明確に記述されている場合；又は
  - (ii) 積荷の経路に被ボイコット国を含まないことが断定的に記述されている場合。
- (4) この除外条項において、米国人は、被ボイコット国又は被ボイコット国の国民若しくは居住者とビ

ビジネスを遂行することを一律に拒絶してはならない。

### 輸出品の船積み又は積替えに関するボイコット国の要求への応諾の例示

次の例示は、ボイコット国の輸出品の要求に応ずることが容認される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の石油会社 A は、ボイコット国 Y から 20 か国（米国を含む）に石油製品を輸出している。Y 国の輸出規則では、製品が Y 国から被ボイコット国 X に輸出されないことを要求している。A 社は、Y 国から X 国への商品の輸出に関する Y 国の規則に同意し、応諾することができる。
- (ii) (i) と同様であるが、Y 国の輸出規則が、被ボイコット国 X の法律のもとに組織された事業会社にボイコット国 Y から商品が輸出されないことを要求している場合。A 社は、X 国の法律のもとに組織された事業会社への商品の輸出に関する Y 国の規則に対して、たとえその会社が Y 国による X 国の Y 国によるボイコットに関与しない国に所在する場合であっても、同意し、応諾することができる。
- (iii) M 国にある貯蔵施設の経営者 B は、ボイコット国 Y で製造された特定の商品の輸送するために、米国の輸送業者 A と契約を締結している。A 社の B 社との契約には、輸送される商品が被ボイコット国 X に船積み又は積替えしてはならないことを規定する条項が含まれている。B 社は A 社に対して、この条項はボイコット国 Y の真正な居住者である商品の製造業者 C の要求であることを通知している。M 国は Y 国によりボイコットされていない。A 社は、そのような条項がボイコット国 Y の原産の商品の Y 国によりボイコットされた国への輸出を防止するために Y 国の輸出規則によって要求されているので、この条項に同意し、応諾することができる。
- (iv) 米国に所在する米国の石油精製会社 A は、ボイコット国 Y から原油を購入している。A 社は被ボイコット国 X に支店を持っている。Y 国は販売の条件として、A 社が Y 国で精製された原油又は製品を A 社の X 国にある支店に輸送又は積替えしないことに同意するよう要求している。A 社は、Y 国原産の製品が被ボイコット国に輸送されるのを妨ぐことを意図する Y 国の輸出要求であるので、これらの要求に同意し、応諾することができる。
- (v) 米国企業 A は、ボイコット国 Y に石油化学工場を持っている。Y 国からの輸出ライセンスを確実に得る条件として、A 社は、Y 国の工場から A 社のいかなる生産品も、被ボイコット国 X の国民により所有されているものとして Y 国がリストしている企業に輸送しないこと又は積替えを容認しないことに同意しなければならない。それは、Y 国原産の製品が被ボイコット国 X の事業会社又は被ボイコット国 X の国民に輸出されることを防止することを意図する制限であるので、A 社はこの条件に同意することができる。
- (vi) (v) と同様であるが、A 社に課せられている条件が、Y 国原産の商品が、国籍が X である者により所有されているものとして Y 国がリストしている企業に輸送できない又は積替えを容認することができないことである場合。それは、Y 国原産の商品が特定の被ボイコット国の居住者又は国民に対してよりはむしろ特定の国籍の者への輸出の防止をもくろむ制限であるので、A 社はこの条件に同意してはならない。
- (vii) A(米国の石油会社)は、ボイコット国 Y から 20 か国(米国を含む)に石油製品を輸出している。Y 国は販売の条件として、Y 国から輸出されるべき製品を被ボイコット国 X に或いは被ボイコット国 X を経由して出荷されないことを要求している。それは Y 国原産の製品が、被ボイコット国に接触すること又は被ボイコット国の管轄に入ること等を防止するをもくろむ Y 国の輸出要求事項であるので、A 社はこの要求に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (viii) (vii) と同様であるが、ボイコット国 Y の輸出規則が、Y 国から輸出される製品が被ボイコット国 X の港を経由しないことを要求している場合。それらは、Y 国原産の製品が、被ボイコット国に接触すること又は被ボイコット国の管轄に入ること等を防止するをもくろむ Y 国の輸出要求事項であるので、A 社は、Y 国原産品の輸出品が被ボイコット国 X の港を経由することを禁止している Y 国の規則に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。
- (ix) (vii) と同様であるが、Y 国の輸出規則が、A 社が輸出された製品を被ボイコット国“の中で或いはそこに向けて”積替えをしないことを要求している場合。それらは、Y 国原産の製品が、被ボイコット国に接触すること又は被ボイコット国の管轄に入ること等を防止するをもくろむ Y 国の

輸出要求事項であるので、A社は、X国“の中で或いはそこに向けて”の貨物の積替えに関するY国の規則に承諾することができる或いは承諾することに同意することができる。

(f) ボイコット国の出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求

ボイコット国の出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求への承諾

- (1) 米国の個人は、ボイコット国の出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求に対して、並びにそのような個人がボイコット国内での雇用要件に合致するか否かを確認するために行われるボイコット国からの情報の要求に対して、承諾することができる或いは承諾することに同意することができる（ただし、彼が彼自身又は彼の家族についての情報だけを提供し、他の米国の個人（彼の従業員、雇主又は同僚を含む）について提供しないことを条件とする）。
- (2) 本節でいうところの“米国の個人”は、米国の居住者又は国民である者を意味する。“家族”は、肉親（両親、兄弟、配偶者、子供及びその個人の家庭に住んでいるその他の扶養家族を含む）を意味する。
- (3) 米国人は、その従業員又は経営者層の情報を提供してはならないが、出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求に関する情報の要求に対して個人が自己責任で応じさせてもよい。米国人はまた、個人による申請手続きを促進するために何らかの代理行為をとることもできる。これらには、適切な時期にボイコット国のビザの要求を雇用者に通知すること；タイピング、翻訳、メッセージー及び同様の役務；並びに迅速な申請手続きのために援助又は手配することを含む。そのようなすべての行為は、差別なく引き受けられるものとする。
- (4) 米国人は、たとえ幾人かの従業員又は他の予期される取引関係者がボイコット理由で入国を拒絶される場合であっても、ボイコット国においてプロジェクトを進めることができる。しかし、いかなる従業員又は他の関係者も、ボイコットに応じることをもくろんだ手法で、前もって選択されることはできない。

**ボイコット国の出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求への承諾の例示**

次の例示は、出入国管理、パスポート、ビザ又は雇用の要求への承諾が許される状況を決定する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) B(ボイコット国Yの工場でスポーツ用品を製造している米国の製造業者)により雇用されている米国の個人Aは、彼がY国の工場に配属されるよう就労ビザの入手を望んでいる。Y国の出入国管理法は、その国に入国すること又はその国で就労ビザを入手することを望む者は誰でも、当該者の宗教に関する情報を提供しなければならないと指定している。この情報は、ボイコットの目的で要求されている。それはY国の出入国管理法により要求されているので、Aはそのような情報を提供することができる。
- (ii) (i)と同様であるが、AがB社の他の雇用者についてのそのような情報を提供することを求められている場合。それはA自身又はAの家族についての情報ではないので、Aはこの情報を提供してはならない。
- (iii) A(米国の建築請負業者)は、ボイコット国Yで実行される建設契約を与えられている。Y国の出入国管理法では、ビザを申請する個人が人種、宗教及び出生地を明らかにしなければならないことを要求している。その情報はボイコットの目的で要求されている。A社の従業員による就労ビザの申請の度に却下されるのを避けるため、A社はA社の予定従業員及び現在の従業員のリスト並びにY国が初期審査ができるような個人についての必要な情報をY国に提供することを要求している。A社はA社の従業員の人種、宗教及び国籍についての情報を提供することになるので、A社はそのようなリストを提供してはならない。
- (iv) (iii)と同様であるが、A社が、A社の現在の従業員のうちボイコット国Yから就労ビザを与えられるであろうと考える者をプロジェクトの仕事のために選抜している場合。A社は、Y国のボイコットに基づくビザの要求に応じることをもくろんだ方法で、A社の従業員の中から選んではならないが、すべての適格な従業員がビザを申請することについては認めなければならない。A社は後で、ビザの申請が却下された者の代わりに必要なビザを取得している者に交替させることができる。
- (v) (iii)と同様であるが、A社がプロジェクトのために従業員を選抜し、その後、各従業員が個々

に、その者自身のビザの申請をさせている場合。2人の従業員の申請が却下され、その後、A社は、順番に自身のビザの申請を提出している2人の他の従業員と交替させている。そのようにすることによって、A社は本章の禁止事項に違反して行動していないので、A社はそのような措置をとることができる。

- (vi) (v)と同様であるが、A社がその従業員の申請の翻訳、タイピング及び手続きを手配し、ボイコット国 Y の領事館にすべての申請書を渡している場合。そのようにすることによって、A社自体は、人種、宗教、性別又は国籍に関する情報を提供しておらず、その個々の従業員により提供された情報を単に伝達しているだけなので、A社はそのような代理行為をとることができる。
- (vii) A(米国の請負会社)は、ボイコット国 Y での A 社のプロジェクトに関連して特定のエンジニアリング・サービスを遂行するため米国の下請業者 B を選んでいる。B 社がこのプロジェクトの主任技師として予定した従業員によって提出された就労ビザ申請が、彼の国籍が被ボイコット国 X であるので、却下されている。下請業者 B は、その結果、撤退している。A社は本章の禁止事項に違反して行動していないので、A社はそのプロジェクトを続けることができ、他の下請業者を選ぶことができる。

#### (g) 現地の法律の順守

- (1) この除外条項には2つの部分を含む。最初の部分は、もっぱら外国における米国人の行為に関する現地の法律の順守に適用される；第2の部分は、外国に居住する米国人による現地の輸入法への順守に適用される。この除外条項の両方の部分において、現地の法律は受入国の法律（制定法、規則、行政命令又はその他の公式の拠り所のいずれかにより導かれたもの）であって、受入国で法律の効力を有するものをいう。この除外条項は、これらの政策が法律の効力を有する公式の拠り所に反映されていない限り、推定の政策又は政策の解釈への順守には、この除外条項は利用できない。
- (2) この除外条項の両方の部分は、外国に居住する米国人にのみ適用される。この除外条項でいうところの米国人は、真正な居住者である場合にのみ、外国の居住者であるとみなされる。米国人は、たとえばその者の居住者としての身分が一時的であっても、外国の真正な居住者である場合がある。
- (3) (i) 米国人が外国の真正な居住者であるか否かを判定する際に考慮されるファクターには以下を含む：
- (A) その国での物理的な存在；
  - (B) 居住していることが正当なビジネスの理由で必要とされるかどうか；
  - (C) 居住者としての身分の連続性；
  - (D) 居住者としての身分を維持する意志；
  - (E) その国での以前の居住地；
  - (F) その国でのプレゼンス（影響力を持つ存在性）の規模及び種類；
  - (G) その者がその国で事業を行うことを登録されているか否か又は法人格を与えられているか否か；
  - (H) その者が有効な就労ビザを持っているか否か；並びに
  - (I) その者が、同様のビジネス行為に関連して、ボイコット国と非ボイコット国の双方で同様のプレゼンス（影響力を持つ存在性）を有しているか否か。
- (ii) 本節の (g) (3) 項の中のファクターのいずれも決定的なものではない。関連するすべての状況が、彼らが実際に真正な居住者であるか否かを確かめるために厳密に検討される。正当なビジネス上のニーズには関連しない、単に本章の適用を回避する目的で設定された居住者としての身分は、真正な居住にはならない。

#### 真正な居住者の例示

次の例示は、米国人が外国の真正な居住者であり得るかの状況を判定する際のガイダンスを与えることを目的としている。例示の目的において、各例示は、関連するすべてのファクターではなしに、1つのみ又は2つのファクターのみについて述べている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) A(米国に所在するラジオ受信機の製造業者)は、ボイコット国 Y に建設されるホテルにラジオ受信機を供給する契約への入札の案内を受けている。その入札書を検討した後、A社はそのニュー



- ヨーク事務所からY国に入札を送付している。A社はY国に物理的に存在するものではないので、A社はY国の居住者ではない。
- (ii) (i)と同様であるが、入札の案内を受け取った後、A社がY国にA社の販売代理人を送っている場合。A社は、米国から入札を行なう場合、通常はその国に販売代理人を持たず、Y国でのこの特定の者のプレゼンスは、A社が入札を行なうことができるために必要なものではない。Y国で販売代理人を常駐することに関して正当なビジネス上の根拠はないので、A社はY国の真正な居住者ではない。
- (iii) A(米国銀行)は、ボイコット国Yに支店を設立することを望んでいる。その目的を得ようとして、Aの要員が必要な準備を行なうためY国を訪れている。その必要な準備が行われた後、AはY国で常設の支店を設立することを予定している。AはまだY国において永続的な事業を行っていないので、AのY国にいる要員はY国の真正な居住者ではない。
- (iv) (iii)と同様であるが、Aの要員が、Y国で支店を設立するために特定の差別的ではないボイコット情報を提供することをY国の法律で要求されている場合。これらの限定された状況においては、Aの要員は、その国の真正な居住者である米国人ができるのと同じ範囲内で、居住者としての身分を確立するために必要な差別的ではないボイコット情報を提供することができる。この情報がそのような限定された状況において提供することができない場合、この除外条項は、1978年1月18日以前にボイコット国に所在していた企業のみを利用できる。
- (v) A(米国の建設会社)は、ボイコット国Yに発電所を建設するために案内状を受けている。この案内状を受け取った後、A社の要員が、その現場を調べるためY国を訪れ、入札を提出するための準備の中で必要な分析を行なっている。その案内状は、別途禁止されているボイコット情報が入札で提供されることが要求されている。A社はY国の永続的な事業を行っていないので、Y国にいるA社の要員は、Y国の真正な居住者ではない。従って、Aの要員は、その禁止された情報を提供してはならない。
- (vi) (v)と同様であるが、A社がボイコット国Yにオフィスを設立することを考慮している場合。A社の要員は、その国でA社が事業を行なう登録のためにY国を訪れている。A社は、Y国で進行中の建設事業を確立することを計画している。A社の要員は、A社がY国で事業を行なう登録を行なう登録又はY国で子会社を法人組織にする登録を行なうために、Y国の法律により、特定の差別的ではないボイコット情報を提供することを要求されている。これらの限定された状況においては、A社の要員は、その国で真正な居住者である米国人ができるのと同じ範囲内で、居住者としての身分を確立するために必要な差別的ではないボイコット情報を提供することができる。この情報がそのような限定された状況において提供することができない場合、この除外条項は、1978年1月18日以前にボイコット国に所在していた企業のみを利用できる。
- (vii) A(米国の石油会社Bの子会社)は、ボイコット国Yに所在している。A社は長年にわたって、Y国での石油探査に従事している。A社は、A社のY国での正当な事業理由での既存の継続的なプレゼンス(影響力を持つ存在性)のため、A社はY国の真正な居住者である。
- (viii) (vii)と同様であるが、A社はY国に設立したばかりで、まだ事業を始めていない場合。A社は正当な事業理由によりY国で存在しており、かつ、継続的に存在することを意図しているので、A社はY国の真正な居住者である。
- (ix) 米国企業Aは、プレハブ住宅の製造業者である。A社は、米国でA社により製造され、ボイコット国Yに輸出する部分品を組立てる目的でY国に工場を建設している。A社のY国の工場は正当な事業上の根拠で設立されており、かつ、永続的に存続させる意図があるので、Y国にいるA社の要員はY国の真正な居住者である。
- (x) 米国企業Aは、米国に事業の本拠を置いている。A社の販売代理人は、受注の目的で時々ボイコット国Yを訪れている。A社の販売代理人は、そのようなY国への間欠的な訪問が真正な居住者としての身分を確立するには不十分であるため、Y国の真正な居住者ではない。
- (xi) A(米国の建設企業Bの支店)は、ボイコット国Yに所在している。その支店は長年にわたり存在しており、BのY国での建設事業に関連する多様なマネジメント・サービスを実行してきた。AのY国での長年のプレゼンス及びAのY国での進行中の事業を実施している理由で、AはY国の真正な居住者である。
- (xii) 米国の建設会社Aは、今だかつてボイコット国Yで事業をしたことがない。A社は、Y国に病

院建設の契約を与えられ、そして建設を開始するのに先立って、事業を立ち上げるためにその社員を Y 国に送っている。A 社の社員は、彼らが A 社の正当な事業目的を遂行するために Y 国に居り；彼らが継続して居住する意図があり；かつ、居住者としての身分は彼らの事業を行なうのに必要であるので、A 社の社員は Y 国の真正な居住者である。

- (xiii) 米国企業 A は、家具を製造している。外国での A 社のすべての販売は、米国にある A 社の営業所から行っている。時々、A 社は海外に販売営業所を開くことを検討していたが、米国から販売事業を行う方がより効率的であるとの結論である。本章の施行日直後に、A 社はボイコット国 Y に営業所を開設し、Y 国からの注文をとるため、Y 国に販売代理人を送っている。米国から直接販売するよりその営業所から事業を行う方がより高くつくが、Y 国での居住者としての身分が確立したなら、Y 国への A 社の販売において米国の法に抵触するのを避けるために有利な立場になると考えている。A 社の販売代理人は、居住者としての身分が本章の適用を避けるために設定されたものであって、正当なビジネス上の根拠によらないので、Y 国の真正な居住者には当たらない。
- (xiv) (xiii) と同様であるが、Y 国で販売営業所を持つことが実際に、より効率的である場合。実際に、Y 国に販売営業所がなければ、A 社は Y 国でビジネスの機会を見出すことの困難さがわかるであろう。しかし、A 社は、Y 国で居住することにより、A 社の販売代理人を Y 国のボイコット法に従うことに容認することになることを承知している。A 社は、Y 国で販売営業所を設立するための正当なビジネス上の根拠を持っているので、A 社の販売代理人は Y 国の真正な居住者である。
- (xv) 米国企業 B は、コンピュータの製造業者である。B 社は、コンピュータ及び個人のクライアントの必要に対して作られた関連プログラミングの役務を販売している。製品の複雑な性質のため、B 社は販売が行なわれている国に販売代理人を持たなければならない。B 社は、ボイコット国 Y に販売代理人 A を持っている。A は、1 年のうち 2 ヶ月を Y 国で、1 年の残りを他の国で過ごしている。B 社は、A が Y 国にいる間に、そこから営業活動をする常設の販売営業所を持っており、その販売営業所はパンフレット及びその他の販売用資料を置いている。A の Y 国でのプレゼンスは B 社の正当なビジネスの目的を実行するために必要であり、B 社は Y 国に常設の営業所を維持しており、かつ、B 社は将来において Y 国で継続して事業を行うことを意図しているので、A は Y 国の真正な居住者である。
- (xvi) A(米国の建設工事会社)は、ボイコット国 Y に複合医療施設を建設する B 社(米国のゼネコン企業)の契約に関連する役務の提供を B 社より請負っている。それらの役務を実行するために、A 社の技師は Y 国の建設現場のトレーラーに一時的な事務所を立ち上げている。A 社の仕事は、6 か月以内で完了することになっている。A 社の現場事務所は A 社の B 社のための役務の遂行に必要であること、及び A 社の社員が継続してそこにいるので、A 社の Y 国にいる社員は Y 国の真正な居住者である。
- (xvii) A(米国企業)は、A 社の一連のトランジスタラジオの新規の販売の可能性を調査するためにボイコット国 Y にその代表者の一人を送っている。Y 国で数週間経過した後、A 社の代表者は、A 社の製品に関心があるすべての人の問い合わせに対して案内するための私書箱を Y 国に借りている。私書箱を借りつことは、Y 国における居住を構成するのに十分なプレゼンスではないので、A 社は Y 国の真正な居住者ではない。
- (xviii) A(米国のコンピュータ会社)は、米国で登録された特許及び商標を持っている。ボイコット国 Y でその特許及び商標の登録を得るために、A 社は特定の差別的ではないボイコット情報を提供することを要求されている。A 社は Y 国の真正な居住者ではないので、A 社はその情報を提供してはならない。

#### (h) 外国内に限定された行為

- (1) 外国（ボイコット国を含む）の真正な居住者である米国人は、その国の国内に限定された彼の行為に関して、その国の法律に承諾することができる或いは承諾することに同意することができる。これらの行為には以下を含む：
- (i) 現地の法律が適用される若しくは統制すること、又は当事者が当該法律に従うことを規定した契約を結ぶこと；
- (ii) 受入国の居住者を雇用すること；
- (iii) 受入国の国内で仕事を行なうために現地の請負業者を雇うこと；

- (iv) 受入国の居住者から又は受入国の居住者に商品又は役務を購入又は販売すること；並びに
  - (v) 受入国の国内で情報を提供すること。
- (2) その国の国内に限定された行為には、受入国の国外から商品又は役務を輸入することは含まない、そして、それゆえに、この除外条項の部分には、商品又は役務の輸入に関する輸入法への順守には適用されない。

### 外国の国内に限定された行為に関する現地の法律への容認される応諾の例示

次の例示は、現地の法律への応諾が容認される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

#### 外国の国内に限定された行為

- (i) 米国の建設会社 A (ボイコット国 Y の真正な居住者) は、Y 国に複合学校を建設する契約を結んでいる。Y 国のボイコット法に従って、その契約では特定の現地の商人達から備品を購入することを拒絶することを A 社に要求している。Y 国は上記の商人達が Y 国の国内で営業を行なうことを容認しているが、Y 国の中での彼らの行動の自由は、彼らの被ボイコット国 X との関係のため束縛されている。A 社は、現地の商人との取引が Y 国の国内に限定された行為であるので、契約を結ぶことができる。
- (ii) A (米国銀行 B の子会社銀行) は、ボイコット国 Y の真正な居住者である。時々、A は米国からオフィス用品を購入している。A のオフィス用品の購入は、外国からの商品の輸入を伴うので、Y 国の国内に限定された行為には当たらない。
- (iii) A (米国銀行 B の支店) は、ボイコット国 Y の真正な居住者である。Y 国のボイコット法のもとに、A は、A が被ボイコット国 X と何らかの取引があるか否かについての情報を提供するように要求されている。A は、Y 国の国内においてその情報を集めて提供し、A が知る限りにおいてそれを行なっている。A 自身が知る限りのことに基づいて、Y 国の国内でその情報を集めて提供する際に、A は Y 国の国内に限定された活動に従事しているため、A はその要求に応ずることができる。
- (iv) (iii) と同様であるが、B の X 国との取引についての情報を提供することを A が要求されている場合。A 自身が知る限りにおいて、かつ B に問合せをすることなく、A はその情報を集めて提供している。A 自身が知る限りのことに基づいて、Y 国の中でその情報を集めて提供する際に、A は Y 国の国内に限定された行為に従事しているため、A はその要求に応ずることができる。
- (v) (iv) と同様であるが、その返答をする際に、A が B に対して、その情報のいくつかを集めることを要求している場合。必要な情報収集が部分的に Y 国の国外で実行されているため、A は応諾してはならない。
- (vi) 米国企業 A は、ボイコット国 Y の永続的な製造施設を設立する許可を申請している。Y 国のボイコット法のもとに、A 社は許可の条件として、そのいかなる生産品もブラックリストに掲載された外国の企業に販売されないことに同意しなければならない。その同意は、A 社の行動を Y 国の国内に限定されたものではない行為に適用することになるので、A 社は応諾してはならない。

#### 米国人に対する差別

- (i) A (米国企業 B の子会社) は、ボイコット国 Y の真正な居住者である。A 社は、Y 国にある A 社の工場エアコンを製造している。Y のボイコット法のもとに、A 社は被ボイコット国 X の国民を雇用しないことに同意しなければならない。そのような個人の募集は Y 国の国内に限定された行為であるため、A 社はその制約に同意することができ、かつ、Y 国の国内で A 社が行う個人の募集に関して、その制約を守ることができる。しかし、Y 国の国外での個人の募集に関しては、Y 国の国内に限定された行為ではないため、A 社はこの制約を守ってはいない。
- (ii) (i) と同様であるが、Y 国のボイコット法に基づいて、A 社が指定された宗教を信仰する者は雇用しないことに同意しなければならない場合。その同意は宗教上の根拠に基づいて米国人に対して差別を要求しているため、A 社は、この制約に同意してはいない。米国人の応募が Y 国の国内又は国外のいずれで行なわれるかには違いがない。(注：現地の法律への応諾の除外条項は、たとえその活動がボイコット国の国内に限定されるとしても、人種、宗教、性別又は国籍に基づいて米国人を雇用することに対するボイコットに基づく拒絶には適用されない。)

## (i) 現地の輸入法への応諾

- (1) 外国（ボイコット国を含む）の真正な居住者である米国人は、商品、材料又は部分品のその国への輸入の際に、以下を条件として、その国の輸入法に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる：
  - (i) その品目が、その国の国内で自身の使用のためのもの、又は請負サービスを実行する際に自身での使用のためのものであること；及び
  - (ii) ビジネスの通常の過程において、その品目の外国への通関時点で、次のいずれかにより、その供給元又は原産地を確認できること：
    - (a) デザイン若しくは外観のユニークさ；又は
    - (b) 通常その品目の本体（これらの包装を含む）にある商標、商品名又はその他の識別できるもの。
- (2) 米国人が外国の真正な居住者であるか否かを判断する際に考慮されるファクターは、本節の(g)項で示されるものである。外国にある米国企業の子会社、系列会社又はその他の常設の事業所が真正な居住者としての身分を持っていても、その米国企業に対してそのような居住者としての身分を与えるものではない。同様に、外国にいる米国企業の従業員が真正な居住者としての身分を持っていても、その企業全体に対してそのような居住者としての身分を与えるものではない。
- (3) 外国の真正な居住者である米国人は、その国の国外にいる代理人を通して、この除外条項のもとでの行為をとることができるが、その代理人は、その居住者の指示で行動しなければならない、彼自身の判断を行使してはならない。従って、ボイコット国に居住する米国人が、適格な商品の輸入に関して、ボイコット国の輸入法に応ずる行為をとる場合、そのとるべき行為に対して米国にいる彼の代理人に指示できるが、その米国の代理人自身はいかなる判断も行使してはならない。
- (4) この除外条項でいうところの、商品又は商品の部分品が明確に識別可能であるかどうかの判断基準は、それらが通常のビジネスの過程でその供給元又は原産地が識別可能であるか否かを判断するための本節の(d)項の“一方的かつ具体的な選択への応諾”に適用される判断基準と同じである。
- (5) 商品の輸入にこの除外条項が適用できるか否かは、商品が輸入された時点で、米国人自身が使用することを意図しているか否かによる。それは、外国への輸入の時点でその商品の所有権を誰が持つかにはよらない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合、商品は米国人自身の使用のためのものである（外国の国内での請負サービスの実施を含む）：
  - (i) それらが、米国人により消費されるべきものである場合；
  - (ii) それらが、米国人の所有にとどまるべきものであって、その人によって使用されるべきものである場合；
  - (iii) それらが、他の者のために請負サービスを遂行する中で、米国人によって使用されるべきものである場合と；
  - (iv) それらが、さらに、他の者のために製造される別の製品に製造されるか、組み込まれるか、精製されるか若しくは再処理されるべきものである場合；又は
  - (v) それらが、他の者のために建設されるプロジェクトに組み込まれるか、機能部品として永続的に付加されるべきものである場合。
- (7) 他の者からの当該商品のオーダーに応ずるために取得された商品は、米国人自身の使用のためのものではない。他者のために調達された商品は、たとえその調達役務の提供が、米国人が慣習的に従事しているビジネスであっても、その者自身の使用のためのものではない。また、たとえ米国人が小売事業に従事している場合でも、単純な再販のために取得された商品は、その者自身の使用のために入手されたものではない。同様に、完成引渡し方式のプロジェクトに包含させるために得られた商品は、それらが慣習的にそのプロジェクトに組み込まれない場合、又はそのプロジェクトの機能部品として永続的に付加されることにはならない場合、その者自身の使用のためのものではない。
- (8) 現地の法律の除外条項のこの部分は、たとえそのような役務を輸入している米国人がボイコット国の真正な居住者であって、彼自身の使用のためにそれらを輸入している場合であっても、役務の輸入には適用されない。さらに、この除外条項は、国の真正な居住者である米国人に対しては、その国の国内で実際に存在している個人又は事業者が、彼自身の裁量の行使を通して行動をとる場合にのみ、適用される。

- (9) この除外条項の使用は、その継続的な有効性が国益に合致しているかどうかを裁定するために監視され、絶えずチェックされる。その有効性は、必要に応じて制限又は取り消される場合がある。この除外条項の継続的な有効性をチェックする際に、現地の輸入法に従うことができないことによって、ボイコット国との米国の経済的及びその他の関係に与える影響について考慮される。
- (10) 外国の真正な居住者である米国人は、たとえ彼が特定の法律がボイコットに関連していることを知っているか知り得る状況にある場合であっても、受入国の輸入法に応諾することができる或いは応諾することに同意することができる。しかし、いかなる米国人であっても、人種、宗教、性別若しくは国籍に基づいて米国人に対して差別すること、又は米国人の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供することを、その者に要求することになる受入国の法律に応諾してはならない或いは応諾することに同意してはならない。

### 現地の輸入法への容認される応諾の例示

次の例示は、現地の輸入法への応諾が容認される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

#### 真正な居住者による応諾

- (i) A(米国企業 B の子会社)は、ボイコット国 Y の真正な居住者であって、Y 国での石油採掘事業に従事している。Y 国における A 社の事業を遂行するための特定の大型の明確に識別可能な製品を取得する際に、A 社は、Y 国の輸入法がブラックリストに掲載された企業からの商品の輸入を禁止しているため、ブラックリストに掲載されていない企業のみを選んでおり、小型の品目に関しては、B 社は A 社に代わって選択をし、Y 国に所在する A 社にそれらを送品している。A 社は Y 国の真正な居住者である米国人であるため、A 社はブラックリストに掲載されていない企業から選ぶことができる。しかし、B 社は Y 国の居住者ではないため、B 社は、ブラックリストに掲載されている企業からの商品の輸入を禁止している Y 国の輸入法に適合するため、ボイコットに基づく選択してはならない。
- (ii) (i)と同様であるが、A 社が大型の品目を選択した後に、適切な契約を締結し、必要な船積み手配をすることにより A 社の指示を実行することを B 社に指示している場合。A 社(Y 国の真正な居住者)が実際にその選択をしており、B 社がいかなる裁量も行使せず、A 社の代理人としてのみ行動している場合、B 社は A 社の指示を実行することができる。(注：関連する企業とのそのような取引は、慎重に精査される。A 社は、実際にその裁量を行使し、その選択をしなければならない。その裁量が B 社により行使されている場合、B 社は本章に違反することになる。)
- (iii) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y に学校を建設する契約を結んでいる。A 社の従業員は、建設を開始する目的で Y 国で作業を始めている。Y 国にいる A 社の従業員は、米国にある A 社の本社に、Y 国の輸入法がブラックリストに掲載された企業により製造された商品の輸入を禁止していることを知らせている。そこで、A 社の本社は、特定の明確に識別可能な商品について、ブラックリストに掲載されていない企業にのみ入札案内状を発行している。入札の発行における裁量は Y 国ではなく米国で行使されたため、ブラックリストに掲載されていない供給者の A 社の本社による選択は、Y 国の真正な居住者である米国人により行なわれた選択には当たらない。
- (iv) (iii)と同様であるが、Y 国にいる A 社の従業員が、入札が発行されるべき者についての裁量を実際に行使している場合。A 社の従業員によって行われた選択における裁量もつぱら Y 国において行使されたため、その選択は Y 国の真正な居住者である米国人によって行われた選択である。(注：ボイコット国の居住者である米国企業の従業員によって意図的に行なわれた選択は、その裁量権がもつぱらボイコット国の中で行使されたことを確認するために、慎重に精査されることになる。)

#### 明確に識別可能な商品

何が明確に識別可能な商品に相当するのかの判断基準及び例示は、本節の(d)項の“一方的な選択への応諾”において適用できるものと同一である。

#### ボイコット国の国内で米国人自身の使用のための輸入

- (i) 米国企業 B の子会社 A 社は、ボイコット国 Y の真正な居住者である。A 社は、ボイコット国 Y に

- A社の自動車工場に設置するコンピュータで作動する工作機械を輸入することを計画している。コンピュータは、装置の側面の独立したブラケットに搭載され商標名によって容易に識別可能である。A社は、米国の供給者Cに工作機械を発注し、C社がD(ブラックリストに掲載されていない会社)により製造されたコンピュータを組込まなければならないことを指定している。Eがブラックリストに掲載されていないならば、またY国の輸入法がブラックリストに掲載された企業により製造された商品の輸入を禁止していなければ、A社はE社により製造されたコンピュータを選択したであろう。A社は、Y国でのA社の製造事業の中で自社が用いるためのコンピュータを輸入しているので、A社はE社のコンピュータを購入することを拒絶することができる。
- (i) 米国企業Bの子会社Aは、ボイコット国Yの真正な居住者である。Y国でのA社の従業員の必要を満たすため、A社は特定の明確に識別可能な、化粧品などの販売用の売店品目及びキャンディなどの売店品目を輸入している。Y国に輸入するためのそのような品目を選択する際に、Y国の輸入法がブラックリストに掲載された企業からの商品の輸入を禁止しているため、A社はブラックリストに掲載されていない企業によってのみ作られた品目を選択している。A社の従業員の費消のための商品の輸入は、A社自身で使用するための輸入であるため、A社はブラックリストに掲載されていない企業からのみこれらの品目を輸入することができる。
- (ii) ボイコット国Yの真正な居住者である米国の建設会社Aは、Y国の保健省のために複合病院を建設する契約を結んでいる。その契約に基づいて、A社はすべての下請業者及び供給者を選択する裁量を持つプロジェクトの総括マネージャーとなる。その複合病院は、その複合病院がY国に引き渡されるまで、その資産の所有権はA社が保有し、すべての金融リスクをA社が負う完成引渡し方式で建設されることになっている。セントラル空調ユニット及び板ガラスのような明確に識別可能な輸入商品を選択する際に、A社はY国の輸入法に従うため、ブラックリストに掲載された供給者を排除している。これらの商品は、通常、そのプロジェクトに組み込まれ、或いは機能部品として恒久的に付加される。Y国での建設プロジェクトに組み込まれるゼネコンによる商品の輸入は、A社自身の使用のための商品の輸入であるため、A社はブラックリストに掲載された供給者との明確に識別可能な商品の取引を拒絶することができる。
- (iv) (iii)と同様であるが、それに加えて、そのプロジェクトで作業する米国の建築技師及び技術者を選ぶ際に、A社は、Y国の輸入法がブラックリストに掲載された者によって与えられる役務の使用を禁止しているため、ブラックリストに掲載されている企業を排除している場合。この除外条項は役務の輸入には適用されないため、A社はブラックリストに掲載された建築設計会社又は工事会社との取引を拒絶することはできない。ある段階において、建築設計又は工事用の図面又は計画書をY国の現場に持って行く場合があっても関係がない。このファクターは、そのような役務を、この除外条項でいうところの“商品”に置き換えることは不相当である。
- (v) (iii)と同様であるが、そのプロジェクトが“コストプラス”方式(それぞれの完成の段階でA社にY国が作業進行に応ずる支払いを行なう)に基づいて完成されることになっている場合。A社が完成させることを契約しているプロジェクトの中に組み込まれるべき商品のA社による輸入は、A社自身の使用のための商品の輸入であるため、A社は、ブラックリストに掲載された供給者との明確に識別可能な商品の取引を拒絶することができる。支払い条件は関係がない。
- (vi) ボイコット国Yの真正な居住者である米国の建設会社Aは、完成引渡し方式でY国にオフィスビルを建設する契約を結んでいる。複合オフィスで使用される商品或いは入れられる商品を選ぶ際に、A社はブラックリストに掲載されていない製造業者からウォールボード、オフィスのパーティション及び照明器具を発注している。A社は、同様に、ブラックリストに掲載されていない製造業者から机、オフィス用椅子、タイプライター、及びオフィス用品を発注している。これらは通常オフィスビルに組み込まれたり、機能部品として恒久的に付加されるものであるため、ウォールボード、オフィスのパーティション及び照明器具はA社自身が使用するためのものであり、かつ、A社はY国の輸入法に従うために、これらの商品の供給者としてブラックリストに掲載されていない供給者を選ぶことができる。これらは通常そのプロジェクトに組み込まれないか、恒久的に付加されるものではないので、机、オフィス用椅子、タイプライター、及びオフィス用品は、A社自身が使用するためのものではなく、A社はこれらの商品の供給者をボイコットに基づいて選んではならない。
- (vii) 自動車の販売ビジネスに従事している米国企業Aは、ボイコット国Yの真正な居住者である。

時々、A社の在庫を備蓄するため自動車を発注する際に、A社は米国の製造業社Bから購入しているが、米国の製造業者Cからは、C社がブラックリストに掲載されているので、購入していない。その後、この在庫から小売販売が行なわれる。小売販売営業において通常在庫のために品目を輸入することは、A社自体で使用するための輸入ではないので、A社のB社からの自動車の輸入はA社自身の使用のための輸入ではない。

- (viii) 医薬品の製造に従事している米国企業Aは、ボイコット国Yの真正な居住者である。医薬品に調合する化学製剤を輸入する際に、A社は米国の供給元Bから仕入れるが、C社からは、C社がブラックリストに掲載されているので仕入れていない。他の製品に調合するための明確に識別可能な品目の輸入は、A社自身の使用のための輸入であるので、A社はC社ではなしにB社から化学物質を輸入することができる。
- (ix) ボイコット国Yの真正な居住者である米国の管理会社Aは、Y国の教育省とY国の学校組織のための備品を購入する契約を結んでいる。時々、A社はY国のさまざまな学校に納入するため米国外から商品を生入れしている。A社は他者のために調達代理人として活動しているので、Y国の学校組織のための商品をA社が生入れることは、A社自身の使用のための商品の輸入にはならない。従って、A社はそのような学校用備品の供給者のボイコットに基づく選択をしてはならない。
- (x) ボイコット国Yの真正な居住者である米国企業Aは、Y国での建設プロジェクトに関連してY国に向けて買入れを行なう契約を結んでいる。A社は、そのプロジェクトの建設に従事していないし、或いはそのプロジェクトに関連する他の行為にも従事していない。A社の役割は単にY国に向けて商品を買入れ、これらのY国への配送を手配することである。A社はY国の調達代理人として活動しているので、A社は自社自身の使用のために商品を買入れしているのではない。従って、A社は、そのような商品の供給者のボイコットに基づく選択をしてはならない。
- (xi) ボイコット国Yの真正な居住者である米国企業Aは、Y国での見本市でA社が展示するためY国に明確に識別可能な商品を輸入している。展示商品を選ぶ際に、A社はブラックリストに掲載された企業により作られた品目を排除している。見本市でのA社の展示のためにA社が商品を輸入することは、A社自身が用いるための輸入になる。しかし、A社は、展示のために輸入したそれらの商品をY国で販売することはできない。
- (xii) Aは、ボイコット国Y及びZの真正な居住者である。Y国のボイコット法に従って、A社はブラックリストに掲載された供給者を排除することにより、Y国及びZ国でA社の石油採掘事業のために、明確に識別可能な商品を選択している。その商品は、最初にY国に輸入される。Z国でA社が使用するために購入されたものは、その後Z国に積替えられる。Y国への輸入のためにこれらの商品を選択する際に、たとえば、輸入された商品のいくつかをA社がZ国において使用する場合があっても、A社は自社の使用のために輸入品の選択を行なっているのである。さらに、Z国において使用するために購入されたこれらの商品のY国からZ国へのその後の輸出は、A社自身の使用のためのZ国への輸入である。

#### § 760.4 回避

- (a) いかなる米国人も、本章の条項を回避する意図で、単独で或いは他の者を介して、取引に従事したり、その他の行為を行なってはならない。また、いかなる米国人も、他の米国人に、本章の条項に違反したり、回避するのを援助してはならない。
- (b) § 760.3(a)から(i)で示される除外条項は、本章で別途禁止されているところの、並びにこれらの除外条項の目的の範囲外の、行為又は合意（行為の慣例により明示或いは暗示されるもの（ある種の応答を含む））を容認するものではない。しかし、本章で示される除外条項が適用され目的とする範囲の行為については、そのような除外条項がたびたび利用されようとも回避にはならない。
- (c) ある者がブラックリストに掲載されている理由で、さもなくば、ボイコット国と又はボイコット国の中でビジネス関係を持つことをボイコットを根拠に制限されている理由で、その者を商売上不利な立場に置こうとする、或いはその者に負担を課そうとする何らかの策略、方策又は計画を行使することは、本章でいうところの回避とみなされる。

- (d) 除外項目のうちの一つのもとに容認されない限り、ボイコット国の輸入法を理由に他の者に財政的なリスクを特別に課す損失リスク条項を行使することは、回避になる可能性がある。それらが 1978 年 1 月 18 日以降に提出されている場合、これらの行使は回避になるものとみなされる。この推定は、当該条項がボイコット国と非ボイコット国の区別なく慣習的に行使されていること、及び、その適用についてボイコットに基づかない正当な根拠があることを示すことにより反証される場合がある。他方、1978 年 1 月 17 日以降に米国人によるその条項の行使は、当該条項が 1978 年 1 月 17 日以前に当該者により慣習的に行使されていた場合、回避にならないものとみなされる。
- (e) 禁止行為を隠蔽するためにダミー会社又はその他の手段を用いることも、回避とみなされる。同様に、禁止されたボイコット要求に応諾するために米国の親会社から外国の子会社に特定のボイコット国のオーダーを迂回させることは、本章のもとでの回避になる。しかし、事業を行う人的組織の変更又は方式の変更は、その変更が正当なビジネス上の考慮に基づいており、かつ、本章の禁止事項の適用を単に避けるために企てられているものでない限り、回避にはならない。合意又は取引の事実と状況は、見かけが実体と一致しているかどうかを確かめるために慎重に精査される。

### 例示

次の例示は、本節が適用される状況を判断する際のガイダンスを与えることを目的としている。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の保険会社 A は、ボイコット国 Y から被ボイコット国 X でビジネスを行っているか否かを尋ねる要求を受けている。そのような情報提供は禁止されているので、A 社は回答することを断わり、その結果、Y 国のブラックリストに掲載されている。翌年、A 社の年次報告書には A 社の世界的な事業についての新しい情報（A 社がビジネスを行っているすべての国のリストを含む）が掲載されている。その後、A 社はその年次報告書（以前には当該情報は掲載されていなかった）のコピーを Y 国政府の当局者に郵送している。年次報告書をこのやり方で変更することについてボイコットに関連しない何らかのビジネス上の正当な理由がなければ、A 社の行為は本章の回避になる。
- (ii) ボイコット国 Y に所在する米国の建設会社 A は、米国企業 B に材木をオーダーしている。A 社は、米国の材木生産者 C が Y 国によりブラックリストにあげられていること、及びその結果 C 社の製品は輸入できないことを理由の一つとして、A 社は一方的に B 社を選択している。B 社にそのオーダーを出す際に、A 社が“実際に、B 社の製品を受け取っていることが確信できる”ように、B 社が、材木に B 社の名前又はロゴをスタンプすることを、A 社は要求している。B 社は、通常、B 社の材木にはそのようにスタンプしておらず、当該要求を行う際の A 社の意図は、本章の一方的選択の除外条項の範囲に適合していることを見えるようにすることである。A 社の行為を正当化する更なる事実がなければ、A 社の行為は、本章の回避になる。
- (iii) 米国企業 A は、数年間ボイコット国 Y にミシンを販売してきた。A 社は新規の顧客からネガティブな原産地証明の要請を受けている。A 社はそのような証明書を提供することが禁止されていることを知っている；それゆえに、A 社は今後のすべての出荷について、Y 国にミシンを出荷する前に、必要なネガティブな証明を貼り付ける第三国に所在する外国企業を通させるように手配している。A 社の行為は A 社のために実行された禁止行為を隠蔽するための手段であるため、A 社の行為は本章の回避になる。
- (iv) 米国企業 A は、長年にわたり C 国に所在する流通業者 B に計算機を販売してきており、日常の業務としてポジティブな原産地証明を提供している。A 社は、ネガティブな原産地証明を要求している Y 国から注文を受けている。A 社は、今後のすべての販売について C 国に所在する流通業者 B に行う手配をしている。A 社は、さもなくば A 社が直接行ったであろう Y 国への販売に、B 社が参加し、販売を行うことを承知している。B 社は、必要なネガティブな証明を行うであろう。A 社が引き続き引き受ける A 社の保証は、Y 国の購入者に及んでいる。B 社に注文を迂回することは、A 社のために実行される禁止行為を隠蔽する手段であるため、A 社の行為は回避になる。
- (v) 米国企業 A は、ボイコット国 Y のすべての医療用品の需要に応ずるため、Y 国と長期契約の交渉を行っている。Y 国は、その契約を締結できる前に、A 社が Y 国のボイコットアンケートに記入しなければならないことを、A 社に通知している。A 社はアンケートに答えることが禁止されている



ことを承知しているのに、Y 国の現地の代理人に必要な情報を提供しよう手配している。これは、A 社に代わって実行される禁止行為を隠蔽するための手段であるため、A 社の行為は本章の回避になる。

- (vi) 以前にボイコット国 Y と取引がなかった米国の請負業者 A は、Y 国による建設契約を与えられている。建設産業においては、請負業者がプロジェクトの終了までの期間、現場施設を設立することは通例のことであるので、A 社は真正な居住要件を満たす事務所を設立している。その後、Y 国にある A 社の事務所は、現地法順守の除外条項のもとに容認される多くの行為をとっている。Y 国における A 社の施設は、正当なビジネス上の理由で設立されたので、A 社の行為は回避にはならない。
- (vii) 米国企業 B の管理する外国の子会社 A は、ボイコットされていない国 M に所在している。A 社と B 社は共に、彼らのそれぞれのマーケティング地域で販売用の工作機械を作っている。B 社のマーケティング地域には、ボイコット国 Y を含んでいる。本章の要求事項を判断した後、B 社もはや Y 国で販売するために工作機械を作ることができないと決めている。その代わりに、A 社は、Y 国の市場に供給するため M 国にある A 社の施設を拡張することを決定している。A 社と B 社の行為には正当なビジネス上の根拠があるため、A 社と B 社の行為は回避にはならない。さもなければ本章の対象となった販売を、結果として本章の及ばない状況に置く場合があっても、関係がない。
- (viii) 米国の製造業者 A は、時々ボイコット国 Y から購入のオーダーを受けており、A 社は、米国にあるプラントからそのオーダーに応じている。A 社は、A 社が本章のもとに提供することが禁止されている証明書の要求が含まれている Y 国からのオーダーをまさに受けようとしていることを承知している。証明書の作成を可能とするために、A 社はその外国の子会社に購入のオーダーを迂回させている。A 社の購入のオーダーの迂回は、A 社に代わって実行される禁止行為を隠蔽するための手段であるため、本章の回避になる。
- (ix) 米国企業 A は、ボイコット国 Y に輸出する掘削装置の組立てに従事している。ブラックリストに掲載された企業により供給される資材の Y 国への通関を確実にするには潜在的な困難があるため、A 社は、ブラックリストに掲載されている企業が、A 社に供給されるすべての材料に対して 15% の値引きをすることを強要している。その結果、ブラックリストに掲載された企業は、進んで A 社と取引をしない。ブラックリストに掲載された企業により供給される資材に対する A 社の値引きの強要は、Y 国のボイコットの理由でブラックリストに掲載されている企業に特別な負担をかけることを意図した手段又は施策であるため、本章の回避になる。
- (x) (ix) と同様であるが、1978 年 1 月 18 日の直後に米国企業 A が、A 社の供給者が以下の内容を規定する契約書に署名することを強要した場合：  
供給者が供給した商品がボイコットを理由に Y 国への通関を拒絶された場合、たとえ所有権が供給者から A 社に移った後でも、供給者が損失リスクを負うこと及び A 社に補償すること。A 社の行為は、Y 国のボイコットの理由でブラックリストに掲載されている者に特別な負担をかけることを意図した手段又は施策であるため、本章の回避になる。
- (xi) (x) と同様であるが、A 社が、1978 年 1 月 18 日以前に A 社の供給者とのそのような取決めにおいて、慣例的に強要していた場合。A 社の行為は、1978 年 1 月 18 日以前において、この契約上の取決めを行使することは A 社にとって慣例によるものであったので、回避にはならないとみなされる。
- (xii) 米国企業 A は、ボイコット国 Y に自動車のサブアセンブリー装置を供給する契約を行っている。1978 年 1 月 18 日の直後に米国企業 A が、A 社の供給者が以下の内容を規定する契約書に署名することを強要した場合：  
供給者が供給した商品が何らかの理由でボイコット国 Y への通関を拒絶された場合、たとえ所有権が A 社に移った後でも、供給者が損失リスクを負うこと及び A 社に補償すること。この取決めに対する A 社の強要は、Y 国のボイコットの理由でブラックリストに掲載されている企業に特別な負担をかけることを意図した手段であるため、回避にならないとみなされる。この推定は、当該取決めを行使することが A 社が関係する国のボイコット又は非ボイコットの特性に関係なく通例のことであること、及び当該取決めの行使について正当なボイコットによらないビジネス上の根拠があることを示す十分な証拠により反論される場合がある。

- (xiii) (vii)と同様であるが、すべての供給者が国内配送を行うことをA社が要求している場合。商品の国内配送を要求することは通常の商習慣であるので、A社の行為は回避にはならない。
- (xiv) (xii)と同様であるが、Y国における配送が行われるまで所有権が供給者にとどまることを要求している場合。配送が行われるまで所有権が供給者にとどまることを要求することは通常の商習慣であるので、A社の行為は回避にはならない。この例示は、(xii)の例示においてA社は、所有権がA社に移った後でも損出リスクが供給者にとどまることを要求することをもくろんだ異例の取り決めを強要したので、(xii)の例示とは区別される。
- (xv) 米国銀行Aは、米国企業BよりB社のボイコット国Yとの取引に融資する連絡を受けている。支払いは、B社の米国住所でB社に支払われるべき信用状により行われる。A銀行は、その信用状に、受益者が米国人であった場合、A銀行による信用状の履行を禁ずる制限的なボイコット条件が含まれていることを承知している。A銀行はボイコット条件をB社に通知し、受益者がC（非ボイコット国Mのペーパーカンパニー）に変更すべきであることをB社に提案している。受益者は、それに応じて変更されている。A銀行とB社双方の行為は、その取決めが禁止されている行為を隠蔽する手段であるため、本章の回避になる。
- (xvi) (xv)と同様であるが、米国企業B（信用状の受益者）が、米国銀行Aが信用状を履行できるように、受益者をB社の外国の子会社に変更するよう手配している場合。A銀行はそれが行われたことを承知している。A銀行の行為は双方の当事者による禁止されている行為を隠蔽する手段の一部であるため、A銀行がB社の行為を承知しているにもかかわらずA銀行が信用状を履行することは、本章の回避になる。
- (xvii) 米国に所在する米国銀行Aは、米国企業Bより、B社のボイコット国Yとの取引に融資する連絡を受けている。B社は、米国企業が管理する子会社である。B社の外国の住所でB社に対して支払われるべき信用状に基づき融資を行う取引で、B社のどの取締役も特別な宗教信仰者でないことを証明することをB社に要求している。B社は法的に証明書を提出することができないので、A銀行のY国の支店を通して、必要な情報をY国に伝達することをA銀行に依頼している。そのような情報は、もっぱら信用状取引の範囲外で与えられるものである。A銀行の行為は、B社による本章の違反を手助けするために引き受けられているので、本章の回避になる。
- (xviii) 米国銀行Aは、外国企業Bがボイコット国Yとの長期契約のもとに仕事ができるように、B社に支払われるべき信用状を履行することをB社より依頼されている。信用状の条件のもとに、B社はB社のどの供給者もブラックリストに掲載されていないことを保証する要求を受けている。A銀行は、この条件のついた信用状を履行できないことを承知しているので、その信用状からこの要求を削除し、代わりにY国に証明書を直接提供する交渉を行うことをB社に告げている。ネガティブな証明書をY国に直接提供することをA銀行がB社に提案することは、A銀行は他の者を通してA銀行として禁止されている行為を隠蔽する行為を行っているため、本章の回避になる。

## § 760.5 報告要求事項

### (a) 報告要求事項の適用範囲

- (1) 米国の友好国に対して若しくは米国人に対して外国により奨励された若しくは課せられた制限的取引慣行又はボイコットを助長したり支援することに影響を及ぼす行為をとる要求を受けた米国人は、本節の要求事項に従って商務省にそのような要求について報告しなければならない。そのような要求は、書面又は口答のいずれでも行われる場合があり、さらに情報を提供する要求、合意を締結又は履行する要求を含む場合がある。それには、情報を要求する教唆、指令、表示若しくは指示、又は米国人が特定の行為を取る若しくは特定の行為を取る若しくはやめることを求める教唆、指令、表示若しくは指示を含む場合もある。そのような要求は、本節で別途規定されている場合を除いて、要求される行為が本章のもとに禁止されるか容認されるかにかかわらず報告されなければならない。
- (2) 本節でいうところにおいて、米国人が受けた要求は、その要求の目的が、受容できない外国のボイコット又は制限的取引慣行を強制したり、履行したり、さもなければ助長したり、支援したり、又は応諾することを保証することになるのを知っているか知り得る状況にある場合、報告義務がある。
- (i) 米国に居住する米国人が受けた要求は、それが米国の州際通商又は外国貿易における取引又は行為（本章の§ 760.1(d)(1)から(5)及び(18)のもとに限定される）に関連して受け取られた場合、報告義務がある。

- (ii) 米国外に所在する米国人が受けた要求（即ち、本章の § 760.1(c) で限定される国内企業により事実上支配下にある外国の子会社、組合、系列会社、支店、事務所又はその他の常設の外国の事業所）は、米国の州際通商又は外国貿易における取引又は行為（本章の § 760.1(d) (6) から (17) 及び (19) のもとに限定される）に関連して受け取られた場合、報告義務がある。
- (iii) 米国人が受けたボイコットのアンケート（個々の取引又は行為に無関係のもの）等の要求は、当該者がボイコット国との又はボイコット国におけるビジネス関係（本章の § 760.1(d) のもとに限定される）の、米国の州際通商又は外国貿易における商品又は役務（情報を含む）の販売、購入、又は移転を含む）を有するか予期する場合、報告義務がある。
- (3) これらの報告要求事項は、すべての米国人に適用される。これらは、要求を受けた米国人が、輸出業者、銀行若しくはその他の金融機関、保険会社、運送会社、製造業者又は本章の対象となるその他の米国人かどうかに関係なく、適用される。
- (4) 書籍、パンフレット、法律文書、輸出者のガイドブック及びその他の同様の刊行物の受取り又はチェックを通してのボイコット国のボイコット要求事項についての情報の取得については、本節でいうところの報告義務のある要求の受領にはならない。さらに、頼んでもいないボイコットの要求が含まれている入札案内又は同様の提案を受取った米国人は、上記の入札案内又はその他の提案に応じない場合、本節でいうところの報告義務のある要求を受け取っていることにはならない。
- (5) ボイコットと非ボイコットの双方で意味するところの特定の用語の使用のため、固有の不透明な分野において明確で正確なガイドラインを与えるべきとする議会の指令のため、並びに、外国のボイコットの監視を続ける商務省の能力をそこなわない場合において事務処理を最小にし、報告のコストを低減する商務省のコミットメントのため、次の特定の要求については報告義務はない：
- (i) 特定の国の国旗を掲げている輸送船（機）或いは特定の国によって又は特定の国の国民若しくは居住者により所有、チャーター、リース又は運航されている輸送船（機）での商品の輸送を取り止めることを求める要求や、その遂行の保証を求める要求。
- (ii) 指示されたルートを通して商品を輸送することを求める要求、又は禁止されたルートを通しての商品輸送を取り止めることを求める要求、又はいずれかの遂行の保証を求める要求。
- (iii) 商品の原産国に関する肯定的な申告書又は確認書の提供を求める要求。
- (iv) 輸送される商品の供給元若しくは製造業者の名前又は役務の提供者の名前に関する肯定的な申告書又は確認書の提供を求める要求。
- (v) 他の国の法律の順守を求める要求（ただし、その要求が当該国のボイコット法に順守することを明確に求めている場合を除く）。
- (vi) 個人に対して、出入国審査、パスポート、ビザ又は雇用の目的で、個人自身又は家族の情報の提供を求める要求。
- (vii) 輸出品の仕向先を開示し、或いは当該船荷が特定の仕向地で荷降ろし又は陸揚げされることを確認若しくは他の方法で開示する肯定的な申告書又は証明書を提供を求める要求。
- (viii) 船舶、航空機、トラック若しくはその他の形態の輸送機関が適格であること、さもなければ特定の港、国又はグループ国の法律、ルール又は規則に従って、特定の港、国又はグループ国に入る（又は入ることを制限されていないこと）が適格であるか、許可されているか、容認されていることを、所有者、船長、用船主又はこれらの従業員により証明書を提供することを求める要求。
- (ix) 保険会社がボイコット国で正当に権限を与えられた代理人又は代表者を有していること及び（又は）その代理人の名前及び住所を記載した保険会社からの証明書を提供することを求める要求。
- (x) 売主の商品が何らかの理由（“損失リスク条項”）によりある国への通関を拒絶される場合、売主がその損失リスクを引き受けて購入者に保障することを規定する取引の条件又は制約に従うことを求める要求（当該条項が 1978 年 1 月 18 日以前に購入者により行使されていた場合に限り）。
- (6) いかなる米国人も、本章の条項を回避する意図で、単独で或いは他の者を介して、取引に従事したり、その他の行為を行なってはならない。
- (7) 時々、商務省は、国内企業が管理する外国の子会社及び系列会社が米国通商の範囲外の彼らの行為に関して受けた全世界を範囲とするボイコット要求を明らかにするために国内企業を調査する。これは、その要求に関連する行為が米国通商の範囲外であるという事実を除けば、本節のもとに報告義務

のある要求に関連するものである。要求される情報には、受け取られた報告義務のないボイコット要求の数及び種類、要求された行為、要求に応じてとられた行為、及び要求が発せられた国を含む。この調査の結果（調査された者の名前を含む）は、公開される。

(b) 報告方法

- (1) それぞれの報告義務のある要求は、報告されなければならない。しかし、同じボイコット要求を含む複数の書類（例えば、入札案内、購入注文書又は信用状など）が同一取引の一部として受け取られている場合、最初の当該要求についてのみ報告しなければならない。同じ購入注文書又は信用状に対する個々の出荷は、同一取引の一部として取り扱われる。特定の取引に関連するそれぞれ異なるボイコット要求は、その要求を受けた方法又は時期に関係なく報告されなければならない。
- (2) 報告義務のある要求を実際に受けているそれぞれの米国人は、その要求を報告しなければならない。しかし、当該者は、自身の代わりに報告する他の者を指名することができる。例えば、米国企業は（もし権限を有していれば）その管理下にある外国の子会社又は系列会社に代わって報告することができる、運送業者は（もし権限を有していれば）、輸出業者に代わって報告することができる、そして、銀行は（もし権限を有していれば）、信用状の受益者に代わって報告することができる。他の者が受けた要求を報告するように指名された者が、同じ取引に関連して、彼自身に向けられた同一の要求を受けている場合、彼は自身及び他の者のために1件の報告書を提出することができる。
- (3) ある者が他の者に代わって報告することを指名されている場合であっても、要求を受けている者は報告の不履行又は彼に代わって行われた申し立てについて依然として責任がある。さらに、他の者に代わって報告を行っているいかなる者も、たとえ、それが同じ取引に関連する同一の要求であっても、彼が受けたボイコット要求の報告についての彼自身の責任を取り除くものではない。

- (4) 報告書は、**郵便又は電子的に提出することができる**：~~正副二通作成し、以下に提出しなければならない~~

**郵便による書面での報告書は、正副2通を以下の宛先に提出されなければならない**：

Report Processing Staff Office of Antiboycott Compliance U.S. Department of Commerce [米国商務省反ボイコット順守局報告書調査分析スタッフ]  
Room 6098 Washington, D. C. 20230.

**電子的な報告書は BIS のウェブサイトの反ボイコット順守局のウェブページ (<http://bis.doc.gov/index.php/enforcement/oac?id=300>) で、画面上のプロンプトに従うことにより、正副2通一式として提出されなければならない。**

各提出物は、**書面又は電子的を問わず**、次の要求事項に従って提出しなければならない：

- (i) 要求を受けている者が米国に居住する米国人である場合、各要求の報告書は、要求を受けた暦四半期の翌月末日までの消印又は電子的に日付が刻印がされているか、電子的に日付が刻印されていないしなければならない（例えば、1月から3月の四半期については、4月30日）。
  - (ii) 要求を受けている者が米国外に居住する米国人である場合、各要求の報告書は、要求を受けた暦四半期の翌々月末日までの消印がされているか、電子的に日付が刻印されていないなければならない（例えば、1月から3月の四半期については、5月31日）。
- (5) **郵便による書面での報告書は**、報告者の選択により、報告書は単一取引様式（様式 BIS-621P（制限的取引慣行又はボイコット要求の単一取引報告書(10-89 改正版)）、又は複数取引様式（様式 BIS-6051P（制限的取引慣行又はボイコット要求の複数取引報告書(10-89 改正版)）のいずれかを用いて提出することができる。電子的な報告書は、単一取引様式でのみ提出することができる（この様式は、複数取引の報告を容易にするため報告者の識別情報を電子的に複製できます）。~~複数取引様式を使用すれば、報告者は、1枚の用紙を用いて、一報告期間内に受けた75件もの報告義務のある要求に関係するすべての必要な情報を提示することができる。~~

- (6) 報告書には（単一取引様式又は複数取引様式のいずれで提出されるものであろうと、**或いは電子的に提出されるものであろうと**）、その様式を用いて該当するすべての品目のエントリーを記載しなければならない（報告者が要求された行為を取る意図があるか、行為を取ったかを含む）。報告書の提出要求期日までに、報告者が取るべき行動を決定していなかった場合、あとで報告者は、決定した日から10営業日以内に講じることを決定した措置を報告しなければならない。さらに、他の者に代わって報告書を提出するいかなる者も、そのことについて述べるとともに、他の者が誰であることを明らか

にしなければならない。

- (7) ボイコット要求の各報告書には、郵便又は電子的のいずれで提出されたものであろうと、その要求が記載されている証拠資料の関連ページのコピー2部を添付しなければならない。郵便での提出については、関連するページは報告書様式の書面による形態で添付しなければならない；電子的な提出については、関連するページは電子的提出物のPDFフォーマットで添付しなければならない。報告書には、書面又は電子的を問わず、その要求に対する報告者の対応に関して報告者が提供することを望むところの、当該要求に関連する追加情報についても添付することができる。電子的な提出については、上記の追加情報はPDFの添付ファイルとして提供しなければならない。
- (8) 報告義務のあるボイコット要求に関連する情報を含む記録（その要求が記載されている証拠資料のコピーを含む）は、その要求を受けてから5年間、受けた者により保管しなければならない。商務省は、これらの資料が商務省に提出されること、又はその期間内にいつでもこれらの資料にアクセスすることを要求できる。（詳細な記録保管要求事項についてはEAR § 762を参照してください。）

### (c) 情報の開示

- (1) 1976年10月7日以降に受けた要求の報告書は、報告書と一緒に提出された付属証拠資料と同様に、特定の独自に所有する情報を除いて、一般の閲覧及び複写のために利用できるようにされており、また今後とも利用できるようにされる。1978年8月1日以降に受けた要求の報告書に関しては、報告者が、報告書又は付属証拠資料のいずれかに含まれる物品、材料及び貯蔵品の数量、種類又は価額に関連する情報（関連技術資料及びその他の情報を含む）を開示することにより、報告書に係る米国人が競争上不利な立場に置かれることになることを証明する場合、商務長官が、上記の開示が関係する米国人を競争上不利な立場に置かないと裁定するか、その情報の開示を控えることが国家利益に反することになると商務長官が裁定しない限り、当該情報は一般に開示されない（ただし、本節の(c)(2)項で規定されているところにより報告者が付属証拠資料の一般閲覧用コピーを削除編集をしなかった場合はこの限りではない）。商務長官が上記の競争上不利な立場に関する裁定を行うことを考慮する場合、その独自に所有する情報が一般に開示される前に、適切な通知とコメントのための機会が与えられる。いかなる場合においても、報告者が報告書に含まれる情報の開示を控える要求は、本項で指定される場合を除いて、履行されない。
- (2) 報告書に添付される証拠資料のコピーは一般の閲覧及びコピーが利用できるようにされるので、一部のコピーはそのままの形で提出しなければならないが、もう一部のコピーは、報告者が報告書の中で、もし開示された場合、米国人を競争上不利な立場に置くことを証明したものと同一情報を削除するために、報告者により編集されなければならない。さらに、報告者は、このコピーから機密事項とみなされる情報及び報告書に含まれる必要のない情報（例えば、外国の荷受人に関連する情報）を削除することができる。このコピーには、“Public Inspection Copy (一般閲覧用コピー)”の文字が、目立つようにマークされねばならない。1979年7月1日以後に商務省により受理される報告書に添付した証拠資料に関して、本欄で規定されることにより報告者により適切に編集されたか否かに関らず、一般閲覧用コピーは、提出されたままの形で利用できるようにされる。
- (3) 一般に閲覧及びコピーが利用できる報告書及び添付証拠資料は以下の場所にある：  
BIS 情報公開記録閲覧施設、Room 4525, 商務省  
14th Street and Constitution Avenue, N.W., Washington, D.C. 20230  
そのような証拠資料の閲覧要求は、その施設に提出しなければならない。
- (4) 商務長官は、國務長官が商務長官と協議して、1979年改正の輸出管理法の§ 8(b)(2)における政策を遂行するために適切とみなす場合がある措置について、報告書に含まれる情報の要約を、國務長官に定期的に伝達する。

### 例示

以下の例示は、何が報告義務があるかについて判断する際のガイダンスを与えることを意図している。これらは例示であって、すべての場合を網羅するものではない。

- (i) 米国の製造業者Aは、ボイコット国Yに商品を出荷しており、Y国のボイコット局によりA社がブラックリストに掲載されていないことを証明するようY国より依頼されている。これはY国のボイコット要求事項に応諾することをA社に要求したものであるため、A社に対する要求は報告

義務がある。

- (ii) 米国の製造会社 A は、ボイコット国 Y からトラクターのオーダーを受けている。Y 国のオーダーには、トラクターのタイヤが他の米国企業 B により製造されることを指定している。さもなければ A 社は C 社（ブラックリスト掲載企業）により製造されたタイヤを使用したであろうし、Y 国がブラックリスト掲載企業により製造されたタイヤを搭載したトラクターの出荷を受け取らない理由で、Y 国がタイヤの供給者として B 社を指定していると、A 社は確信している。A 社は B 社がボイコットを理由に選択されたことを知り得る状況にあるため、A 社は B 社により製造されたタイヤについての Y 国の要求を報告しなければならない。
- (iii) (ii) と同様であるが、Y 国の要求がボイコットと関係がなく、B 社により製造されたタイヤに対する Y 国の好みを単に反映したものであることを A 社が知っている場合。これは、Y 国のボイコットに無関係なので、Y 国の要求についての報告義務はない。
- (iv) (ii) と同様であるが、Y 国が B 社を選択している理由を知らないし、知り得る状況にもない場合。A 社は、Y 国の要求が Y 国のボイコットに基づいていることを知らないし、知り得る状況にもないので、Y 国の要求についての報告義務はない。
- (v) 米国企業 B が管理する外国の子会社 A は、ボイコット国 Y の居住者である。A 社は、ゼネコンである。適格な下請業者のリストが A 社により提供されたあと、A 社の顧客がプロジェクトにおいて下請業者 C を用いることを A 社に指示している。A 社は、特に他のリストされた下請業者がブラックリストに掲載されている理由で、C 社が選ばれたと確信している。プロジェクトで C 社が使われることについての A 社の顧客より A 社への指示は、Y 国のボイコット要求に応じて要求されているので、報告義務がある。
- (vi) 米国企業 B が管理する外国の子会社 A は、非ボイコット国 P にある。A 社は、ボイコット国 Y から洗濯機のオーダーを受けている。Y 国は、ネガティブな原産地証明 [政治的敵対国等からの輸入品ではないことの証明] を輸送貨物に添付しなければならないことを A 社に指示している。洗濯機は米国の部分品を使わず、すべて P 国で作られている。Y 国の A 社に対するネガティブな原産地証明に関する指示は、それに関係する取引が米国通商の範囲にないので、報告義務はない。
- (vii) (vi) と同様であるが、A 社が Y 国のオーダーに応じるため米国から部分品を入手している場合。Y 国の A 社に対するネガティブな原産地証明に関する指示は、それに関係する取引が米国通商の範疇にあるので、報告義務がある。
- (viii) 米国の建設会社 A は、ボイコット国 Y において建設プロジェクトの頼んでもいない入札案内を郵便で受け取っている。その入札案内は、応札者に被ボイコット国 X に工場又は支店事務所を有していないことを保証することを要求している。A 社は応じていない。その要求は Y 国との又は Y 国における A 社の現在のビジネス又は予期されるビジネスには関連しないので、A 社が頼んでもいない入札案内を受け取っていることを報告する義務はない。
- (ix) (viii) と同様であるが、A 社が中央ボイコット局からボイコットアンケートを受取っている場合。A 社は、そこに含まれるボイコット国のいずれにおいてもビジネスを行っておらず、それらの国とビジネスを行う予定もない。A 社は応じていない。A 社のボイコットアンケートの受領は、ボイコット国との又はボイコット国における A 社の現在のビジネス又は予期されるビジネスには関連しないので、報告義務はない。
- (x) 米国の製造業者 A は、A 社の輸出を拡大する市場を捜している。A 社は、A 社の製品の市場としてボイコット国 Y の将来性を調査するために代表者を Y 国に送っている。A 社の代表者は、その出張で、その製品の商談をしているが契約は結んでいない。しかし、A 社は将来において販売が実現することを望んでいる。その後、A 社は Y 国からボイコットアンケートを受取っている。A 社のボイコットアンケートの受領は、その要求が A 社のボイコット国との又はボイコット国の中での予期されるビジネスに関連するので、報告義務がある。報告が必要か否かを判断する目的において、A 社がアンケートに応ずるかどうかが相違は生じないし、実際の販売契約が存在しないか、或いは実現しなくても相違は生じない。
- (xi) (x) と同様であるが、A 社の代表者がボイコット国 Y のバイヤーに A 社の製品を販売する契約を結んでいる場合。その後、A 社は Y 国からボイコットアンケートを受取っている。A 社のボイコットアンケートの受領は、それが A 社のボイコット国との又はボイコット国の中での現在のビジネスに関連するので、報告義務がある。報告が必要か否かを判断する目的において、A 社がアンケ

ートに应ずるかどうかで相違は生じない。

- (xii) 米国の運送業者 A は、ボイコット国 Y の輸入要件を収載している輸出者ガイドブックを 購入している。そのガイドブックには、米国の輸出業者は Y 国に商品を配送するために講じなければならない措置の説明が含まれている。A 社がガイドブックを入手していることは、誰からの要求も受けていないので、報告義務はない。
- (xiii) 米国の運送会社 A は、米国の輸出業者 B の要請によりボイコット国 Y に商品の輸送の手配をしている。B 社は A 社に、輸送貨物に添付する書類が Y 国の輸入要件に従っていることを確約する責任を引き受けることを要求している。A 社は輸出者ガイドブックを調べ、Y 国の輸入規則では商品の保険会社がブラックリストに記載されていない証明を要求していると判断し、米国の保険会社 C にその保証を要求している。B 社の A 社への要求は、A 社がその要求に応じる際に Y 国のボイコット要件に従うための措置をとる時点で、Y 国のボイコットへの応諾の要求になるので、A 社によって報告する義務がある。A 社の C 社への要求は、C 社によって報告する義務がある。
- (xiv) 米国の運送会社 A は、ボイコット国 Y に米国商品の輸送手配をしている。製造業者は、輸送貨物に添付するためのすべての必要書類を A 社に提供している。製造業者により提供されている書類の中に、製造業者自身がブラックリストに掲載されていないとする製造業者の証明書がある。A 社は、製造業者により提供されている書類を伝達している。製造業者から受け取った書類を単に伝達する中で A 社の行為は、A 社が Y 国のボイコットに応諾する何の要求も受けていないので、報告する義務はない。
- (xv) (xiv) と同様であるが、輸送貨物に必要な書類を添付することを、どのような書類であっても、保証する責任を引き受けるように A 社が米国の輸出業者 B より要求されている場合。B 社は A 社に、ネガティブな原産地証明を船荷証券に添付することを要求する信用状を転送している。A 社は、ポジティブな原産地証明書を提供している。信用状には Y 国のボイコットに A 社と B の双方が応諾する要求が含まれているので、A 社と B 社の双方は信用状の受領について報告しなければならない。
- (xvi) (xiv) と同様であるが、その製造業者が要求されているネガティブな原産地証明を提供せず、その結果、A 社が Y 国の領事館の担当官より証明書が提供されよう取り計らうことを要求されている場合。A 社は、ポジティブな原産地証明書を提供している。A 社はネガティブな原産地証明を提供することにより Y 国のボイコット要求に応諾することを要求されたので、領事館の担当官の A 社への要求は A 社により報告する義務がある。
- (xvii) 米国の製造業者 A は、ボイコット国 Y に商品を出荷している。運送会社 B に対して、輸送貨物の取扱い及びすべての必要な出荷証明の確保について取り決めがされている。B 社は、その信用状では製造業者がネガティブな原産地証明を提供することを要求していることに注目し、B 社は A 社にそうするように要求している。A 社は、ポジティブな原産地証明を提供している。A 社は、ネガティブな証明を提供することにより Y 国のボイコット要求に応諾することを要求されているので、B 社の A 社への要求は、A 社によって報告する義務がある。
- (xviii) 米国企業 B が管理する外国の子会社 A は、ボイコット国 Y の居住者である。A 社は、Y 国での石油探査と掘削事業に従事している。米国から出荷される掘削設備のオーダーを出す際に、A 社は、Y 国の法律に従って、ブラックリストに掲載されていない当該設備の供給者のみを選んでいる。A 社のブラックリストに掲載されていない供給者を選ぶ行為は、A 社はこれらの選択をする際に Y 国のボイコットに応諾する要求を受けていなかったため、報告する義務はない。
- (xix) 米国企業 B が管理する外国の子会社 A は、ボイコット国 Y でビジネスを遂行する許可を求めている。そのような許可が与えられる前に、A 社は Y 国のボイコット法を順守する協定書に署名することを要求されている。A 社へのこの要請は、Y 国のボイコット法への順守を明白に要求する要請であり、A 社が予期する Y 国でのビジネスに関連して受けているので、報告する義務がある。
- (xx) 米国銀行 A は、ボイコット国 Y にある企業より、米国企業 B に支払われるべき信用状を確認することを要求されている。その信用状は、提供される商品が Y 国によりブラックリストに掲載されている企業によって生産されていないことの証明を要求している。銀行 A は B 社にその証明の条件を含む信用状を通知し、B 社にそのコピーを送っている。銀行 A と B 社の双方が Y 国のボイコットに応諾することを要求されているので、B 社は信用状に含まれている証明要求について報告しなければならない。さらに銀行 A はボイコット条件が含まれている信用状確認の要求について

報告しなければならない。

- (xxi) (xx)と同様であるが、商品がY国に配送される前に、被ボイコット国Xの港に寄港する船舶で輸送されないことの証明について、信用状が受益者に要求している場合。その要求は、ボイコットに関係しない目的でも共通して使用されると本節でみなされる種類の要求であるので、報告する義務はない。
- (xxii) 米国企業Aは、ボイコット国Yから、Y国に掲載された銀行が信用状を買い取ることは決して許可されないことが記載された信用状を受け取っている。A社による信用状の受領は、Y国のボイコット要件に応諾するA社への要求が含まれているので、報告する義務がある。
- (xxiii) 米国銀行Aは、米国企業BからB社のボイコット国Yへの商品の輸出に関連した送金小切手を受け取っている。その小切手には、被ボイコット国Xを除くすべての国で有効である指示が含まれている。銀行Aの送金小切手の受領は、Y国のボイコット要件に応諾する銀行Aへの要求が含まれているので、報告する義務がある。
- (xxiv) 米国の輸出業者Aは、ボイコット国Yからオーダーを受けている。そのオーダーにはA社の商品、インボイス、及び包装に、六芒星[ユダヤ教の表象]又は被ボイコット国Xの他のシンボルをつけてはならない文字がある。A社のそのオーダーの受領は、Y国のボイコット要件に応諾する要求が含まれているので、報告する義務がある。
- (xxv) (xxiv)と同様であるが、オーダーに、輸出された商品が被ボイコット国Xへの戦争賠償金の一部の代わりにしてはならない記載が、含まれている場合。A社のそのオーダーの受領は、Y国のボイコット要件に応諾するA社への要求が含まれているので、報告する義務がある。
- (xxvi) 米国の請負会社Aは、ボイコット国YとY国に学校を建設する交渉をしている。交渉の過程において、Y国は建設契約の条件の一つとして、A社が被ボイコット国Xで生産された資材を輸入しないことに合意することを提案している。そのような契約条項に合意しないことがA社の企業方針であり、A社は、その代案としてすべての必要な資材を米国の供給者から入手することにY国が合意する提案をしている。Y国はA社の提案に同意し、契約書が締結されている。A社は報告義務のある要請を受けていたが、報告でいうところにおいては、契約書が締結される時に、要求が受け取られたとみなされる。
- (xxvii) (xxvi)と同様であるが、Y国がA社が提示した代替条項を受理せず、交渉が打ち切られる場合。A社のY国の要求を受けたことは、報告義務がある。報告でいうところにおいて、A社が交渉に成功しなかったことで相違は生じない。交渉が打ち切られた時点で、要求が受け取られたとみなされる。その取引は、A社がY国によりブラックリストに掲載されていないことを証明するよう要求する信用状により資金が調達されている。運送会社Bは、信用状の要件を満たすために、証明書を提出するようA社に要求している。A社への要求は、Y国のボイコット要求事項に応諾することを要求しているので、A社により報告する義務がある。
- (xxix) 米国の製造業者Aは、時々、ボイコット国Yにある企業Bに掘削装置の供給に従事している。B社は、所有権が供給者からB社に移転した後でも、供給者が供給した商品が、いかなる理由であってもY国への通関を拒否された場合、供給者が損失リスクを負い、B社に保障することを規定する契約書に供給者が署名することを強要している。A社は、この契約書の条項はY国のボイコット理由でB社により要求されているものであり、B社は1977年以降この条項を用いてきたことを知っているか、知り得る状況にある。A社は、そのような条項を含むオーダーをB社から受けている。この条項が1978年1月18日以前にB社により用いられていた場合、B社の要求はこれらの規則により報告義務がないとみなされるので、B社の要求は、A社によって報告する義務はない。
- (xxx) (xxix)と同様であるが、B社がいつその条項を使い始めたかをA社が知らない場合。A社が1978年1月18日以前においてB社がその条件を導入していたという情報をB社から受けていない限り、A社はその要求を受けたことを報告しなければならない。
- (xxxii) 米国市民Aは、米国の製造会社Bの発送係員である。Aの勤務中に、Aはボイコット国Yから商品のオーダーを受けている。そのオーダーには、その商品のどの部分品も、ブラックリスト掲載企業より供給されないことが指定されている。B社は、B社の従業員Aであって、Aの勤務範囲内で職務を果たしている者が受けた要求を報告しなければならない。たとえAが米国人であっても、そのような個人は、B社の従業員としての彼の立場で彼が受けた要求を報告すべき別個の義



務を有しない。

- (xxxii) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y との取引交渉を行なっている。交渉の結果、A は、Y 国より特定のボイコット関連情報の提供を要求されることになり、かつ、当該要求は報告の義務があることを承知している。考えに考えた末、その要求に先んじて、それによって報告を提出する義務を回避するために、A はあらかじめその情報を提供している。A は報告義務のある要求を受け取ったとみなされる。
- (xxxiii) 米国企業 B が管理する外国の子会社 A は、ボイコット国 Y からコンピュータのオーダーを受けており、そのオーダーに応じるため米国から部分品を入手している。Y 国は A 社に対し、ネガティブな原産地証明書を船荷に添付しなければならないことを指示している。Y 国の A 社へのネガティブな原産地証明書に関する指示は、A 社により報告する義務がある。さらに、A 社は、A 社に代わって報告することを B 社又はその他の者に指名することができる。しかし、依然として A 社は、報告の不履行、又は A 社に代わって行われた説明に対して責任がある。
- (xxxiv) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y に商品を輸出する際に、Y 国の顧客から、船荷証券に船舶が Y 国の港に入港が許可されていることを記載する要求を受けている。その要求には、さらに、船舶の所有者又は船長からの同じ趣旨の証明書であっても受諾されることが記載されている。Y 国の顧客から A が受けている要求は、これらの規則により報告する義務がないとみなされる種類の要求であるので、報告する義務はない。
- (それがボイコット理由で要求されていることを A 社が知っているか知り得る状況にある場合、A 社は船荷証券に、自身でそのような記述をすることができない。)
- (xxxv) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y に商品を輸出する際に、Y 国の顧客から、船舶が Y 国の港に入港することが許可されていることの船舶の所有者からの証明を提供する要求を受けている。Y 国の顧客から A が受けている要求は、これらの規則により報告する義務がないとみなされる種類の要求であるので、報告する義務はない。
- (xxxvi) 米国の輸出業者 A は、ボイコット国 Y に商品を輸出する際に、Y 国の顧客から、保険会社が Y 国で正式に認可された代理店を有していることを示し、その代理店の名称を与える、保険会社からの証明を提供する要求を受けている。Y 国の顧客から A が受けている要求は、これらの規則により報告する義務がないとみなされる種類の要求であるので、これらの規則の施行日以降に受けた場合、報告する義務はない。

## § 760 付則 1 解釈

一部の米国人が出荷及び保険の証明並びに原産地証明書に関して新たなボイコット国の要求への応諾を求められていること或いは求められる可能性があることが、商務省の目に留まるようになってきた。また、一部の米国人が特定の外国政府又は外国政府当局者との契約に関する新たな契約条項への合意を求められていること或いは求められる可能性があることも、商務省の目に留まるようになってきた。1979年改正の輸出管理法(50 U.S.C. app. 2407)の§ 8及びEAR § 760に関するそのガイダンスを最大限に活用するために、商務省はこれらの証明及び契約条項に対する商務省の見解を本項をもって説明する。<sup>1</sup>

## I 証明書

本章の§ 760.2(d)は、米国人が次の情報を提供すること、又は提供することを承知の上で同意することを禁じている：

“米国人又は他の者の過去、現在又は予期される以下のビジネス関係に関する情報：

- (i) 被ボイコット国との若しくはその国でのビジネス関係；
- (ii) 被ボイコット国の法律のもとに組織された事業会社とのビジネス関係；
- (iii) 被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係；又は
- (iv) ボイコット国との若しくはその国でのビジネス関係を持つことが制限されることを知っている若しくは考えている他の者とのビジネス関係。”

この禁止事項は、§ 760の他のすべての禁止事項と同様に、米国の州際通商又は外国貿易における米国人の行為に関してのみ適用され、かつ、そのような行為が受容できない外国のボイコットに応諾したり、助長したり、支援する意図で企てられた場合にのみ適用される。(本章の§ 760.2(d)(5))

この禁止事項は、商売の関係における通常のビジネス情報の提供には適用されない。(本章の§ 760.2(d)(3))。商売の関係において提供される通常のビジネス情報は、その情報を求める当事者が、単にボイコット国又はその国民若しくは居住者である可能性があるからといって、止めることはない。その情報が合法的なビジネス上の目的のために、通常求められる種類のもの(例えば、財務適合性、技術能力、又は職務経験を判断する情報)である場合、たとえその情報がボイコットの目的で用いられる可能性があるか、その情報を提供する者が知らずにボイコットの目的に用いられることを意図している場合であっても、その情報を提供することができる。(本章の§ 760.2(d)(4))。

新たな証明書要求事項及びそれに対する§ 760の適用要領についての商務省の解釈は、次に掲げる通りである：

## A. 原産地証明

原産地証明は、供給者又は輸出企業により発行され輸出国により認証されるもので、ボイコット国に輸出される商品が純然たる固有の原産地のものであることを証明し、製造工場又は製造会社の名称を記載したものである。原産地証明書に記載された商品が、もっぱら、証明書に示された原産国単独の生産品でない限り、原産地証明書に、供給者／製造者名を示し、以下の内容を明らかにする申告書を添付しなければならない：

“末尾に署名をした\_\_\_\_\_は、添付の原産地証明書に記載された商品の特定の部品又は部分品は、下記に詳細に示す1か国以上の国(ここで指定される国を除く)の生産品であることを、上記に示す供給者／製造者に代わって、ここに言明する：

原産国及び輸送貨物全体に対する部品又は部分品の価額のパーセンテージ

1. \_\_\_\_\_.
2. \_\_\_\_\_.
3. \_\_\_\_\_.

Dated: \_\_\_\_\_.

Signature \_\_\_\_\_.

本職の前で宣誓証言が行われた、\_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 20 \_\_. 公証人印章”

[1] 商務省は、当初、1979年制定の輸出管理改正法(公法95-52)及び1978年1月25日に公布され(15 CFR 369)、15 CFRの1979年1月1日付の改正版に収載された制限的取引慣行及びボイコットに対する規則(15 CFR 369)に基づき、この解釈を発行した。

### 解釈

ポジティブな原産地証明（一例として、上記に述べられた証明書）を提供することは、ボイコット国の輸入及び船荷書類の要求事項への応諾に関する本章の § 760.3(c)にある除外事項に含まれるとするのが商務省の見解である。本章の § 760.3(c) 及びその条項における例示 (i) と (ii) を参照してください。

### B. 船積証明書

証明書には、以下を記載した船荷証券を添付しなければならない：

- (1) 船舶の名前；
- (2) 船舶の国籍；並びに
- (3) 船舶の所有者、及び宣言：

“末尾に署名をした本職は、上記に示す船舶が被ボイコット国で登録されていないこと、又は被ボイコット国の国民若しくは居住者により所有されていないこと、さらに、そのボイコット国の仕向地への途上で被ボイコット国の港に寄港又は通過しないことを、上述の船舶の所有者、船長又は代理店に代わって、ここに宣言する。

“さらに、末尾に署名をした本職は、それ以外の場合では、上述の船舶は、ボイコット国の法律及び規則に従って、ボイコット国の港に入港することが適格であることを宣言する。

本職の前で宣誓証言が行われた、\_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 20 \_\_. 公証人印章”

### 解釈

下記の事項が記載された証明書（一例として、上記に述べられた証明書）を提供することは、ボイコット国の輸入及び船荷書類の要求事項への応諾に関する本章の § 760.3(c)にある除外事項に含まれるとするのが、商務省の見解である：

- (1) 船舶名、(2) 船舶の国籍、並びに (3) 船舶の所有者及びその船舶が以下であることの更なる言明：
  - (a) 船舶が被ボイコット国で登録されていないこと、(b) 船舶が被ボイコット国の国民又は居住者により所有されていないこと、及び(c) 船舶がボイコット国の仕向地への途上で被ボイコット国の港に入港又は通過しないこと。

§ 760.3(c) 並びにその条項における例示 (vii), (viii) 及び (ix) を参照してください。

船舶の所有者、用船主又は船長が、その船舶は、ボイコット国の法律及び規則に従って“適格であること”若しくはボイコット国の港に入港することが“別途適格であること”を証明できることも商務省の見解である。その者自身の適格性に関するそのような言明を提供することは、この § 760 におけるどの禁止事項にも違反しない。§ 760.2(f)、例示 (xiv) を参照してください。他方、ボイコットが実施されている場合、船舶が“適格であること”若しくはボイコット国の港に入港することが“別途適格であること”の言明は、当該船舶がブラックリストに掲載されていないこと、さもなければボイコット国とのビジネス関係を持つことを制限されていないことの情報に必然的に示唆するものである。§ 760.3(c)、例示 (vi), (xi), 及び (xii) を参照してください。

船舶の所有者、用船主又は船長以外の者がそのような声明を提供する場合、その者がブラックリスト掲載者とビジネスをしていないこと若しくはブラックリストに掲載されていない者とのみビジネスをしていることの声明を、その者が提供することに等しい。従って、船舶の所有者、用船主又は船長以外のいずれかの者により当該証明書（通例の国際商慣行を反映していない証明）を提供することは、その証明書がボイコットを理由に要求されたものでないことが、すべての事実と状況により明らかにされない限り、§ 760.2(d) で示される禁止事項の範囲に該当するというのが商務省の見解である。§ 760.2(d) (3) 及び (4) を参照してください。

本章の付則 5 のパート A、“容認される情報提供”についても参照してください。

### C. 保険の証明

保険証券に下記の事項を記載した証明書を添付しなければならない：

- (1) 保険会社名；

(2) その本社の所在地；並びに

(3) その法人組織の国及び以下の言明：

“末尾に署名をした\_\_\_\_\_ は、上記に示す保険会社が、ボイコット国において正式な資格があり指名された、下記に名前と住所を記載した代理人／代表者を有していることを、当該保険会社の代わりに、ここに証明する：

ボイコット国における代理人／代表者の名前及び住所。

本職の前で宣誓証言が行われた、\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 20 \_\_\_\_. 公証人印章”

## 解釈

保険会社名を提供することは、ボイコット国の輸入及び船荷書類の要求事項への応諾に関する § 760.3(c)にある除外条項に含まれるとするのが商務省の見解である。§ 760.3(c)(1)(v)並びにその条項の例示(v)及び(x)を参照してください。

更に、保険会社の本社の所在地及びその法人組織の国を記載した証明書（一例として、上記に述べられた証明書）を提供することは、その証明書を提出する米国人が、当該保険会社が被ボイコット国に本拠を置かず法人化もされていないことを判断するためにその情報が求められていることを知っているか、知り得る状況にない限り、この § 760 における禁止事項に違反しない。§ 760.2(d)(1)(i)を参照してください。

保険会社自身は、ボイコット国において正式な資格があり指名された代理人又は代表者を有していることを証明することができ、その代理人又は代表者の名前及び所在地を提供することができることも商務省の見解である。自分自身のステータスに関係するような言明を提供することは、この § 760 における禁止事項に違反しない。§ 760.2(f)の例示(xiv)を参照してください。

他方、ボイコットが実施されている場合、保険会社がボイコット国において“正式な資格があり指名された代理人又は代表者を有していること”を開示することは、保険会社がブラックリストに掲載されていないこと、さもなければボイコット国とのビジネス関係を持つことを制限されていないことの情報に必然的に示唆するものである。§ 760.3(c)、例示(v)を参照してください。

従って、保険会社以外のいずれかの者により当該証明書を提出することは、その証明書がボイコットを理由に要求されたものでないことが、すべての事実と状況により明らかにされない限り、§ 760.2(d)で示される禁止事項の範囲に該当するというのが商務省の見解である。§ 760.2(d)(3)及び(4)を参照してください。

## II. 契約条項

新規の契約の要求事項及びこれに対する § 760 の適用要領についての商務省の解釈は、次に掲げる通りである：

### A. ボイコット国の輸入法に関する契約条項

“この契約書の履行に関連して、契約者／供給者は、ボイコット国の輸入及び通関手続きの法律及び規則が、あらゆる製品及びその部分品のボイコット国への提供及び出荷に適用されなければならないことを認知している。契約者／供給者は、ボイコット国の上記の輸入及び通関手続きの法律及び規則が、とりわけ、次に掲げる製品及びその部分品のボイコット国への輸入を禁止していることについて明確に認知している：

- (1) 被ボイコット国を原産地とするもの；
- (2) 被ボイコット国の法律のもとに組織された企業により製造、生産又は提供されているもの；及び
- (3) 被ボイコット国の国民又は居住者により製造、生産又は提供されているもの。

## 解釈

ボイコット国の輸入及び通関手続きの要求事項が契約書の履行に適用されなければならないとする合意（一例として、上記の最初の文に述べられている合意）は、それ自体では、この § 760 における禁止事項に違反しないとするのが商務省の見解である。§ 760.2(a)(5)及び“ビジネス遂行の拒絶と拒絶合意の例示”の例示(iii)を参照してください。

また、ボイコット国の輸入及び通関手続きの要求事項に全般的に従う合意は、それ自体では、この § 760 における禁止事項に違反しないとするのが商務省の見解である。§ 760.2(a)(5)及び“ビジネス遂

行の拒絶と拒絶合意の例示”の例示(iv)及び(v)を参照してください。

更に、次のいずれかに該当する製品又は部分品の輸入を禁止するボイコット国の輸入及び通関手続きの要求事項に応諾することへの合意（一例として、上記の2番目の文に述べられている合意）は、ボイコット国の輸入要求事項への応諾に関する § 760.3(a)にある除外条項に含まれるとするのが商務省の見解である：

- (1) 被ボイコット国を原産地とするもの；
- (2) 被ボイコット国の法律のもとに組織された企業により製造、生産若しくは提供されているもの；又は
- (3) 被ボイコット国の国民若しくは居住者により製造、生産若しくは提供されているもの。

§ 760.3(a)及びその条項における例示(ii)を参照してください。

商務省は、たとえ、その証明書がボイコット国の輸入及び船積書類の要求事項に応じて提出される場合でも、米国人が商品又はその部分品の原産地に関するネガティブな原産地証明を提供してはならないことを忠告する。§ 760.3(c)及びその条項における例示(i)と(ii)、並びに § 760.3(a)とその条項における例示(ii)を参照してください。

#### B. 一方的でかつ具体的な選択に関する契約条項

“ボイコット国政府（又は第一当事者）は、その独占的な権力において、ボイコット国の中で行われる指名された輸送業者、保険会社若しくは役務の提供者について、又はこの契約書の条件及び制約に従って供給される特定の商品について一方的でかつ具体的な最終選択を行う権利を保持している。”

#### 解釈

合意（一例として、上記に述べられた合意）は、一方的な選択への応諾に関する本章の § 760.3(d)にある除外条項に含まれるとするのが商務省の見解である。しかし、米国人が、引き続いて個々の選択に応諾すること又は応諾することに合意することができるか否かは、その選択が一方的な選択への応諾に関する本章の § 760.3(d)にあるすべての要求事項に合致するか否かによって決まることを商務省は忠告する。例えば、個々の選択は一方的でかつ具体的でなければならず、個々の商品はボイコット国への通関時点で、その供給者又は原産国に関して明確に識別できなければならず、さらに、本章の § 760.3(d)にある他のすべての要求事項を順守しなければならない。

## § 760 付則 2 解釈

商務省は、ボイコット国の要求に応諾して特定の船積証明書及び保険証明書を提供することが、1979年改正の輸出管理法 (50 U.S.C. app. 2407) の § 8 及び EAR § 760.2 の条項に違反するか否かの見解 **1** を、ここにおいて次の通り示す：

- (i) “船舶の所有者、用船主又は船長は、船舶がボイコット国の法律及び規則に従って、ボイコット国の港に入港することが“適格であること”若しくは“別途適格であること”を証明することができる；”
- (ii) “保険会社自身は、ボイコット国において正式な資格があり指名された代理人又は代表者を有していることを証明し、その代理人又は代表者の名前及び所在地を提供することができる。

次に掲げる以外の者がそのような証明書を提供することは、“これらの証明がボイコットを理由に要求されたものでないことが、すべての事実及び状況により明らかにされない限り”、本章の § 760.2(d) で示される禁止事項の範囲内に該当する。本章の § 760.2(d) (3) 及び (4) を参照してください：

- (i) 船舶の所有者、用船主若しくは船長、又は
- (ii) 保険会社。

商務省は、次の理由により船積証明書及び保険証明書がサウジアラビアより要求されるとの説明をサウジアラビアから受けている：

- (i) サウジアラビアの法律又は規則において、サウジアラビアの港への船舶の入港を禁じている海運上の事項（たとえば、船舶使用年数、船舶の状態及び同様の事柄）に関係する適用制限がないことを表明しているため；並びに
- (ii) サウジアラビアの輸入者による保険会社との取引を容易にするため（保険をかけられた商品に損害が発生した場合、迅速な支払いを確保できる当該輸入者の能力が、サウジアラビアの保険会社の資格のある代理人又は代表者の不在により不利に作用する可能性がある場合に限り）。

商務省の判断において、この説明は、その証明書がボイコットを理由にサウジアラビアより要求されていないことを示す十分な事実及び状況になる。この説明に基づいて、米国人は本章の § 760.2(d) に違反することなしにサウジアラビアより要求されたこのような船積証明書及び保険証明書を提供できるとするのが商務省の見解である。さらに、これらの状況において、サウジアラビアからのそのような船積証明書及び保険証明書の要求を受けたことについて報告する義務はない。また、その者自身の適格性に属するそのような証明書を提供することは、§ 760 における禁止事項の違反とはならないとするのが商務省の見解である。本章の § 760.2(f) の例示 (xiv) を参照してください。

しかし、サウジアラビアの説明により示されるところにおいて、通常の商売上の理由で証明書が要求されることを明確に示す事実及び状況がない場合、他の者の適格性又はブラックリストの状態についての証明を提供することは、本章の § 760.2(d) で示される禁止事項に該当し、さらにそのような証明の要求を受けたことについては報告の義務がある。また、米国人が自己証明のために輸出者の商品の保険会社又は輸送会社に要求する場合、そのような要求は本章における禁止事項に違反しないとするのが商務省の見解であることに変わりはない。しかし、米国人が、自己証明のために輸出者の商品の保険会社又は輸送会社以外の者に要求する場合、当該要求は、商務省により、そのような自己証明を提供できない或いは提供することのない者とビジネスを遂行することの要求者の拒絶の証拠とみなされる。

例えば、輸出者（信用状の受益者）が、当該輸出者の部分品の供給者に自己証明を要求する場合、当該要求は、これらの部分品供給者であって、そのような自己証明を提供できない或いは提供することのない者とビジネスを遂行することを、当該輸出者が拒絶した証拠とみなされる。

自己証明が許される事実にもかかわらず、そのような自己証明を提供するすべての米国人（保険会社及び輸送業者を含む）の行為は、当該者が禁止されている行為を取っていないか、或いはそのような証明を提供することを可能とするために禁止されている合意を結んでいないかを確定するために綿密に精査されることを重要視するよう商務省は望んでいる。

**[1]** 商務省は、当初、1977年制定の輸出管理改正法（公法 95-52）及び1978年1月25日に交付され（43 FR 3508）、15 CFR の1979年1月1日付の改正版に収載された制限的取引慣行及びボイコット法（15 CFR 369）に基づき、1978年4月21日にこの解釈を交付した。

## § 760 付則 3 解釈

イスラエルとエジプトの平和条約の Annex II 第 2 条に従って、イスラエルのアラブ経済ボイコットへのエジプトの参加は、1980 年 1 月 25 日に正式に終結された。この措置に基づいて、暗にボイコットに関与したとみなされた情報、行為又は合意に対する特定の要求は、今やボイコットに関与したとはみなすことができず、従って、本規則において禁止されず、報告の義務がないというのが商務省の見解である。例えば、輸出者が、その商品を輸送する船舶のエジプトアラブ共和国の港への入港が適格であることを証明する要求は、エジプトがイスラエルに対してボイコットを実施していたため（1978 年 4 月 21 日の 43 FR 16969、又は 15 CFR の 1979 年 1 月 1 日付の改正版参照）、輸出者が応諾してはならないボイコット関連の要求とみなされている。そのような要求は、1980 年 1 月 25 日以降において、証明についての根底にあるボイコット要求事項／根拠が取り除かれたので、ボイコットに関連しているとはみなされない。同様に米国企業は、当該企業がエジプトに赴任させようとしている従業員の出生地を提供することについて、エジプト政府担当官より受けた要求に応諾することは、その要求がボイコットに関連したとの推定を生じさせる根底となるボイコット法又は政策がないため、禁止されない。

文面にボイコットに関連した要求、若しくは、受容できない外国のボイコットに明らかに助長したり支援する行為に対する要求は、原産国に関係なく、当該規則の対象であることを米国人に念のために申し上げる。例えば、“ブラックリスト掲載企業”、“イスラエルのボイコットリスト”、“非イスラエルの商品”又はボイコットの意図を示すフレーズ若しくは言葉への言及を含む要求は、商務省の反ボイコット規則の当該条項の対象になる。

## § 760 付則 4 解釈

輸出貨物に米国原産のスペアパーツが含まれている場合、反ボイコット規則（15 CFR part 760）の中の米国通商の定義が、その外国製商品の輸出にどのように適用されるかの質問が生じた。特に、外国製商品の輸出が米国通商の定義の範囲外に該当する場合、米国原産のスペアパーツを含むことが、全体の取引を米国通商の範疇にもたらし得るのであるか？

§ 760.1(d)(12)では、事実上支配下にある外国の子会社から輸出された米国原産の商品が米国通商の範囲外である場合を確定するための一般的なガイドラインを規定している。その条項の2つの主要な基準は、“(i) 商品が米国外に所在する者からの明確な注文或いは米国外に所在する者との取引に関係なく取得されたもの；及び(ii) 商品がさらに異なる製品に製造、組込み、精製若しくは再加工されたもの”であったかである。スペアパーツに対するこれら2つの基準の適用は、米国通商の質問に決定的に答えるものでないため、商務省はこの説明を提示している。

商務省宛てにもたらされた事案において、外国原産の商品のオーダーが、米国企業が事実上支配下にある外国の子会社に出された。その外国製商品には米国及び他の国で製造された部分品を含んでいた、そして、そのオーダーには、別に、その品目を顧客が修理することを可能にするために、米国で製造された部分品（スペアパーツ）の要求を含んでいた。外国で製造された製品と米国のスペアパーツの双方は、外国の子会社の通常の在庫から輸出されることになっていた。そのスペアパーツは、彼ら自身により輸出されている場合、その条件がこの規則で明確にされることにより米国通商の範囲内にあるので、質問は、それらに外国で製造された品目を含むことが全体の輸出を米国通商の範囲内にもたらし得るかであった。商務省は、それはそうではないと裁定し、次に掲げる特別なガイダンスを提示している。

上記で用いられる通り、用語“スペアパーツ”は、製品の迅速な修理を確実にするのに必要な場合に、製品とともに通常で通例の量と種類においてオーダーされ、手元で保有するための部品をいう。基本的な運転又は設計特性（例えば、精度、性能又は生産性）を改善したり変更させる部品、部分品又は附属品は、この定義におけるスペアパーツにはあたらない。製品の輸出に米国原産のスペアパーツを含むこと（それを別にすれば米国通商外にある）は、次の条件が満たされる場合、その取引を米国通商の範疇にもたらし得ない：

- (I) 輸出貨物に含まれる部品が、事実上支配下にある外国の子会社により、米国外に所在する者からの明確なオーダー又はその者との取引に関係なく、米国から入手されたものであること；
- (II) その部品が、対応する米国原産の部品（完成品に製造されるか、組込まれるか若しくは再処理されるもの）と同一のものであること；
- (III) その部品が、当該製品の迅速な修理を確実にするために、完成品とともに通常で通例の量と種類においてオーダーされ、企業又はその企業が一部をなす業界により手元で保有されること；並びに
- (IV) その部品が、完成品と同じオーダーに包含され、元もとの製品と一緒に、或いは元もとの製品と同じ時期に輸出されること。

上記の条件の各々に合致しない限り、外国で製造又は組立てられた製品ののためのオーダーに米国原産のスペアパーツを含むことは、§ 760 でいうところにおいて、全体の取引を米国の州際通商又は外国貿易の範囲にもたらし得ることを、商務省は重要視している。



## A. 許容される情報提供

以下に概説する情報については、ボイコット国又はその他の国からのボイコットに関連した要求に応じて提供することができる。この情報は、商務省の見解では、この規則によって禁止されていない。従って、個人又は法人は以下の言明を行うことができるために、除外条項のいずれかのもとで、認可を受ける必要はない。しかし、そのような言明は、指示された者によって、かつ、記述された状況においてのみ行うことができる。これらの言明は、異なる種類の言明が許容されるかを判断するために、逸脱する論点或いは類推する論点で用いてはならない。これらの言明が、本規則の反ボイコット条項に含まれる禁止事項に反していないとする商務省の見解は、以下で示されている特定の文脈の中にある特定の言明に限定される。

1. 米国人は、いつでも自身の名前、住所、法人の設立場所（“国籍”）及び業種について提供することができる。
2. 米国人は、それがブラックリストにないこと、又はボイコット国で事業を行うことを制限されていないことについて言明することができる。企業は、その子会社又は系列会社について言明することができない—自身についてのみ言明することができる。米国人は、自身がブラックリストにあげられた根拠がないことを発表してはならない。その言明を行うことは、提供してはならない情報を直接又は暗に提供することになる。米国人は、自身がブラックリスト上にあることを知っている場合、ブラックリストに上げられている根拠について尋ねることができる（本章の § 760. 2(d) の例示 (xv) を参照してください）。
3. 米国人は、ボイコット国との自社の過去の取引について詳細に記述することができ；自社の商標がどのボイコット国で登録されているかについて述べることができ；さらに事業を行うことをどのボイコット国で登録又は資格を与えられているかについて明記することができる。一般的に、米国人は、ボイコット国との商取引を願っている種類と範囲についての情報を提供することは自由である。
4. 米国人は、多くの米国企業又は個人が類似した名前を持っていること、そして、類似した名称の事業者と混同される可能性があると考えていることを言明することができる。米国人は、そのような類似した名称の事業者との提携又は関係を持っているか持っていないかを言明してはならない。
5. 米国人は、要求された情報が米国において公共の記録の事柄であることについて述べるができる。しかし、当該者は、質問者に、その情報の所在を教えるはならないし、その米国人はそのような情報を提供したり、提供させたりしてはならない。

## B. 外国支店を設立するための現地の法律順守の除外条項の適用可否

§ 760. 3(g)（現地の法律順守の除外条項）は、ボイコット国の真正な居住者である米国人が、現地の法律を順守するために特定の限定された行為（ただし、それ以外の場合では禁止されている行為）を行うことを要求された場合、その行為をとることが容認される。これらの行為の中には、非差別的な情報の提供がある。“真正な定住者の例示”における例示 (iv) から (vi) は、ボイコット国内で真正な定住者になることを求めている企業は、定住者の資格を得るために現地の法律により要求される情報を提供する限られた目的で、その除外条項を利用できることを示している。この除外条項が厳密に、いつ、どのように適用できるかが、数多くの問合せの対象となっていた。非居住者の企業が真正な居住者になろうとする限られた目的のために、それ以外の場合では禁止されている情報を提供することが容認されるためには、以下の条件を満たさなければならないとするのが商務省の見解である：

1. 企業は、ボイコット国で支店又はその他の常駐の事業を確立することを求める正当な事業上の根拠を有していなければならない。（ブラックリストからの除去は、そのような根拠にならない。）
2. 企業が設立しようとしている現地の事業は、現地の法律又は慣例がかなり異なるやり方を指示していない限り、その企業が世界のその他の地域で操業しているのと種類及び運用において、同等か類似のものでなければならない。
3. 情報を提供するためにボイコット国を訪問する者は、通常、外国の事業の創設と登録を含む責任を持つ役員でなければならない（すなわち、取締役会長が外国での登録を指揮するためにある国に通例的に入国している企業の役員でない限り、取締役会長はボイコットの質問に答えるために着陸させることはできない。）

4. 提供される情報は、通常、外国支店を設立している者に知られていなければならない。明らかに、設立時点では、外国支店は、それ自身が知っている情報はない。むしろ、情報は、責任者が彼自身の知識として持っているもの、或いはその登録及び設立の過程で付随し必要なものとして彼自身で持つことになるものである。一般に、そのような情報には、被ボイコット国の企業との契約のコピーのようなもの、或いはブラックリストに掲載された企業とのその者の取引に関する詳細な情報は含まないであろう。
5. この除外条項に承諾する中で作成される書類は、必ずしもボイコット国の国内で立案されたり、作成される必要はない。提供することができる種類の情報、及びそれを提供することができる者に対する制限は、その書類が作成され或いは署名された場所に関係なく適用される。

## § 760 付則 6 解釈

反ボイコット規則では、ボイコット国の特定の禁止された要求及び要件に応諾することについて、これらの条件がどのように記述されているかに関係なく、故意に合意することを禁止している。同様に、報告規則で、ボイコットに関連した“教唆、指令、表示若しくは指示であって、情報を要求するもの又は米国人が特定の行為を取ることを若しくは取ることを拒絶することを要求するもの”について報告することを要求している。指令若しくは指示の形での特定の要求が反ボイコット規則のもとに如何に調べられるかについてしばしば質問が生じたことがあり、これらの条件のうち3つがその法律のもとに如何に扱われるかの書面による解釈を提示することが、この規則に明快さを加えるであろうと考えている。質問の中の条件は、しばしば信用状に見かけるが、購入指示書又はその他の出荷若しくは販売書類にも見られる場合がある。これらは、多数の人によって商務省の目に留まるようになった。その条件は以下のものである或いは以下のものに類似している：

- (1) 被ボイコット国原産の商品は禁止されている；
- (2) 商品、包装又はケースに六芒星[ユダヤ教の表象]を用いてはならない；
- (3) 商品又は包装のいずれにもボイコット国で禁止されているシンボルをつけてはならない。

(a) 禁止されている被ボイコット国原産の商品

この条件は、クウェートからの信用状でごく一般的なもので、時々、入札案内状、契約書、又はその他の取引書類にも見かける場合がある。それは、禁止されているが、本規則の除外条項により容認されている条件又は要求への応諾を課している（§ 760.2(a)及び§ 760.3(a)を参照してください）。要求により何らかのボイコットに関連する行為をとること、或いは当該行為をとることを拒絶することが要求されたことについて、信用状又はその他の取引の当事者により報告する義務がある。従って、その要求は銀行が取り扱っている信用状の条件又は制約であるため、銀行は当該要求について報告する義務がある、また、輸出者（受益者）は、輸出者が商品の原産地を決定するため、当該要求を報告しなければならない。運送業者は、商品を選ぶ役割又は義務がないので、運送業者はこの要求について報告する必要はない。しかし、運送業者は、商品が被ボイコット国を原産国としていないこと又は被ボイコット国から入手した部分品を含んでいないことの証明書を提出する要求については、報告しなければならない。§ 760.5、例示(xii)-(xvii)を参照してください。

(b) 商品、包装又はケースに六芒星[ユダヤ教の表象]を用いてはならない

この条件は、時々いろいろな国からの書類文書に見かける。商務省は、この六芒星[ユダヤ教の表象]が宗教上のシンボルであるという見解をとっている。本章の§ 760.2(b)、例示(viii)を参照してください。この条件に合意することは、米国人の宗教に関する情報を提供することへの合意になるので、本規則により禁止されており、除外もされていない。本章の§ 760.2(c)を参照してください。個人又は法人が、取引のいずれかの段階で、これが条件とする取引を進める場合、その者は本規則の違反となる条件に合意したことになる。その条件を無視するだけでは十分でない。この条件に対して断固として異議を唱えなければならない、或いは取引の書類から削除しなければならない。それによって制限される取引に対しては、すべての当事者により報告する義務がある。例えば、上記の(a)で記述される状況とは違って、運送業者は、自社の取引における役割に包装とケースの準備が含まれるので、この要求について報告しなければならない。それが信用状の中の条件であれば、もちろん、銀行及び輸出者の双方が報告しなければならない。それぞれの当事者は、条件の修正と削除を積極的に要求する義務がある。

(c) 商品にも包装にも、ボイコット国で禁止されているシンボルをつけてはならない

この条件は、時々サウジアラビアからの信用状及び船積み書類の中に見かける。我々の見解において、それはボイコットに関連していないので、それは禁止されることも報告義務もない。いろいろな理由によりサウジアラビアで禁止されている広範囲なシンボルがある（多くはその国家の文化及び宗教信念で行うために有しているものである）。この根拠に基づいて、我々はボイコットに関係する条件とは解釈していない。本章の§ 760.2(a)(5)及び§ 760.5(a)(5)(v)を参照してください。

### ビジネス遂行に対する禁止された拒絶

ボイコット国が米国人により販売された商品の輸出をボイコット関連の理由で拒絶する場合、その商品を販売している米国人は、商品を彼らの在庫に戻すことができるか、或いは他の市場に再出荷することができる（米国人は、供給元に返送及び損害賠償を要求してはならない）。その後、米国人は、本章の § 760.2(a) に違反することなく、他の供給者のボイコットに基づかない選択を行うことができ、その特定の取引においてボイコットを行なっている顧客に対する自らの義務を果たすのに必要な商品を供給することができる。その米国人が同様の商品について同じボイコット国から異なるオーダーを受けている場合、以前に商品が拒絶された供給者から商品を出荷することを米国人がボイコットに基づいて拒絶することは、本章の § 760.2(a) における禁止されたビジネス遂行の拒絶になると、商務省は判断している。

商務省は、代替の商品でそのオーダーに応ずることは、元々の供給者との取引の当該者による拒絶の証拠になると考える。一旦商品の出荷が拒絶された場合、このことがボイコット国との今後の取引に設定される制限について商務省は容認する。この理由により、特定の商品の通関許可のボイコット国による拒絶に直面した場合、米国人は米国法の要求事項を守る自らの義務を申し立てることができ、さらに § 760.3(d) に従ってボイコット国による商品の一方的かつ具体的な選択に自ら進んで応諾することを指示できることを商務省は指摘したい。その節の関連部分で以下のように規定している：

“米国人は、ビジネスの通常の過程において、ボイコット国……による……特定の商品の一方的かつ明確な選択に対して、……であるならば、応諾することができる或いは応諾することに合意することができる……商品に関して、ビジネスの通常の過程において、その品目は、ボイコット国への通関時点で、以下のいずれかによりこれらの供給元又は原産地が確認できなければならない：(a) デザイン又は外観のユニークさ又は(b)通常その商品本体（包装を含む）に表示される商標、商品名若しくはその他の識別情報。”

米国人は、ボイコット国による一方的かつ明確な選択に先立って資格のある供給者リストの編集等の特定の役務も提供することができる（すなわち、資格のある供給者リストには、十分に資格があった場合、以前にボイコット国により商品が拒絶されていた供給者を含まなければならない）（ただし、そのような役務が米国人が従事する種類の事業に通例のものであって、かつ、与えられる役務が特質において完全に排他的なものでない場合に限る）。これらの役務の条項についての要求事項の解説については本章の § 760.2(a)(6) を参照してください。商務省は、本章の § 760.3(d) における一方的選択の除外条項が厳密に解釈されること、及びそのすべての要求事項及び条件（以下の事項を含む）を満たさなければならないことを強調したい：

- 選択に対する決定権は、ボイコット国又はボイコット国の国民若しくは居住者によって行使されるものとする；
- 選択は、商品の特定の供給者を断定的に指定して記述されるものとする；
- 許される選択がボイコットに基づいている限り、その選択の目的が人種、宗教、性別又は国籍に基づいて、米国人に対する差別をもたらしていると米国人が知っているか知り得る状況にある場合、その者はいかなる状況においても応諾してはならない。

ボイコット国に輸出される商品のボイコットに基づく拒絶についての問題又は懸念に直面している米国人に対し、その商品がボイコット国によりボイコットを理由に拒絶されている場合において、“損失リスク”条項等の手段、又は供給者に資金的に責任を負わせる条件の採択（1978年1月18日以前に採択されたものを除く）が、制定法及び規則を回避するもの商務省によりみなされ、さらに、それ自体は本章の § 760.4 により禁止されていることを、商務省は警告する。本章の § 760.4(d) を参照してください。

### 米国の州際通商又は外国貿易の定義

米国に定住する米国人（反ボイコット規則で定義される）が米国外にある商品又は役務を購入又は販売する場合、彼らは米国の外国貿易の範疇にある行為に携わっている。商品又は役務が米国のいくつかの州又は準州の地理的な境界線内に物理的に決して入らなくても、法的な所有権又は権利は外国から米国に定住する米国人に移転される。購入の場合、以降の再販も米国通商の範疇にある。

この規則で用いられる用語“販売”及び“購入”は、商品又は役務が所有権を得る者に物理的に移転される状況に限定されないとするのが商務省の見解である。EAR では、米国通商の取引基盤として供する行為を、商品又は役務の“販売、購入又は移転”を含むものとして定義している。商務省の見解として、反ボイコット規則で用いられている場合、“販売”と“購入”が所有権又は権利の移転に関連するのに対して、“移転”は、いくつかの州又は準州と外国との商品又は役務の物理的な移動を意図している。

この解釈は、米国内に定住する者がそれ自身の顧客に商品又は役務を購入又は販売する状況においてのみ適用される。米国人が外国の商品の仲介（即ち、外国のバイヤー又は売り手をうまくまとめること及び商品の移転に助力すること）に従事している場合、販売又は仕入れ自体は、通常、米国通商の範囲にあるとはみなされない。しかし、仲介の役務は、米国から当事者に提供される役務であり、従って米国通商の範疇における行為であって、反ボイコット法の対象となる。§ 760.1(d)(3)を参照してください。

反ボイコット規則の適用を避けるために、米国のいくつかの州又は準州に向けて又はこれらから商品又は役務の所有権の移動を排除するために正常な形態の取引を改変する米国人は、本章の § 760.4 に違反することを商務省は警告する。

### もっぱらボイコット国内での行為—情報提供

本章の § 760.3(h) は、ボイコット国の真正な居住者である米国人が、もっぱらボイコット国内での当該者の行為に関して、その国の法律に従うことができることを規定している。この除外条項で是認される種類の行為には、“受入国の中で情報を提供すること”（本章の § 760.3(h)(1)(v)）がある。あとに続く解説でいうところにおいて、また、§ 760.3(g) でも定義されるところにより、商務省は、当該者は § 760.3(g) で定義されるボイコット国の真正な居住者であること、及び提供される情報がボイコット国の法律又は規則により要求されていることを想定している。この解釈が対象にする唯一の論点は、情報提供が“もっぱらボイコット国内での行為”である状況におけるものである。

“情報提供”の行為には、情報の入手とその後の情報の伝達の2つの要素から成る。この除外条項の条件において、その情報は、ボイコット国により課せられた情報の要求に応じる目的で、その国の外で入手してはならない。従って、ボイコット国の真正な居住者である米国企業が他の米国企業との取引についての情報を提供することを要求された場合、その企業は米国にあるその親会社にその情報を依頼することができない、或いは、ボイコット国の境界外でその他のいかなる問合せもしてはならない。その情報は、問合せを受けた時点で、ボイコット国内に所在するその企業又はその社員が入手可能な情報又は知識に基づいて、ボイコット国当局に提供されなければならない。本章の § 760.3、この章の(h)、事例(iii)、(iv)、及び(v)を参照してください。企業が所有している多くの情報（取引記録及び企業記録）は、実際にはボイコット国の国外を出处としている場合があり、従業員に知らされている多くの情報はボイコット国の国外で入手されている場合がある。このことは、情報がすでにボイコット国に送られた場合、或いは事前に通常の商売上の関係において若しくはボイコットの照会又は目的に無関係に個人により入手された場合、その情報をこの除外条項の適用範囲外に区分させることはない。禁止されている情報（例えば、被ボイコット国とのビジネス関係についての情報）が、ボイコット国政府からの可能性のあるボイコットの照会を見越して、ボイコット国の系列会社に転送された場合、商務省は、これを除外条項の条件における真正な居住者の知識の範囲内の情報としてはみなさない点に留意する必要がある。しかし、真正な居住者がボイコット関連の照会を受取る前にその情報を所有している場合及び通常の商売上の関係でその情報を入手した場合、その情報がいずれかの時点で外国からボイコット国にもたらされた事実にかかわらず、その情報はこの除外条項に基づいて提供することができる。

“情報提供”の分析の第2の要素は、情報の伝達における制限を扱う。それは、ボイコット国の境界内でのみ提供することができる。ボイコット国の法律が要求する情報の当事者への提供について、その当事者がボイコット国内に居住している限りにおいて、真正な居住者のみが、（直接、又はその国内の代理人又は代表者を通して）行うことができる。その情報がその国内のいずれの者に与えられるべきものであるかを判断することは相対的に単純であるので、この除外条項の適用は、いくぶん、より容易である。

何がボイコット国の“もっぱら国内でのみ”の情報提供に当たるのかを吟味する際に、商務省はその情報が関連する取引又は行為の種類については対象にしない点に注意しなさい。この除外条項の適用可否の分析において、取引（取引の発端又は完了を含む）の種類については重要ではないとするのが商務省の見解である。

例えば、ボイコット国に輸入された商品の船荷が通関時点で止められ、かつ、これらの商品を無税とするために、その国内の真正な居住者からの情報が合法的に要求される場合、その情報がボイコット国の国外で始められた取引に関連する可能性があるという事実は、重要ではない。この除外条項の適用可否は、その国内の真正な居住者の行為に基づいて判断される。居住者が自身の知る範囲における情報を提供し、その国内にのみ所在する適切な当事者に提供する場合、その除外条項は情報が提供されることを容認する。

実際のバリエーションが、この除外条項の適用について、及びこの解釈の効力について疑義を生じる場合がある。これらの疑義のいくつかを予期するための一つの努力の中で、商務省は以下に多数の質疑応答を

示した。これらは、この解釈の一部として取り入れられる。

1. Q この除外条項のもとに、米国人であり、かつ、ボイコット国の真正な居住者である企業は、その現地のボイコット当局に情報を提供することができますか？  
A 現地の法律が企業に対して、ボイコット当局にこの情報を提供することを要求しており、かつ、他のすべての要求事項が満たされているならば、Yes。
2. Q 現地のボイコット当局がその情報を中央ボイコット局に転送することを企業が知っている場合でも、現地のボイコット当局に情報を提供することができますか？  
A 現地の法律によって現地のボイコット当局に情報を提供することを要求しており、かつ、他のすべての要求事項が満たされているならば、Yes。情報がしかるべき当局に提供されたあと、その情報に何が起きるかについては、企業は管理できません。（ここには回避についての明らかな可能性があり、商務省はその発生について綿密に調査を行います。）
3. Q シリアの真正な居住者である米国人は、ダマスカスの中央ボイコット局に情報を提供することができますか？  
A いいえ、シリアの法律で、中央ボイコット局に情報が提供されることを明確に要求していない限り、その除外条項は適用されません。シリアには、国内におけるボイコットの実施に対して責任を持つ地方ボイコット局があります。
4. Q 米国人であり、かつ、ボイコット国の真正な居住者である企業が、ボイコット国の税関で輸入貨物を止められて、税関からそれを受取るために船荷についての情報を提供するように求められた場合、その企業は提供することができますか？  
A 他のすべての要求事項が満たされているならば、Yes。情報提供行為は、もっぱらボイコット国の国内で行われる行為である。ボイコット国の国外を起点とする若しくは終結する取引の結果として情報が提供されているという事実は、重大な意味を持たない。
5. Q 米国人及びボイコット国の真正な居住者が、ボイコット国から商品を輸出しており、輸出時点でその国の税関職員に、その商品がイスラエル原産でないことを証明するよう求められている場合、たとえその証明が輸出取引に関連している場合でも、保証してはなりません？  
A 他のすべての要求事項が満たされている場合、Yes。上記の 4 を参照してください。

- (a) 単語“ペルシャ湾”は、書類上に記載することができない。  
この用語は、クウェートからの信用状において一般的なもので、バーレーンからの信用状でも見出せる場合がある。信用状に記載されるのがより一般的であるが、この用語はその他の貿易書類でも記載される場合がある。この用語は、決して実在する経済ボイコットに関連しない地理的な地名以上に、アラブ人及びイラン人の間の歴史的な紛争を反映しているとするのが商務省の見方である。従って、その用語はこの規則のもとで禁止されることもなく、報告の義務もない。
- (b) 商品が米国原産であって、外国の部品を含まないことの証明  
この条件は、数多くのアラブ諸国からの書類に時折記載されている。その言明はポジティブな原産地証明であって、それ自体がボイコット国の輸入及び出荷書類要求事項の応諾についての本章の § 760.3(c) の除外条項の範囲に該当するというのが商務省の見解である。たとえ、ポジティブな条項にネガティブなフレーズが含まれているとしても、そのフレーズは非排除的で、非ブラックリスト的な言明である。商務省の見解において、付加的なフレーズはポジティブな証明書の許容されるステータスに影響を及ぼさないし、その要求を本章の § 760.5(a)(5)(iii) の報告義務があるようにすることもない。
- (c) アラブ領事館（許可されているエジプト領事館を除く）による書類の認証  
この条件は、時々信用状に記載されるが、認証を求める他の種々の貿易書類にも記載されている場合もあり、従って禁止されておらず、さらに、その声明に応諾する要求は、報告する義務はない。数多くのアラブ諸国はエジプトとの正式の外交関係を持っていないので、これらの国はエジプトの大使館活動を認めていない。外交関係の不在が、要求事項の根拠である。商務省の見解において、これは輸出管理法の条件のもとでは、エジプトに対する受容できない外国のボイコット又は禁輸にはならない。従って、その条件は禁止されておらず、その声明に応諾する要求は、報告する義務がない。



## 頼まないのに与えられた入札案内の定義

本章の § 760.5(a)(4) では部分的に記述している：

“さらに、頼まないのに与えられた入札案内又は同様のプロポーザル（ボイコット要求が含まれる）を受けた米国人は、入札案内又はその他のプロポーザルに応じない場合、本節でいうところの報告義務のある要求を受けていない。”

本規則では、このような状況においては“頼まないのに与えられた”は定義していない。数多くの状況の審査に基づいて、商務省は米国人により受け取られた入札案内又はその他のプロポーザルが実際に頼まないのに与えられているかどうかを判断する際に適用される特定の基準を創り出した。

入札の発行以前の商売上妥当な期間において、米国人の代表者が、その企業に代わってビジネスを促進するために関係企業又は代理人と交渉した場合、その入札は頼まないのに与えられたものとはならない。

米国人が入札案内の発行以前の商売上妥当な期間において、入札案内発行国に通常配布される定期刊行物又は出版物において入札案内の対象である製品又は一連の製品群を公示している場合、その入札案内は頼まないのに与えられたものとはならない。

米国人が最新の入札案内の発行の前の商売上妥当な期間内において入札案内を発行している国又は機関に同じ製品又は同様の製品を販売した場合、その入札案内は頼まないのに与えられたものとはならない。

米国人が、入札案内の発行前の商売上妥当な期間内において入札案内を発行している国への通商使節団又はその国での見本市に参加した場合、その入札案内は頼まないのに与えられたものとはならない。

本章の § 760.5(a)(4) のもとで、入札案内を受けている米国人が応じなかった場合、その入札案内は報告する義務がないとみなされる。商務省は、入札案内の単なる受け取り通知は、このルールでいうところの応諾にはならないと判断した。しかし、将来の入札案内について包含する要求の受け取り通知は、応諾になり、報告が必要である。

ボイコット条件又は制約が含まれた入札案内を受けた者が、報告書が提出される時まで、本規則のもとで応諾についてまだ決めていない場合、その者は本規則の中で要求されるところにより報告書を提出しなければならないとするのが商務省の見解である。報告書を提出しようとする者は、彼がボイコット要求に基づいて決定をしていないが、決定が行われた時点で本規則の中で要求されるところにより追加の報告書を提出しなければならないことを、提出する時点で示すことができる（§ 760.5(b)(6)）。

商務省は、本章の § 760. 1 (b) で定義される米国人が本章の § 760. 2 (d) に基づき提供することを禁止されている情報提供のために、米国人は代理人を用いてはならないとする見解をとっている。

本章の § 760. 4 (回避) の例示 (v) は以下のことを規定している :

“米国企業 A は、ボイコット国 Y のすべての医療用品の需要に応ずるため、Y 国と長期契約の交渉を行っている。Y 国は、その契約を締結できる前に、A 社が Y 国のボイコットアンケートに記入しなければならないことを、A 社に通知している。A 社はアンケートに答えることが禁止されていることを承知しているため、Y 国の現地の代理人に必要な情報を提供しよう手配している。これは、A 社に代わって実行される禁止行為を隠蔽するための手段であるため、A 社の行為は本章の回避になる。”

この解釈は、サウジアラビア政府により課せられる代理店の登録要求事項に対する本規則の適用可否を取り扱っている。この要求事項は、外国企業の代理店又は代行者としてサウジアラビアで登録を求めらるるサウジアラビア国が、登録の承認を得る前にその外国企業に関する特定のボイコット関連情報を提供しなければならないことを規定している。

この要求事項は、代理店の規制及び外国での商業登記に責任を持つ政府機関であるサウジアラビア商務省によって課せられている。商務省は代理店又は代行者が以下の事項を申し立てることを要求している :

“宣言文書 : 私儀、署名者は、私の(空欄)としての立場から、(外国の主体者の名前及び住所)は現在イスラエルのボイコット局のブラックリストに掲載されていないこと、並びに、それ(及びもしあれば、そのすべての支店)はボイコット局により発行された決定により拘束されておらず、かつ、ボイコット局により取引を禁止されているその他の企業に対して、(1) 資本参加しないこと、(2) 商品の製造のライセンス供与又は商標若しくは製品売買ライセンスの授与をしないこと、(3) 経験内容若しくは技術アドバイスの提供をしないこと、又は(4) その他の関係を持たないことを、ここに宣言する。署名 (代理店/代行者/流通業者の氏名)。”

要求事項の特質に関連するこの解釈で明確に概説される状況において、そのような申し立てがその代理店又は代行者によって与えられる場合、たとえそのような申し立てが米国人の十分な了解を得て行なわれたとしても、米国人は本章の違反に対して責任があるとはしないとするのが商務省の見解である。

#### 要求事項の特質

この解釈の適用範囲に該当するボイコットに関連する商業登記要求事項について、次の特質を有していなければならない :

1. ボイコット国によって課せられる情報の要求事項は、ボイコット国の現地の法律のもとに、その国の国内で貿易代行者として機能する資格のあるボイコット国の国民又はその他の被統治者に適用される ;
2. 登録の要求事項は、ボイコット国内で外国の企業から取得された商品を販売又は流通する代理店又は代行者の認可の登録に関係する ;
3. その要求事項は、登録処理の決まりきった部分であって、ボイコット関連の基準のもとに選択的に適用されない ;
4. その要求事項は、ボイコット国内の代理店又は代行者にのみ適用され、外国企業自体には適用されない ; 並びに
5. その要求事項は、代理店を管理する責任のあるボイコット国の機関によって課せられる。

代理人が登録要求事項に従っている米国人は、引き続き本規則のすべての条件の対象であり、代理人がこの要求事項に応諾するために代理人に禁止された情報を提供してはならない。

それに加えて、米国人により代理店又は代行者に与えられる権限は、標準的な商慣行に沿ったものでなければ

ならず、その代理人の営利販売及び販売代理権の責務に付随するものを超える権限の付与を含んではならない。

その要求事項は米国人には適用されないので、本章の § 760.5 のもとでの報告義務は発生しない。

この解釈は、商務省によって発行された、輸出管理規則の反ボイコット条項の適用可否について詳細に論ずる他のすべてのもののように、厳密に読まなければならない。この注意条項で詳細に論じられるものと実質的に異なる状況については、本規則の該当する条項のもとに考慮される。個人又は法人は、米国の主たる当事者がボイコットに関連する事態又は可能性があるブラックリストに掲載される可能性がある事態に対処するために代理人を用いようとする状況において、この解釈を適用すること求めないよう特に忠告されている。

## 概要

この解釈は、供給者と下請け業者の選択を扱うボイコットに基づく契約上の言葉について考慮する。この言葉は、§ 760. 3(d)に収載している“一方的かつ具体的な選択”の除外条項からの用語を取り入れているとはいえ、その除外条項の必要条件を満たしていない。その言葉の要求に応諾することは、ボイコットに基づくビジネス遂行の拒絶の規定された禁止事項の違反になる。

## 規制の背景

本章の § 760. 2(a)は、そのような拒絶がボイコット国との合意、要求又は要請に従っている場合、他の者とビジネスを遂行することを米国人が拒絶すること、又は故意に拒絶することに合意することを禁じている。しかし、最終的な選択がボイコットに基づく可能性があるとの認識にも関わらず、その禁止事項は、マネジメント、調達又は採択前の役務の実行には及ばない。

当該役務が許可されるためには：

- (1) 関係する企業又は産業界において通例のものでなければならない；並びに、
- (2) 当該取引から他の者を拒絶してはならない、或いはボイコットに基づくその他の行為を含んではならない。本章の § 760. 2(a) (6)、“ビジネス遂行の拒絶”及び例示(xiii)を参照してください。

本規則において、ボイコット国のバイヤーによる供給者又は下請け業者の一方的かつ具体的な選択に応諾すること（及び、応諾することに合意すること）に関しても特定の除外条項が制定されている。本章の § 760. 3(d)を参照してください。§ 760 の付則 1において、次に掲げる種類の契約上の言葉が、一方的かつ具体的な選択への応諾に関する除外条項の適用範囲に該当すると書かれていた：

“ボイコット国政府（又は第一当事者）は、その独占的な権力において、ボイコット国の中で行われる指名された輸送業者、保険会社若しくは役務の提供者について、又はこの契約書の条件及び制約に従って供給される特定の商品について一方的でかつ具体的な最終選択を行う権利を保持している。”

商務省は、その除外条項の恩恵を要求するために、この合意のもとに行なわれる選択に応諾するために必要な実際の処置が § 760. 3(d)の要求事項を満たしていなければならない点を忠告した。言い換えると、選択における決定権は、もっぱらボイコット国の顧客により行使されなければならない、その選択は特定の供給元を指名するとき、肯定して記載されていなければならない。本章の § 760. 3(d) (4) 及び(5)を参照してください。

## 特別な契約書の言葉の分析

反ボイコット順守局は、ボイコット国政府により発行された入札書類への契約条項が導入されていることを聞いていた。この条項は、多くの点で、§ 760 付則 1に關係するものと類似しているが、いくつかの重大な違いが存在する。

その契約条項では次のように記述している：

[被ボイコット国の国名]のボイコット

この合意の実行に関連して、契約者は、ボイコット国の輸入及び通関手続きの法律及び規則が、ボイコット国への製品及びこれらの部分品の供給及び出荷に適用されることを承知している。契約者は、前記のボイコット国の輸入及び通関手続きの法律及び規則が、特に、次の条件に該当する製品又はこれらの部分品のボイコット国への輸入を禁止していることを明確に承知している：

- (A) 被ボイコット国を原産地としていること；
- (B) 被ボイコット国の法律のもとに組織された企業により製造、生産及び供給されていること；並びに
- (C) 被ボイコット国の国民又は居住者により製造、生産及び供給されていること。

政府は、その独占的な権力において、申し込まれた運送会社、保険会社、ボイコット国の中で実行される

役務若しくはこの契約の条件及び制約に従って供給される特定の商品の供給者の一方的かつ具体的な最終的選択を行なう権利を保有している。

前項のもとに、その権利を行使する際に政府に助力するため、契約者は更に自身のすべての下請け業者、供給者、ベンダー及びコンサルタント及びそのプロジェクトの役務の他の提供者の名前と住所の完全なリストを提供することに同意している。

この契約条項の表題は、その条項がボイコットに関連している意図があることを明らかにしている。最初の項は、§ 760 付則 1, Part II. B で精査される言葉の中のボイコット国の法律の特定のボイコットに関連した要求事項の適用について肯定応答しており、さらに、ボイコット国の輸入要求事項への応諾についての本章の § 760. 3(a) に含まれる除外条項において許される同意に当たることを認めた。第 2 項及び第 3 項は共に、役務及び商品の下請け業者及び供給者の選択の手続きを扱っており、さらに、その条項の文脈の全体において、ボイコットの考慮により動機づけられ、かつ、ボイコット国政府がボイコットに基づく選択（ブラックリストに掲載された下請け業者と供給者の排除を含む）を行うことができることを意図していると考えざるをえない。

問題は、これらの項に § 760 付則 1 で是認されている“一方的かつ具体的な選択”条項からの何らかの言葉を組み込んでいることが、その言葉をビジネス遂行のボイコットに基づく拒絶への同意に対する本章の禁止事項の § 760. 2(a) と無関係とするのに十分であるかどうかということである。この契約条項の最初の文が § 760 付則 1 で論ぜられる言葉と一致している一方で、第二の文はこの契約条項の効力をかなりの変更を加えている。その効力は、契約者を意思決定プロセスに引き入れ、それによりバイヤーによる一方的な選択の特質を消失することである。採用することを計画している供給者の名前を提出することに同意することにより、契約者は、ボイコットに関連した根拠により、最終的な選択の権利を保持したボイコット国のバイヤーに契約者が既に選んだいずれかの供給者を排除できることを与えることに同意している。その要求事項がボイコットを扱っている契約条項に記載されているので、この条項に従ってバイヤーに名前を渡された供給者をバイヤーが排除することは、ボイコットに基づくものと推定される。契約に署名し、それによってその条項のすべてに承諾することに同意することにより、契約者はこの条項の文脈のためにボイコットに基づく推定される供給者のバイヤーによる排除を受け入れるか、契約を破棄しなければならない。

これらの状況において、その下請け業者及び供給者を契約者が、バイヤーのボイコットに基づく審査を見越して選択する方法は、選択の過程へのボイコットに基づく基準の想定される介入のために、許容される採択前の役務とはみなすことができない。従って、§ 760 の違反を確立するのに必要なその他のすべての管轄権上の要件が満たされているなら、契約者が契約書に署名することは、その者がボイコットを理由にビジネス遂行の拒絶に同意していることになるので、本章の § 760. 2(a) の違反になる。

この言葉を、一方的かつ具体的な選択への承諾についての除外条項の適用範囲内に導く見せかけの試みは無効である。その言葉は、供給者を選択する決定権を、ボイコット国のバイヤーの手中に置いてはいないが、この決定権をバイヤーとバイヤーの主たる契約者の間で分けている。バイヤーが被ボイコット企業を供給者又は下請け業者として受け入れないことを知っている場合、契約者は、契約の各要素のためにたった一人の供給者又は下請け業者を選ぶ際に彼の選択権を用いることが求められる。ボイコット国のバイヤーは、そのボイコット方針が要求するところにより、選ばれた供給元又は契約者を受け入れるか排除するかを通してのみ選択権を行使する。これらの状況において、バイヤーは § 760. 3(d) の基準を満たす一方的かつ具体的な選択の権利を行使していると言われまいであろう。この理由により、ここで論じられた契約上の言葉への同意は、バイヤーにより排除された者とビジネスを遂行することの拒絶への同意になり、本章の § 760. 2(a) の違反となる。

## (a) ボイコット国の輸入、通関手続き及びボイコット法に関する契約条項

次の言葉は、ボイコット国により発行される入札書類に見かけられる：

“供給者は、[ボイコット国名]の輸入、通関手続き及びボイコットに係る法律、規定及び規則が、[ボイコット国名]への輸入の際に適用される事実を知っていることを言明する。

供給者は、これらの法律、規定及び規則の下で、[被ボイコット国名]を原産地とする；或いは[被ボイコット国名]の法律のもとに創設された企業によって製造、生産若しくは輸入された；或いは[被ボイコット国名]の国民又は居住者によって製造、生産若しくは輸入された、いかなる製品又はその部品も[ボイコット国名]に輸入することが禁止されている事実を知っていることを言明する”

上記の契約上の言葉に同意することは、本章の § 760. 2(a)におけるビジネス遂行の拒絶の禁止された同意になる。第1項では、ボイコット国のボイコットに係る法律、規定及び規則が適用されることの広範囲の肯定応答を要求している。この言葉が米国人が従うことができるボイコットの制約のみに適用できる場合を除いて、それへの同意は禁止されている。本章の § 760. 2(a)の“ビジネス遂行の拒絶の合意”の例示(v)及び(vi)を参照してください。

第2項で、第1項で言及されるボイコットの制約の適用範囲を限定していない。それは、ボイコット法が、被ボイコット国を原産地とする；或いは被ボイコット国の法律のもとに創設された企業によって製造、生産若しくは供給された；或いは被ボイコット国の国民又は居住者によって製造、生産若しくは供給された、製品に対する制約を含むことを記述している。これらの各制約は、ボイコット国の輸入要求事項順守の除外条項の適用範囲内にある（本章の § 760. 3(a)）。しかし、第2項の制約リストは、限定されたものではない。ボイコット法は一般的にボイコット法のもとにリストされ許容される以上のものを含むので、米国人は引用符でくくった条項には同意してはならない。例えば、ある国のボイコット法は、ブラックリストに掲載された企業により製造された商品の輸入を禁止している場合がある。本章の § 760. 3(g)で規定されている場合を除いて、このボイコットの制約に同意及び応諾することは、反ボイコット法のもとで禁止されている。

上記の契約上の言葉は、付則 1, Part II, A で許容されるものとして判定される契約条項とは、ボイコット国のボイコット要求事項が適用されるとの肯定応答によって、区別される。付則 1 の契約条項の最初の文は、ボイコット法の可能性のある適用を除外していないが、ボイコット国の輸入及び通関手続きに係る法律のみに言及しており、ボイコット法には触れていない。§ 760 付則 1 で十分に論じられる通り、そこで引用される契約条項への応諾又は同意は、それゆえに、容認される。

上記に引用される契約条項は、§ 760 付則 1, Part II, A で扱われる条項と同様に、本章の § 760. 5(a) (1)のもとに報告義務がある。

## (b) 指定された船舶が用いられる場合のブラックリスト証明書の要求事項を削除する信用状条件

次の条件が、しばしばイラクへの輸出をカバーしている信用状に見かける：

“イラク国家海上輸送会社の船舶又は（もし該当するなら）ユナイテッド・アラブ・シッピング会社（SAB）の船舶によって行われる出荷。上記の企業[原文のまま引用]の船舶のいずれかにより出荷が行われる場合、ブラックリスト証明書又はその遂行の証拠は必要としない。”

これらの条件は報告する義務がなく、それらへの応諾は容認される。

最初の文（イラク国家海上輸送会社の船舶又はユナイテッド・アラブ・シッピング会社の船舶を使用する指示）は、商務省によりボイコットに関連するものとしてはみなされないため、報告義務もなく禁止もされない。そ

の指令の明白な理由は、イラクがイラク自身の船舶（又は、ユナイテッド・アラブ・ SHIPPING 会社の場合のように、部分的にイラク政府により設立及び所有された企業により所有される船舶）で積荷を輸送するイラクの優先権にある。輸入又は輸出国自身の船舶を用いるとする前述の“積荷の優先権”の要求は、全世界共通であり、ボイコットに関連しない理由により課しているものである。（本章の § 760.2(a)、例示(vii) ビジネス遂行の拒絶に対する同意を参照してください。）

対照的に、信用状にボイコット関連のホワイトリストを構成することが明らかな船舶又は輸送会社のリストを含む場合、そのリストから船舶を選択する指示は、報告義務があり、禁止もされている。ブラックリスト証明書の要求事項を削除する条件に関連してこのような指示が明白な場合であって、これらの船舶が使われる場合、商務省は、信用状を受け取っている受益者、銀行及びその他の米国人は、その指令にボイコット関連の目的があることを知っているとして推定する。

上記で引用される信用状の言葉の第 2 の文は、それ自体ではブラックリスト証明書を要求しておらず、従って報告する義務もない。信用状の他の個所の条件が、ブラックリスト証明書の要求事項を課している場合、上記の他の条件について報告する義務がある。

#### (c) 米国通商における特定の取引に関連しない情報

本章の § 760.2 (c)、(d) 及び(e)において、米国人は、米国通商における彼らの行為に関連して、特定の情報を提供することを禁止している。情報提供自体が米国通商の範囲において起きた場合、米国通商との必要な結びつきが確認されるとするのが商務省の見解である。しかし、たとえ情報提供自体が米国通商範囲にはなくても、情報提供が米国通商における特定の取引、又は米国通商において予期される取引に関連している場合、米国通商との必要な関係が確認される。例えば、本章の § 760.2(d)、例示(vii)、(ix) 及び (xii) を参照してください。

最も単純な状況は、米国に居住する米国人がボイコット国に情報を提供する場合に起こる。米国から外国への情報の移転自体は、米国通商における行為である。本章の § 760.1(d)(1)(iv) を参照してください。いくつかの状況において、米国外に居住する米国人による情報提供についても、米国通商における行為となる場合がある。例えば、国内企業が管理する外国の子会社が、ボイコット国に提供する目的で米国に居住する親会社から入手した情報をボイコット国に提供する可能性がある。これらの状況においては、子会社による提供は、米国通商における行為になる。本章の § 760.1(d)(8) を参照してください。

情報提供自体が米国通商の範囲にない場合、その提供が米国の外国貿易又は国内通商における行為に関連するという事実によって、米国通商の要求事項に当てはまる場合がある。例えば、米国企業が事実上支配下にある外国の子会社による商品のボイコット国への輸出が、子会社の他の企業との関係に関して、ボイコット国から照会が起きた場合、商務省は、それに応じる子会社による情報提供を、照会が起きた輸出に関連するものとみなす。その出荷が、本規則で定義される米国の外国貿易又は国内通商の範疇にある場合、商務省は、その提供を米国通商における行為に関連するものであって、その提供自体が米国通商の範疇にあるか否かに関係なく、反ボイコット規則の対象であるとみなす。

いくつかの状況において、商務省は、情報提供が、より広範囲の現在及び将来の取引に関連するものとみなす場合がある。例えば、米国企業が事実上支配下にある外国の子会社とその商売上の取引について情報提供を要請され、それに応答しないことが結果としてブラックリストに掲載されることが明確な場合、それに応じる情報提供は、照会のあったボイコット国との子会社の現在及び予期するすべての事業活動に関連するものと、商務省により、みなされる。従って、これらの現在又は予期する事業活動のいずれかが米国通商の範疇にある場合、商務省は、その提供を米国通商の範疇にある活動に関連するものであって、反ボイコット規則の対象であるとみなす。

予期される事業活動が米国通商の範疇にあるかどうかを判断する際に、商務省は周囲の状況のすべてを考慮する。ボイコット国とその他の国との米国人の事業活動の履歴、情報提供が行なわれた後起こる行為の種類、及びこれらの行為に影響を及ぼす可能性がある関連する経済的又は商売上の要素に対して特別な考慮が与えら

れる。

例えば、ある米国人が現在ボイコット国といかなる活動も行なっていないが、その他のすべての国際活動が、本規則により明確にされている米国通商の範疇にある場合、商務省は、ボイコット国の市場への通関を確保するためのその者による情報提供が米国通商の範疇での予期される活動に関連するものであって、かつ、反ボイコット規則の対象であると、みなす可能性がある。同様に、その市場への通関を確保するためにボイコット国に情報提供の後、米国人が米国通商の範疇にあるその国との取引に従事する場合、商務省は、その情報提供が米国通商の範疇での行為に関連するものであって、かつ、反ボイコット規則の対象であると、みなす可能性がある。



本章の § 760.2(c)、(d)、及び(e)は、米国人が、米国の友好国に対する受容できない外国のボイコットに  
応諾、助長又は支援する意図で特定の種類の情報を提供することを禁止している。商務省は、本章の § 760.2  
(c)、(d)、及び(e)に違反する情報提供に当たる伝達することなしに、禁止されている情報を伝達する—すな  
わち、直接的又は間接的にその情報を書いていない米国人によって他の者に伝える—場合があるか否かの質問  
を受けた。この解釈を通じて、“伝達”は、別の者により最初に書かれた情報を、ある者により伝えることと  
して定義される。商務省は、EARのもとに禁止されている情報の伝達（上記で定義される）と提供の間には EAR  
において何の区別もなく、そして必須のボイコットの意図を持って禁止されている情報を伝達することは、EAR  
の情報提供の違反であると考えている。しかし、同時に、伝達を行っている当事者が受容できない外国のボイ  
コットに応諾、助長又は支援する意図があるかどうかを判断する際に、その者の関与に関連する状況が慎重に  
考慮される。

EARは、伝達と提供の間関係について明確に論じていない。しかし、ボイコットに関連する条件に、直接的  
及び間接的行為のどちらによっても、さらには主たる当事者によるか仲介者によるかにかかわらず、応じるこ  
とに対する EARの制約は、単に禁止された情報を伝達した米国人が、禁止された情報を書き提供した者と EAR  
において同じに取扱われることを示している。これは、提起された執行措置における商務省の見解である。

第三者による情報の伝達に対する EARの中の少数の言及は、この見解に沿っている。2つの例示（共に、米国  
人の人種、宗教、性別又は国籍（本章の § 760.2(c)）に関する情報提供の禁止に共に関連している）が、情報  
伝達について明確に論じている。これらの例示（本章の § 760.2(c)、例示(v)、及び本章の § 760.3(f)の例示  
(vi)）は、特定の場合において、特定の情報の提供について、それが禁止事項の範囲にないか、禁止事項か  
ら除外されているかどうかの理由で許される場合、それを伝達することも許されることを示している。これ  
らの例示は、個人によってその者自身又はその者の家族について提供することができる情報に関係している。  
これらの例示は、従業員が情報源であってその伝達の権限を与えている場合、雇主が従業員の人種、宗教、性  
別又は国籍についての情報を含んでいるビザの申請書及び申請用紙をボイコット国に伝達することができる  
ことを示している。言い換えると、これらの例示で示される行政措置の限度内において、情報の伝達における  
従業員の行為は、従業員に適用可能な除外条項によって保護されている。許される行為と禁止される行為の区  
別は、提供と伝達との定義上の区別に基づくのではなく、従業員によって提供される情報の除外される種類に  
基づいている。従業員から発せられた情報は、それが雇主によって伝達されるので、その除外される特質を失  
わない。

その者自身のブラックリストステータスの証明書の提供及び伝達に関する商務省の見解は、同様の根拠に基づ  
いており、第三者が他の者によって書かれた禁止された情報を伝達することができるとする主張については支  
持していない。そのような自己証明書は、EARにおけるいずれの禁止事項にも違反していない（付則 1(I)(B)、  
付則 2、及び付則 5(A)(2)； § 760.2(f)の例示(xiv)を参照してください）。他の者によって作成されたその  
ような自己証明書を米国人が伝達することは禁止されないとするのが商務省の見解である。また、自己証明書  
を提供することは禁止されていないので、自己証明書を伝達する第三者はどの禁止事項も犯していない。これ  
に反して、第三者が他の者のブラックリストステータスについての情報を書いた場合、その情報を伝達する行  
為は禁止される。

ボイコットに関連する情報の許される伝達にも関係する EARの3番目の例示（本章の § 760.5、例示(xiv)）は、  
ある者が他の者により書かれた禁止された情報を伝達することができる意見を支持していない。この例示は、  
本章の § 760.5の報告要求事項（禁止事項ではないもの）を扱っており、単に自己証明書を受け取って伝達す  
る者は、報告義務のある要求を受け取っていなかったことを例示しているだけである。

米国人は、たとえ取引において報告義務のある要求を受け取らなくても、米国人は禁止されている情報を伝  
達することによる情報提供の禁止事項に違反するというのも商務省の見解である。例えば、信用状に添付する  
書類に禁止されている情報を含む場合、必須のボイコットの意図を持って、書類を発行銀行に伝達する買取銀

行は、報告義務のある要求を受け取ってはいないが、禁止された情報を提供していることになる。

商務省は情報の伝達と提供との提起される区別を意義のあるものとして考えていないとはいえ、当事者が、受容できない外国のボイコットに応諾、助長又は支援をする必須条件である意図をもって情報を提供したか否かを確定する際に、第三者の関与に関する事実が重要な場合がある。例えば、取引における1人の関係者が他の当事者により作成された書類を調べることもなしに、入手し伝えることが標準的なビジネス慣行である場合、最初の関係者が調べていない書類に含まれる情報を次へ回すことでボイコットに応諾する意図を持つことを主張することは困難である場合がある。しかし、そのような意図の疑義の解明は、取引の個々の事実と状況の分析にかかっており、商務省はケースバイケースでそのような分析に引き続いて携わっていく。

この解釈は、EARの反ボイコット条項の適用を審議する商務省により発行された他のすべてのものと同様に、より厳密に読まなければならない。この解釈において論じられているものと実質的に異なる状況については、本規則の該当する条項のもとに考慮される。

イスラエルとヨルダンハースム王国の平和条約第 5、第 7 及び第 26 章並びにヨルダンにより立法化された施行法に従って、イスラエルのアラブ経済ボイコットへのヨルダンの参加は、1995 年 8 月 16 日に正式に終了された。

この措置に基づいて、暗にボイコットに関与したとみなされたヨルダンによる情報、行為又は同意に対する特定の要求は、今やボイコットに関与したとはみなすことができず、従って、本規則のもとに禁止されたり、報告義務はないというのが商務省の見解である。例えば、輸出者が、その商品を輸送する船舶のヨルダンハースム王国の港への入港が適格であることを証明する要求は、ヨルダンがイスラエルに対してボイコットを実施していたため、輸出者が応諾することができないボイコット関連の要求とみなされていた。1995 年 8 月 16 日以後のヨルダンからの当該要求は、根拠となるボイコットの要件及び証明の根拠が削除されたので、ボイコットに関連するものとはみなされない。同様に米国企業は、当該企業がヨルダンに赴任させようとしている従業員の出生地の提出についてのヨルダン政府の担当官より受けた要求に応諾することは、当該要求がボイコットに関連したとの推定を生じさせる根拠となるボイコット法又は方針がないため、禁止されない。

ボイコットに関連する文面がある要求、又は受容できない外国のボイコットに明らかに助長したり支援する行為に対する要求は、原産国に関係なく、本規則の対象であることを念のため米国人に注意する。例えば、“ブラックリスト掲載企業”、“イスラエルのボイコットリスト”、“非イスラエルの商品”又はボイコットの意図を示すその他のフレーズ若しくは言葉への言及を含む要求は、商務省の反ボイコット規則の当該条項の対象になる。